

昭和二十九年二月二十四日 衆議院會議録第十二号 司法権の独立に関する権限の緊急質問

ない節があるのであります。そこで、私は、議院運営委員会におきまして、大審大臣並びに刑事局長に詳細にそのことの説明を願いました。刑事局長は、五十万円とはけたの違つた、多額の金の出入りがあるのだ、そのためには、こういうことを捜査して行く上において、すでに有田君には犯罪の証拠を隠滅したがごとき疑いがある、さらにはまた、今後犯罪の証拠を隠滅することがごとき危険がある、そこでこれを逮捕しなければならぬと云う。そこで私が大審さんに聞いたのは、国会議員たるものは憲法で身分の保障をせられておるものであるのに、あえてあなたが、この重要な予算その他の重要案件を審議しておる最中、与野党の分野がこんなに接近しておる最中に、有田君を逮捕しなければならぬという検事総長の進言に同意したのは、この逮捕がこの事件究明のための唯一無二、絶対の方法であるのかどうか、他に選ぶ手段がなかつたのか、私はそれを追究した。大審さんは、私の感じでは深くましいような音を出して、情においては忍びないが、これ以外に方法はなかつたのだ、検事総長の進言は私は同意せざるを得ない、そういう確信のもとに逮捕の請求を出したと云われておるのであります。そこで、内閣が、閣議の決定をもつて、吉田総理大臣の名によつてこれを請求して来た。

それ、逮捕するというに許諾を与えるか反対するかという――憲法五十条の議員の身分の保障は、単に検察官の逮捕請求だけでは侵されないのである。自主性は国会にある。いけなければ、国会はこれを拒否するの権利を持つております。そこで、この請求に對して許諾を与えるか反対するかは院の自由である。しかるに、昨日のこの院の決定はどうか。許諾は与えざるが期限付だといふ。三月三日まで逮捕することができるといふ決定だ。そも／＼これが内閣から請求せられたる案件の答であるかどうか。私は、これは不当の決議だと思ふ。(拍手)衆議院の規則には、百四十九条によつて、表決にあつては条件を付してはならぬといふ。しかるに、自由党は突如として条件を付した。自由党に言わせると、これは条件ではない、期限をつけたといふことだ。私は期限を内容とする条件であると解釈するのです。(拍手)従つて、議事規則の上からは違法の決議をなしたと私は断定する。(拍手)しかしながら、諸君よ、違法であつても決議は決議なんだ。そこで、私は内閣並びに司法当局に問わなければならぬ点があるのであります。諸君、違法であつても、また諸君の暴力的多数の力によつてであつても、決定した以上それは本院の決議ですから、われ／＼は尊重したい。そこでわれわれは、国会議員として院議を尊重するの建前をとるのは当然でございま

す。しかしながら、そのこと自体が司法権の独立性を侵犯しているのではないのか。すでに有田君に対する逮捕状は今から一時間ほど前に出たそうですから、それですら、裁判所においても相當の決意があつてやつたことだろうが、わが院の決定は三月三日まで。この院の決定を尊重すれば、三月四日には有田君を釈放しなければならぬことになる。大審さんに聞きたいのは、捜査の途上において証拠隠滅の疑いありとして逮捕した者に期限を付して、司法当局と言いましようか、検察官の目的が完全に保証されるものであるかどうか。(拍手)そんなことでほんとうの捜査ができるのかどうか。

そこで私は内閣に聞きたいのは、わが日本國の憲法の精神は、三權分立の精神を蹂躪しては立憲政治は成り立たない。(拍手)われ／＼は國家最高位の機関に議席を持つておる。しかしながら、行政府も司法府もそれ／＼獨立したる権限を持つて、その間紛争してはならないのです。固然に多量の独立性を持つてゐるところに立憲政治が円満に運用できると思ふ。そこで、かくのごとき決定は司法府に対する行政府の行き過ぎではないのか。(発言する者多し)立法院の行き過ぎではないのか。もしそうだとすると、三權分立の精神が破れる。もしそれ司法府が立法院の決議を尊重して中途半端で有田君を三月四日釈放しなければならぬといふことになりまふなら、これほど世の疑惑の的となつておるこの案件が明確なる結論に到達することができないという結果になる。(拍手)私は言ふ。自由党の諸君は、それほど有田君を擁護したかつたならば、なぜ議會本来の権能によつて逮捕に反対の主張をしなかつたのか。(拍手)堂々と反対しなかつたのか。半分賛成して半分反対しておるようなその行動は、世論を恐れたる卑怯な行動ではないか。(拍手)そういう行動は必ずしも有田君にとつても有利なことではありません。(発言する者多し)いんや、多数の力をもつて捜査に妨害を与えたといふ世論が沸騰しておるのです。(拍手)

そこで大審さんに聞く。あなたは、検事総長の進言によつて、絶対証拠隠滅を防ぐためには有田君を逮捕しなければならぬと請求したと云うのだが、事態はこうなりました。しかも、閣議で決定したが、あなたの要求と違つた結論を出した。そこで、あなたは司法府に對しては検事総長を指揮命令する権利がありになるそうだが、そんなことで一併司法府の最高責任者たる権威を維持することができると云うのか。(拍手)現に、今朝の新聞によれば、検事総長はすでに昨夜の決議は無効であると発表しておる。(拍手)あなたと検事総長とは同意見だ。それが破れたる今日において、あなたの責任はどうか。

しかも、私の最も残念にたえないことは、大審法務大臣の進言によつて閣議は有田君を逮捕するという請求に一致しながら、きのうの投票には閣議こそつて反対の投票を入れたのはどういふ意味か。われ／＼とは反対の投票を入れておる。私は、理論上はどうあつても、政治道徳上は許されざる行動だと思ひます。(拍手)しかも、大審法務大臣は当院内に参議しておらぬ。きのうはあの投票に参加しておらぬ。それは一体どういふわけか。責任ある政治家なら、あなたの主張を全うするために、堂々たる結論を得るための投票をしてしるべきだ。おとよ、あなたは自由党といふ政党に遠慮せられたのでしや。心事はよくわかりますが、それで司法府の最高責任者たるの権威を維持することができないと思ふが、どうか。(拍手)しかも、このことが端緒となつて、これが前例となつて、次々と、もし／＼いふ事態が起るとなれば、日本の治安の責任の最高にあるあなたとしては、まさにこの事態の紛糾の大責任を負わなければならぬと思ふのです。あなたの法務大臣就任中に憲法の大精神が蹂躪せらるゝことが問題が起つたといふことは、あなたのために不幸なことである。しかしながら、起つた以上は、あなたは責任を明確になさなければならぬのでございます。

総理大臣もおられませんし、時間もあ

りませんから、簡単に緒方さんにお伺いする。内閣は有田君の逮捕請求に満場一致賛成して、しかも結果においては捜査に不都合を来すような決議が行われた。しかも、あなたはわれわれと反対の投票をしておる。

○議長(堤廉次郎君) 権龍君に申し上げます。申合せの時間が来ておりますから、なるべく簡単に願います。

○権龍三郎君(続) もう結論です。——そこで、あなたの内閣としての責任を問きたい。立法、司法、行政の三権分立を守らなければ、日本の立憲政治を守ることができない。今や、わが国の三権分立は、一部一派の人々の横暴によつて、まさに立法府が司法部に介入したと云ふ状態が現出しておる。(拍手)この事態を政府としていかに見るか。三権分立に対する内閣の明快なる見解を私は披露していただきたい。

なお、私は、この事態のために、国会がともすれば重要案件の審議を忘れて、あそこでもこどもで疑獄々々で明け暮れしておるような印象を与えておることは、国会のために残念です。そこで、私は、一たび検察当局が手を下した問題は立法府としては静観すべきものだといふ持論を持つておるのであります。従つて、立法府は、自重するともに、あえて司法部の権限を侵してはならぬ。厳然として事態の推移を見守るのが議会の態度であると私は信ずるのでございます。(拍手)従つて、この際、大憲法務大臣の責任、諸方閣総理の内閣を代表しての憲法の精神に対する御見解を承りたい。

なご聞きたいこともございしますが、時間の注意もございしますので、この程度にとめておく次第であります。(拍手)

○議長(堤廉次郎君) ただいまの権龍君の発言中、秘密会の内容で、もし秘密を要する部分があれば、速記録を取調べの上適当に処置いたします。

○國務大臣(緒方竹虎君) お答えをいたします。

最初に、期限付承諾を与えるの件は、三権分立を混淆させ、捜査の妨害となるもので、あの動議は不当ではないかという御質問であります。政府といたしましては院議を尊重すべきものと考へた次第であります。

次に、三月三日までに釈放しなければならぬ趣旨になるが、表決に期限という条件を付することは衆議院規則に反するものではないか。これは政府としては意見を申し上げる立場にありません。

それから、結果において刑事訴訟法の逮捕、勾留の権限を院議によつて縛ろうとするもので、従つて司法権の侵犯になるのではないかと御質問に對しましては、政府といたしましては院議を尊重すべきものと考へております。裁判所がこの議決をどういうふうに取り扱うかは、事司法に關することであり、私から申し上げる限りではございせん。

次に第四の御質問であります。司法部が衆議院の院議を尊重しなかつたときには、院議が踏みにじられたことにもなり、また院議自体が不当であるといふことになりはしないかという御質問であります。これは事司法に關することであり、私としては意見は申し上げられせん。

それから、閣議決定をして政府が承諾を要請しなから、同じ閣議が請求理由とは別の意義を持つた投票を行つたことは無責任ではないかと御質問と承りましたが、内閣が閣議決定の上逮捕承諾の要求を提出いたしましたことは、国会法の命ずる手続を忠実に履行したものであります。すなわち、この閣議決定は、いわば事務的手続的のものであり、事の性質上、政治的考慮を加へる余地のないものであります。従いまして、この閣議決定に關する閣議が、衆議院議員たる資格におきまして、独自にその賛否を表明することは、議員としての職責上当然のことであり、法律的にも政治的にも何ら問題になる余地はないと考へております。

以上申し上げます。(拍手)

○國務大臣(犬養毅君) お答えを申し上げます。

権龍さんが言及されましたように、われわれは院議に對して尊重の念を持たなければなりません。すでに院議が決議されました以上、これに對して司法部の捜査方針について便宜であるとか不便であるとかいふことは、今後四十八時間後に発せられるべき勾留状の内容を見ない前に申し上げることは政府として差控へたいと存じます。

それから、ただいま申し上げましたように、権龍さんも言及なさつたこととございしますが、本日午後一時ごろ東京地方檢察庁の當井檢事有田議員に對して取調べを始めます。勾留状はすでに発せられておる由でございしますから、勾留状の切りかえが行われますのはおそろく二月二十六日と予想せられますので、同日夕方になりますことには、いかなる内容の勾留状が発せられるかわかりません。この勾留状が発せられた後において、この勾留状のわくの中において、司法部としてはできるだけの善処をいたしたいと考へておる次第であります。

議員有田二郎君逮捕承諾に關連する緊急質問(山中日露史君提出)

○山中日露史君 私は、日本社会党を代表いたしました。昨日本院におきまして可決せられました。有田二郎君の逮捕につき条件付承諾を与へた点についての、内閣総理大臣並びに閣僚大臣の所見について若干の質問をいたしたいと思ふのであります。

先刻来、諸方閣総理並びに大憲法務大臣は、昨日の院議は尊重するといふことを申しておりますが、私は、院議を尊重するがしないかといふことはなしに、あの昨日の条件付承諾といふものが法的に効力があるかどうかといふことについての政府の法的見解を承りたいと思ふのであります。

国会を國權の最高機關と規定いたしました新憲法におきましても、立法、司法、行政の三権分立の精神といふものは厳然として存在し、これを相侵さざることには民主主義の根本原理のあるといふことは、いまさら申し上げるまでもありません。憲法が国会議員の逮捕に關して国会開会中は院の承諾を必要としたし、たゆめなし、時の政治權力によつて国会開会中みだりに国会議員を逮捕して立法府に司法権が干渉するのを排除するにあるといふことは、これは申し上げるまでもありません。それと同時に、一旦逮捕を承諾した以上は、あとは司法権におまかせをして、立法府が司法権に制約や干渉がましいことをしないといふのが憲法の精神であると

○議長(堤廉次郎君) 次に、議員有田二郎君逮捕承諾に關連する緊急質問を許可いたします。山中日露史君。

昭和二十九年二月二十四日 衆議院會議録第十二号 議員逮捕許諾に關連する木下君の緊急質問

いうことも忘れてはならないと思うのであります。(拍手)しかるに昨日の院議において条件付許諾を与えたということは、いまだかつて前例のないことであるのみならず、許諾以後における司法権の行動に制約を加えるものであつて、明らかに憲法の精神に反するものであると言わざるを得ないと思つてあります。(拍手)この点に關する緒方副総理並びに法務大臣の所見を承りたいと存じます。

次に、衆議院規則との關係でありませんが、衆議院規則の百四十九条には、明らかに、表決に対しては条件を付してはならないという規定を規定いたしております。この規定の立法の趣旨は、いさしくも表決たる以上は、將來の条件とかあるいは期限とかいふものの威威、到来によつてその表決が左右せらるるという不明確性を排除すること、に立法の精神があるということば、これまた申し上げるまでもありません。従つて、民法上の条件と期限の區別というものは問題にならないのであります。従つて、かかる条件は当然期限を含むものでありますから、こういうことをつけるような表決は無効であるといふことは考へておりますが、これに對するところの政府の所見を承りたいと思つてあります。(拍手)

問題は、法律的問題というよりも、むしろ内閣の政治的責任、あるいは投票に加つたその國務大臣の心境に對して私どもは何いようと思つておられます。一旦閣議におきまして有田逮捕問題について院の許諾を必要とするという決定がなされた以上は、一むろん、大臣も国会議員でありますから、投票権を行使するということ自体は私どもは必ずしも違法とは存じません。しかしながら、その許諾を与えるという閣議の決定に對して、本會議におきまして条件付の許諾に投票を行おうとしたその心境を、私どもはまずお伺ひたいと思つておられます。(拍手)これを要するに、有田二郎君の条件付許諾の問題は、一旦許諾を与えた以上は一切を司法機關にまかせるべきであります。許諾すべきか、あるいはすべからざるかの二者択一の問題であつて、予算審議のときに頭数が一人足りないというやうな、やういふ政治的な意味をもつて、やういふ理由から期限を付するということは、明らかに憲法並びに衆議院規則の精神を無視するものと云わなければならぬと思つておられます。(拍手)今日世論は吉田内閣の逮捕事件につきまして鋭い批判と聲援を傾けております。このとくにあたりまして、許諾そのものを容認しておりながら一定の期限を付したということは、法律問題は別といたしましても、有田問題を、予算審議の重要性に名をかりて、期限付をもつて証拠隠滅の機をとらんとしたものであることを断言せざるを得ないのであります。(拍手)

以上の諸点につきまして、政府の明らかなる法的見解を承りたいと存じます。以上をもつて私の質問を終ります。(拍手)

〔國務大臣(緒方副総理) 答へた〕

〔國務大臣(緒方副総理) 答へた〕

政府といたしましては、院議を尊重すべきものであると考えております。また、それに対してやういふ意見を持つておるかという御質問に對しましては、政府はこの際意見を言うべき立場にないということをお願いいたします。

さらに、表決の期限、あるいは閣僚が逮捕許諾を要請した趣旨と違つて投票をしたことにつきまして御質問でありましたが、これに關しましては、先ほど権限の御質問にお答えをいたしましたので、ここに繰返しません。

〔國務大臣(犬養健) 答へた〕

有田議員の逮捕に条件をつけたことが有効であるかどうかという御質問であつたと存じます。有田氏に對する逮捕許諾は、現に本日裁判所から逮捕状が出ておりますので有効でございます。ただ、三月三日まで許諾をするのが有効であるかどうかにつきましては、

では、先ほども申し上げたと存じますが、二月二十六日夕方発出せられるであらうところの裁判所の勾留状によつて私どもは判定したいと考えております。

次に、すでに院議が議決されたこととでございまして、院の議決の精神を尊重して処置するはか政府としては処置の方法がないと存じます。しかしながら、この議決を裁判所がいかに取扱うかは裁判所の権限に屬しておりますので、私からこの場合申し上げることは差控へたいと存じます。

議員逮捕許諾に關連する緊急質問

〔木下郁君提出〕

○議長(橋本次郎君) 次に、議員逮捕許諾に關連する緊急質問を許可いたします。木下郁君。

〔木下郁君登壇〕

○木下郁君 私は、日本社会党を代表いたしまして、議員有田二郎君に關してなされた昨日の逮捕許諾の決議に關連して、緒方副総理、大憲法相及び法制局長官に、政治的並びに法律的な両面から若干の質疑をいたさんとするものであります。

昨日院議でなされた有田君の逮捕許諾の案件の審議にあつて、三月三日までという期限付の許諾の銀治君の動議が自由党の諸君の賛成で成立しましたことにつきまして、有田君がつて本院において懲罰に付せられたと

いられたことの前歴者であること、有田君の容疑の一つでありますところの造船疑獄が、ひとり有田君ばかりでなく、先日子算委員会中曾根君によつて発表された通り、自由党の首脳部、ことに閣僚にまで疑獄の雲がかかつておられますので、日本全国民は、昨日の決議に對しまして、自由党の立場に對してあきれ返つております。(拍手)眞に真剣な、まじめな人たちは、憤激をすら覚えているのであります。

(拍手)平素綱紀肅正を口にされておりますところの吉田内閣は、昨日の決議が日本全国民を十分納得させているとお考えになるか、それとも全国民はあの決議を不明朗なものと考えているか、その点を承りたいのであります。(拍手)次に、吉田内閣は、経済自立のための緊縮政策と称しまして、何十万という働く者の首を切つてその生活糧を脅かしながら、反面において、有田君の逮捕に關連しているこの造船疑獄の一事だけの例を見まして、利子補給とか損失補償とか稱しまして、國民の血税から何千億という金を出している。その中に、経営困難と稱して利子の補給を受けあるいは損失の補償を受けている造船業者、船会社が、なんと何百億という金を政界汚濁のためにばらまいている。(拍手)有田君のごとき一議員にしまでも、その後援会と稱するものに多額の金が出たことは、御本人

昭和二十九年三月二十四日 衆議院會議録第十二号 議員逮捕許諾に關する木下君の緊急質問

が言つてゐるのであります。かような
姿で、國民が政治を信頼するであら
ましようか。國民の政治に対する不満と憤
りはフアシズとなり共産主義となる
ことは火を見るよりも明らかでありま
す。正しき者、働く者が暮しにあえ
ぎ、権力を持つ者、不正を働く者が榮華
に誇る今の日本の姿を総理大臣は何と
考へてゐるか。世に共産党とフアシズ
ムを育成するものは吉田内閣であると
言われております。(拍手)この政治の
姿を見れば、その言われるのもまこと
に無理からぬと思つてゐます。吉
田内閣は、今の姿でもなお一割のり
ペートを受取つてゐる船会社に従来通
りの補給金を支給せんとする政策を続
けようとしてゐるのかどうか、その点
をお伺ひしたいのであります。

次に、有田君の逮捕許諾に對して、
大憲法務大臣は最初から無條件の許諾
を求めて来たのであります。三月
三日などという期限をつける動議に對
し欠席されまして、同じ内閣の關係は
期限付に賛成されまして、政府の統一
のないことを暴露したのであります。
大憲法相は、なぜ堂々と出席して、
この動議に反対しなかつたのでありま
すか。政治道徳の振興のために、
この点を伺つておきたいのでありま
す。内閣不統一のこの醜態は、國民が
絶対に納得しないところでありま
す。吉田総理は、かような閣僚の不統一な
行動に對して、政治的に何の責任もお
感じにならないのかどうか、その点を

伺つておきたいのであります。(拍手)
次に、昨日の期限付逮捕の許諾の法
律的効果につきまして、今朝の新聞で
もわかります通り、全部が無効であ
るといふ説と、全部有効であるといふ
説と、期限付の部分だけが無効である
といふ三つの説が出ております。私
は、議員の会期中の不逮捕、会期前の逮
捕者に対する釈放の要求といふような
問題に關する憲法五十條及び国会法の
三十三條、衆議院規則の百四十九條等
の趣旨から考へまして、昨日の衆議院の
出したあの三月三日までというのは、
三月三日までで、四日には釈放するな
らば許諾するといふ意味の趣旨であれ
ば、これは無効であります。しかしな
がら、私はさういふ意味ではないと考
へておるのであります。それで、私は、
三月三日の期限を付した部分の効力が
あるかないかが問題になると思ひま
す。

憲法五十條において、特に会期前の
逮捕者の釈放要求の道を開いておる
が、会期中に逮捕された者に対して釈
放要求ができるかできないかという点に
ついては、憲法にも、ほかの法律にも
規定いたしてありません。そこで、こ
れをいかに解釈すべきものかというこ
とが問題になるのであります。昨日の
決議は、逮捕の許諾と、三月三日限り
釈放すべしという二つの通つた内容を
持つた決議であると私は考へるのであ
ります。そうして、その逮捕に許諾を

するといふ部分は有効であります。し
かしながら、その三月三日限り釈放す
るといふ釈放要求の部分は、前に申しま
した憲法の規定その他から考へて、これ
は無効であるといふのは考へるのであり
ますが、(拍手)政府、法制局長官はどう
いふふうにこれを御解釈になつておる
か。國民も迷惑を持つております。け
さの新聞で國民は迷つております。そ
の迷ひを解かせることは、政治の側
に當る者の責任であります。(拍手)それ
をお答へにならないで、詭弁を弄して
大憲法相ががれんとするがごときは
最も卑怯な態度であります。昨日もこ
の議場に出席しなかつたと同じような
卑怯な態度と言わざるを得ないと思ひ
ます。(拍手)

それからなお、これは直接これに關
係する問題ではありませんが、政府に
何つておきたいのは、この議員不逮捕
の原則が設けられました歴史的な意義
から申しまして、私は、司法部から
逮捕の許諾の要求があつたときには、
議院としては、議院の都合でこれに應
ずるか応じないかを決定すべきもので
ある、さうしてその容疑は、証拠が十
分あるかないか、どんな罪質なのかと
いふようなことは立ち入るべきもので
はないと考へております。議院の都
合で、その人の国会内における働きが
必要であるかないかによつて逮捕の許
諾に應ずるか応じないかを決定すべき
ものであると私は考へておりますが、

この点に對して、政府は、ことに法制
局長官はどんなふうに御解釈になつて
おるか、何つておきたいのでありま
す。なぜその点を伺うかと申します
と、私が繰返さなくても、三権の分
立——われわれは、立法府としてのわ
れわれの權威に、つめの先も侵害を加
えることを許しません。しかしなが
ら、同時に、私は、司法權の獨立
のために、やはり渾身の力を注いで
これを擁護しなければならぬと信ずる
から、この点を伺うわけでありま
す。(拍手)

最後に大憲法相に伺つておきたいの
は、衆議院は昨日、三月三日という期
限をつけたそのたつた一つの理由とし
まして、三月四日ごろ予算案が上程さ
れるから、それに欠席してはならぬと
いうことを言われました。これは衆議
院の研究が足りない。これは衆議院
の執行停止の法に於いて、予算
審議の採決に加わるために出ると言
へば、執行停止の方法をとれば、いつ
に出来来れるのであります。それ
を、かような、予算審議のためとい
ふたつた一つの理由であらういふ動
議を出しましたが、これはまづたう理
由になりません。勉強が足りないか、
またははかに意圖するところがあつた
と解釈する以外に方法はないのであ
ります。

はかように考へております。院内の政
治情勢が、自由党にとつて一票、二票
がたいへん大切なやうな情勢に
あるので、自由党の諸君がやはり有田
君の一票を温存するといふ意味があつ
たのではないかと、それから、それか
ら、有田君の演じておるいろ／＼な役
割、造敵嫌疑に對する役割その他等々
の結果になつたのではないかと國民は考
えております。(拍手)さういふ点につ
いて、十分、政府たるものは、ことに
大憲法相たるものは、はつきり國民に
態度を示す必要があると思ひます。
私は、國民がかような疑念を抱くの
は無理もないと思ひます。大憲法相
は、今でも期限付許諾決議は不当であ
る、自分の請求したのは期限付許諾請
求ではなかつた、さういふ意味でこの
許諾請求が不当であるとお考へになつ
ておるかどうか。それが不当であるか
どうかといふことを拘留期日が来るま
で待つてするといふやうな、そんな詭
弁でお答へになつたのでは、あなたの
政治家としての誠實さに対する國民的
信頼が一へんに吹つ飛んでしまひま
す。どうかまじめにお答へを願ひたい
のであります。

以上をもちまして私の質問を終りま
す。(拍手)
○議長(橋本次郎君) ただいまの木下
君の発言中、有田君に關し事案の誤り
があるとの申出がありますので、速記

昭和二十九年二月二十四日 衆議院會議録第十三号 茨城県その他における警察の教職員に対する思想調査、不当弾圧事件に関する野原君の緊急質問

〔国務大臣 方竹虎君登壇〕

○国務大臣 方竹虎君 答をい
たします。御意見を承りました
が、私に対する御質問の要旨は、昨日
の衆議院の動議を不問なものと思
ないか、また期限付の逮捕許可は有効
であるか無効であるかということのよ
うであります。政府といたしまし
ては、この場合院議を尊重するのみで
ありまして、これらのことについて意
見を申し上げる立場にないというこ
とをお答えいたします。(拍手)

○国務大臣 犬養健君登壇

○国務大臣(犬養健君) 答を申し
上げます。

たゞの御質問でございますが、
期限付許可が当であるか不当であるか
という御質問でございますが、すでに
お答え申し上げましたように、われ
れは院議に対して尊重の念を持たな
ければなりません。すでに院議が決定
いたしましたことでございますから、こ
の院議尊重の念を現実問題たる来る二
十六日夕刻に発せらるべき勾留状の内
容にどうやうして現時的に現わすかとい
うことを待つよりはかたはなしと存じま
す。

次に、昨日の動議に私が欠席したの
は単に、けしからぬということござ
います。実は期限付許可というこ
とを伺いまして、これは少くも前例に

ございせんので、これに対する確た
る観念を持たなければなりません。存
じまして、法務当局を本省から呼ん
で相談して、議員としてまことに
遺憾に存じております。

それから、三月三日の許可の有効
無効のことでございますが、先ほど申
し上げましたように、幾たびか繰返す
ことになりましたが、二月二十六日夕
刻に発せらる勾留状の内容を見てわれ
れは判定したいと考へております。

期限付の逮捕許可は全部無効
であるか有効であるか、一部分有効
であるかということでございますが、
御承知のように、本日裁判所から有
田議員に対する逮捕状が発せられた
ので、これは少くも全部無効ではな
いという証拠になると思ひます。爾
余のことは詳細な調査中でございます。

それから、逮捕許可についていろ
いろ被疑事実の内容の論議があつたや
うだが、これは種々かではないのでは
ないかというお話をいたしました。い
かに、私は議院運営委員会に出ま
して、秘密会の条件のもとに逮捕のや
むを得ざる事情を述べました。しか
し、これは、逮捕許可の可否につきま
しては、もとより院が御決定になるこ
とでございますけれども、その御決定
になる判断の資料としては、できるだ
け最小限度の材料を懇切に提供するこ
とが当然の義務と考えた次第でござ
います。(拍手)

〔政府委員 佐藤達夫君登壇〕

○政府委員(佐藤達夫君) 昨日許可
の議決に關しまして、その効力のお尋ね
がありました。ただいま両大臣から
お答えがありましたところによつて
加へることはないと存じます。要する
に、昨夜衆議院議長のお名前により
まして、総理大臣に正式の通知が参
つております。その通知にうたわ
れておりますところの院議の内容をそのま
ま尊重して行くほかはない、かように考
へております。(拍手)

○野原君 茨城県その他における警察の教職
員に対する思想調査、不当弾圧事
件に關する緊急質問(野原君提
出)

○野原君 茨城県その他における警察の教職
員に対する思想調査、不当弾圧事
件に關する緊急質問(野原君提
出)

○議長(堤隆次郎君) 荒船君の動議に
御異議ありませんか。

○議長(堤隆次郎君) 御異議なしと認
めます。よつて日程は追加せられま
した。

茨城県その他における警察の教職員
に対する思想調査、不当弾圧事件に
關する緊急質問を許可いたします。野
原君。

〔野原君登壇〕

○野原君 私は、日本社会党を代表
いたしまして、最近ひんびんとして、
全国的に、しかも組織的に行われて
おります教職員の思想調査、並びに警
察官の教職員に対する不当な圧迫とい
ふきわめて憂慮すべき事態につきま
して、総理大臣並びに文部、法務関係各
大臣に対して緊急の質問をいたさんと
するものでございます。(拍手)

今日全国的に頻発いたしました教職
員の思想調査のケースは、およそ官憲
を通ずるものと都道府県、地方教育
委員会を通ずるものと二分されようか
と思つてございまして、しつとして
これら権力機關の思想調査の内容の一
端を述べますならば、制服の警官、地
区警察の刑事等が、教員の研究会等
についての会合の内容、時間、人員、
講師等を質問し、または書面にて提出
することを強要し、調査にあたつて、
これらの警官は父兄の家を訪問し、あ
るいは校長を通じて、町内の職員に
依頼し、はなはだしきに至つては、教
員の一人もいない校長室に生徒を呼
び入れ、学校周辺の児童のノートを検
閲する等、教育上まことに恐るべき方
法によつて調査をいたしておるので
あります。(拍手)

また、調査に私どもが参りますと、
各地の國警が申しておりますこと

昭和二十九年二月二十四日 衆議院會議録第十二号 茨城県その他における警察の教職員に対する思想調査、不当弾圧事件に関する野原君の緊急質問

は、本部の知るところではない、われわれは関与しないということを言つておるのであります。法務大臣は、参議院の本院におきまして、その取締りに私は努力をすると思ふながら、なおかつ警察官の教職員に対する不当なる思想調査が断たれないのは一体いかなる事由によるのでございましょうか。(拍手)もしそれ、上司の命令ではなくて、単なる下部末端の警官の行き過ぎであるとお考えになるならば、かかる行き過ぎた行為をとられた警官に對し、いかなる処分を法務大臣はなされましたか、それともまたなさらないとせられておりますか、同時にかかる事例の根絶に向つて今日までいかなる努力をなされましたか、お伺いいたしたいと思ふのであります。(拍手)

大臣が、警官の不当なる行動に對し、何らの抗議をも発しないばかりか、いかなる抗辯もなされず、むしろ警官の行動を是認するかのどこか態度をとられてゐることは、まことに奇怪千萬と申すべきであります。(拍手)この点に關し文部大臣はいかなる所信を持たれておられますか、承りたいのでございませう。

次に文部大臣にお尋ねをいたします。警察官が教員の行動を調査し、子供を通じて教師の言動を探るといふことは、まづたく教師を侮辱し、危険人物扱いをするばかりでなく、実に教育を阻害するもまたはなはだしいと言わなければなりません。(拍手)御承知のように、日本国の憲法は、第十九条、第二十一条、第二十三条において、學問、言論、集會、結社、出版、思想の自由を保障し、これを侵してはならぬと明確に規定してございませう。文部大臣は、この憲法の命ずるところに従つて、特に學問と教育の自由を守る義務と責任を有するはずである。その文部

大臣が、警官の不当なる行動に對し、何らの抗議をも発しないばかりか、いかなる抗辯もなされず、むしろ警官の行動を是認するかのどこか態度をとられてゐることは、まことに奇怪千萬と申すべきであります。(拍手)この点に關し文部大臣はいかなる所信を持たれておられますか、承りたいのでございませう。

大臣が、警官の不当なる行動に對し、何らの抗議をも発しないばかりか、いかなる抗辯もなされず、むしろ警官の行動を是認するかのどこか態度をとられてゐることは、まことに奇怪千萬と申すべきであります。(拍手)この点に關し文部大臣はいかなる所信を持たれておられますか、承りたいのでございませう。

大臣が、警官の不当なる行動に對し、何らの抗議をも発しないばかりか、いかなる抗辯もなされず、むしろ警官の行動を是認するかのどこか態度をとられてゐることは、まことに奇怪千萬と申すべきであります。(拍手)この点に關し文部大臣はいかなる所信を持たれておられますか、承りたいのでございませう。

しながら、これは具体的事例の調査に名をかりた教員の思想調査を行つたものであることは明らかでございませう。とにかく、文部大臣は、教育を今日の政治権力のもとに掌握しようという野望を持たれておるのであります。教育の中立性保持という美名に隠れて政府権力のもとに構成せられた教育が、はたして中立性を保持した教育であるといふ得るでございませうか。(拍手)一國の文政を預かる責任者文部大臣が教育を権力支配のもとに置くことは、みづから教育の中立性を侵犯することであり、憲法違反の行為をあえてしておるものであると思ふのでございませう。(拍手)このことは断じて私どもは承認することができません。この点に關し文部大臣はいかなる反省を持たれておるか、承りたいのでございませう。

最後に、私は総理大臣に質問をいたします。今日政府は教員から政治活動の自由を全面的に剝奪し、懲役三年という威嚇の中で日本の教育と民主主義を根柢から破壊せんとする、世界に類例なきファシズムの悪法をつくつておるのであります。しかし、この反動的文政の担当者である大連文部大臣は、かつてシンガポールの市長を助められたはずである。(拍手)小機戦争内閣の内務大臣を助められたはずである。その文部大臣を先頭として、このお方が今日新しい時代の日本の教育の指導者に納まつて、教育を権

文部大臣あるいは文部当局に對していろいろの御批判がございましたが、今日の文部省におきましては、教育基本法の定むるところにのっとりまして、日本の教育を政治的偏向から救おうという意味において、國のため全身全霊をあげて努力しておるのでございまして、その点について何ら國民の信頼を裏切るものではございませう。

最後に、私は総理大臣に質問をいたします。今日政府は教員から政治活動の自由を全面的に剝奪し、懲役三年という威嚇の中で日本の教育と民主主義を根柢から破壊せんとする、世界に類例なきファシズムの悪法をつくつておるのであります。しかし、この反動的文政の担当者である大連文部大臣は、かつてシンガポールの市長を助められたはずである。(拍手)小機戦争内閣の内務大臣を助められたはずである。その文部大臣を先頭として、このお方が今日新しい時代の日本の教育の指導者に納まつて、教育を権

最後に、私は総理大臣に質問をいたします。今日政府は教員から政治活動の自由を全面的に剝奪し、懲役三年という威嚇の中で日本の教育と民主主義を根柢から破壊せんとする、世界に類例なきファシズムの悪法をつくつておるのであります。しかし、この反動的文政の担当者である大連文部大臣は、かつてシンガポールの市長を助められたはずである。(拍手)小機戦争内閣の内務大臣を助められたはずである。その文部大臣を先頭として、このお方が今日新しい時代の日本の教育の指導者に納まつて、教育を権

最後に、私は総理大臣に質問をいたします。今日政府は教員から政治活動の自由を全面的に剝奪し、懲役三年という威嚇の中で日本の教育と民主主義を根柢から破壊せんとする、世界に類例なきファシズムの悪法をつくつておるのであります。しかし、この反動的文政の担当者である大連文部大臣は、かつてシンガポールの市長を助められたはずである。(拍手)小機戦争内閣の内務大臣を助められたはずである。その文部大臣を先頭として、このお方が今日新しい時代の日本の教育の指導者に納まつて、教育を権

最後に、私は総理大臣に質問をいたします。今日政府は教員から政治活動の自由を全面的に剝奪し、懲役三年という威嚇の中で日本の教育と民主主義を根柢から破壊せんとする、世界に類例なきファシズムの悪法をつくつておるのであります。しかし、この反動的文政の担当者である大連文部大臣は、かつてシンガポールの市長を助められたはずである。(拍手)小機戦争内閣の内務大臣を助められたはずである。その文部大臣を先頭として、このお方が今日新しい時代の日本の教育の指導者に納まつて、教育を権

最後に、私は総理大臣に質問をいたします。今日政府は教員から政治活動の自由を全面的に剝奪し、懲役三年という威嚇の中で日本の教育と民主主義を根柢から破壊せんとする、世界に類例なきファシズムの悪法をつくつておるのであります。しかし、この反動的文政の担当者である大連文部大臣は、かつてシンガポールの市長を助められたはずである。(拍手)小機戦争内閣の内務大臣を助められたはずである。その文部大臣を先頭として、このお方が今日新しい時代の日本の教育の指導者に納まつて、教育を権

最後に、私は総理大臣に質問をいたします。今日政府は教員から政治活動の自由を全面的に剝奪し、懲役三年という威嚇の中で日本の教育と民主主義を根柢から破壊せんとする、世界に類例なきファシズムの悪法をつくつておるのであります。しかし、この反動的文政の担当者である大連文部大臣は、かつてシンガポールの市長を助められたはずである。(拍手)小機戦争内閣の内務大臣を助められたはずである。その文部大臣を先頭として、このお方が今日新しい時代の日本の教育の指導者に納まつて、教育を権

昭和二十九年二月二十四日 衆議院會議録第二十二号

いよいよ繊維品の課税に関する法律案について、小笠原國務大臣の趣旨説明

いよいよ繊維品の課税に関する法律案の

一五二

報告と思われるものもござります。しかしながら、数多い第一線のうちには行き過ぎのあつた警官がないとも限りませんので、措置をいたしましては、実は昨日全国の警備課長会議を開きまして、特にこの問題について、論議が多いことであるから、十分に気をつけるように十分な訓諭をいたしておるのであります。それから、問題はやはり警察官の教養とか素質とかいう問題でござりますから、従来もやつておりますが、今度は警官の教養の時間を前の倍とりまして、こういうことがないように気をつけている次第でござります。

地方の公安委員は、御承知のように国民から選ばれておる諸君でありまして、この公安委員の方とも連絡をとりまして、かかることのないように、特に課題をあげて連絡してお願ひしている次第でござります。

(國務大臣大瀧茂雄君登壇)

○國務大臣(大瀧茂雄君) 初めのお尋ねは、ただいま警官の手によつて教員の思想調査が行われておる、それに対して文部省は何もしないでおるといふことはどういふわけか、こういう意味のお尋ねであります。文部省といたしましては、警察の当局、法務省の方にその事情を尋ねたのであります。その結果は、これらの掲げられておる事例の多くはでつち上げであるように思われるのであります。そうして、警察は、もちろん教職員を対象として思想

調査をするようなことはしない、また、そういう指令を出したことはない、こういうことであります。私としては、この問題に関しましては責任当局の言葉を信ずる以外にはないのであります。

次に、文部省が教育の実情を調査するといふ形をもつて教職員の思想調査をしておる、それは昨年の十二月二十三日の通報によつて明らかである、こういうお話のようであります。これは、野原議員はその通報を熟読しておられると思うのであります。これによつてごらんになつて、そのどこに思想調査といふ形が出て来ますか。単純な教育の実情の調査であつて、これは、もしそうでないとおっしゃるならば、私こそその通報を讀み上げてよろしうござります。これは実情の調査であります。これをもつて教員の思想調査なりと言ふことは、私としては、まったくのこじつけと言ふはかないのであります。(拍手)

一 いよいよ繊維品の課税に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(橋本虎三郎君) いよいよ繊維品の課税に関する法律案の趣旨説明を求めます。大蔵大臣小笠原三九郎君登壇。

○國務大臣(小笠原三九郎君) たいまつ議題となつたいよいよ繊維品の課税に関する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

政府は、今次の税制改正におきまして、租税負担の調整及び資本蓄積の促進をはかるため、所得税、法人税等の直接税についてその軽減合理化をはかることとし、これに伴ひ間接税についてはある程度の増徴を行い、あわせて奢侈的消費の抑制をはかり、国際収支の改善等に資することとしておるのであります。しかし、現行の間接税の増徴だけでは、その増収額にもおのずから限界がありまゝです。また現在消費税を課せられる物品の範囲も相当広汎にわたつておること、及び最近における繊維品の消費の状況等に顧み、これらの消費税の課税物品との負担の相違をはかる等のため、繊維品のうち奢侈的と認められるものに対して新たに繊維品消費税を課することとし、ここにいよいよ繊維品の課税に関する法律案を提出いたしました次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして主要な点を申し上げます。まず繊維品消費税の課税の範囲について申し上げますと、大衆の負担となつておることを避け、奢侈品課税といたしますために、販売価格または保稅地域からの引取り価格が一定金額を越える高価な繊維品のみを奢侈纖維品として課税の対象とすることとし、着尺地等の小幡織物及び帯地につきましては一反または一本につき七千五百円、洋服地等の広幅織物につきましては一ヤードにつき四千五百円、また毛布に

つきましては一枚につき八千四百といつた免稅点を設けることとしておるのであります。この案によりまして、小幡織物、広幅織物のそれらの生産高のうち、纖維品消費税を課せられるものの割合は、数量で七〇程度にすぎないものと推定されるのであります。従つて本税が大衆負担となるおそれはないものと考へておるのであります。

次に、纖維品消費税の納稅義務者につきましては、一面、消費税の負担の適正をはかるためには、なるべく消費に近い段階で課税することを適當とする要請がありまゝと同時に、他面、納稅義務者の数をなるべく少くして徴税上の手数を省く必要があり、これらを慎重に考慮いたしまして、本税は織物等の販売業者で小売業者以外の者が、小売業者、洋服等の縫製業者または消費者に課税纖維品を販売した場合に納付しなければならぬこととしておるのであります。また、保稅地域から引取るものにつきましては、原則としてその引取者を納稅義務者としておるのであります。

次に、纖維品消費税の税率は、免稅点その他負担の程度等を考慮いたしまして百分の十五としておるのであります。また、纖維品消費税の納期につきましては、最近における取引の実情に顧み、原則として販売の月の翌々月末日としておるのでありますが、担保を提供した場合におきましては、さらに

一箇月以内の徴収猶予を認めることとするともに、その担保の種類等につきましては、できるだけ実情に即した便宜な取扱ひをすることとしたし、徴税に無理を生じないように配慮しておるのであります。

以上のほか、申告及び記帳につきましても、納稅義務者の手数を少くいたしますために、課税される纖維品に関する事項に規定する等、できるだけ簡素な取扱ひをいたすこととしておるのであります。

なお、纖維品消費税の徴収は、昭和二十九年度におきまして八十五億円を予定してのことであります。繊維品消費税は、本税創設の趣旨等に顧みまして、その実施期間を昭和三十一年三月三十一日までとしておるのであります。

何とぞ御審議の上、すみやかに賛成せられるよう切望する次第であります。(拍手)

いよいよ繊維品の課税に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(橋本虎三郎君) これよりただいまの趣旨説明に対する質疑に入ります。長谷川四郎君。

[長谷川四郎君登壇]

○長谷川四郎君 私は、ただいま議題となりましたいよいよ繊維品の課税に関する法律案について、改進黨を代表し

たしまして、政府に對し若干の質問を
行いたいと思ふのであります。

政府は、一兆千算を編成をいたしま
して、一方には減税を行い、他方には
物価引下げ策を實行しようとする政策を
とりながら、今回新たに繊維消費税を
新設して、高級奢侈品の消費の抑制の
ために間接税として課することにした
のであります。この税制措置は、
表向きは健全均衡予算實現のための一
環というのではありますけれども、そ
の実は、今までの放漫な政府のその日暮
しの財政政策の破綻をすなわち中小企
業者並びに一般大衆に課せんとするも
のであらうと思ふのであります。その
犠牲において経済の再調整を強行せん
とする意圖の明白なる現われであると
言わなければならせん。(拍手)かかる
がゆえに、新設の目的、理由、経過に
おいてきわめて不明瞭であります。さ
らに、その実施後の運営に適切を期し
得るかもまた非常に困難であると考へ
なければならぬのであります。以
下、この点について政府の所信をお尋
ねしたいと思ふのであります。

まず第一に、本税を新設する目的
は、財政収入の増加というものを目的と
したのであるか、あるいはまた真に奢
侈的消費というものの抑制を意圖した
ものであるか、この点を明らかにして
いたがたいのであります。政府はさ
きに減税を公約し、所得税、法人税に
それらの減税を実施しておるのにも

かわらず、ひとり繊維にのみ新税を
創設する必要がどこにあるか。その真
意の了解に苦しむのであります。財
政需要が増加し、国費多端というので
あれば、われ／＼は間接税の増徴もこ
れまたやむを得ないところであらうと
考へるのであります。しかし、資
本階級の名において一方には減税を行
い、他方には歳出規模の圧縮を強行し
ながら、何ゆゑに繊維のみに新税を課
せんとするのであるか。政府は物価の
引下げを提唱していまだその實現を期
せず、新たに繊維消費税を創設すれ
ば、逆に物価指数は当然上昇の一途を
たどるものであることは、何人も否定
することができないのであります。電
氣、鉄道、タバコの値上げと並行いた
しまして、このような課税を行つたし
たらば、いかにして政府の施政方針
としての物価の引下げを行ひ得るか。
ここに大なる疑問を持つものであり
ます。かつて浜口内閣は緊縮財政を標
榜いたしました。政府みずからタバコ
の値下げを断行して、物価引下げの火
ぶたを切つた。現政府はなぜ物価上昇
の機運にある今日において、さらに一
層上昇の原因となる新税の創設をあへ
て断行しなければならぬかというこ
とであります。

本税は奢侈的消費の抑制を企圖した
課税であるか、ただいま御説明があ
つたのであります。奢侈的消費の抑制
に真に役立つものであるか、いなか、わ
れわれは、これが真に役立つというの
ならば、先ほども申し上げた通り、決
してこの法案に賛成することにやぶさ
かではあります。しかし、本税はわ
ずか一五〇%の税率をもつて、はたして
消費の抑制という政府の意圖するもの
に役立つまいか。真に消費の抑制と
いうことを望むのであるならば、何ゆ
ゑに、五〇%とか、あるいは八〇%と
か、あるいは一〇〇%というものをか
けないか。消費の抑制、すなわちこの
税は奢侈的とは言いながら、二〇%、
三〇%の税率を含む物品税の税率より
も低い税率をもつて、はたして奢侈的
課税と言へるかどうか。この点につい
て大なる疑問があると思ふのであり
ます。要するに、本税は、次回におい
て繊維製品全般にわたつて課税せんと
するところの大なる陰謀をこの政府
が持つておるといふことを私は言わな
ければならぬ。すなわち、政府は、
今申し上げたように、陰謀を持つてこ
れを実施しようといふことに對して、
幾分でも先に出しておかなければこれ
を実施するのには困る、であるからこ
のやうなものを出して来たのだと私は
信ずるはたして、さういふやうな考へ
があるとするならば、明らかに示して
いたがたいと思ふのであります。

第二に、本税を創設して提出するま
での経過というものがきかれていま
いであり、不明瞭であります。政府は、
さきに繊維に對する消費税の新設を企
圖して繊維製造業者の反對にあつたや、
これを原糸課税に移行せんとし、製糸
業者及び毛、絹等の大企業、大資本の
圧力に屈服して、三転して小売課税に
その逃げ道を求めんとしたところが、
またここにおいて全国二十万の繊維小
売業者の猛反対にあつたや、遂にこれは
ついに去つて、満身創痍の政府が周章
狼狽して、そのほこ先をどこに向けた
か。今度は卸売業者の段階に三じまし
て、最後に法案の名称を臨時奢侈纖維
課税と銘打つて今国会に提案したので
あります。

第三に、本税は課税の適正を期する
のにきわめて困難である点を指摘しな
ければならぬ。政府が、数におい
ても取引の内容においても複雑多岐を
きめるところの繊維取引を、一段階
において漏れなく捕提するということ
は、事実上きわめて不可能でありま
す。本税は消費税と称してゐるのであ
りますが、税体系から見ましても一種
の流通税であると言わなければならぬ
せん。従つて、地方の卸問屋のごと
く、卸業者と小売業者の業態の認定と
いうものに非常に困難があるのであり
ます。わが國の現状においても、これ
らの限界は非常に大ごとである。こ
ういふやうな点から考へましても、課税
者の横行を見らるゝことは明らかで
あると言わなければならぬ。

たとへば高級絹織物等は、古くより
店舗を持たない、俗に言うかつぎ屋
や第三國人が買取う数量というものが
非常に多いのであります。かつぎ屋の
生糸というものが國內纖維である關係
上、的確な生産量の把握にも非常に困
難を來すのであります。従いまし
て、課税品をまじめに買取う卸並びに
小売商が、非課税品を買取うところの
かつぎ屋や第三國人によつてその營業
を圧迫されるということは、當然予想
されるのであります。本法によつて八
十五億の税収を目的とするならば、五
百七十六億という膨大な売上上げが伴
わなければならぬ。ただいま大臣は、

昭和二十九年二月二十四日 衆議院會議録第十二号 いやい纖維品の課税に關する法律案の趣旨説明に對する長谷川君の質疑

昭和二十九年二月二十四日 衆議院會議録第十一号 小笠原國務大臣の答弁 愛知國務大臣の答弁

お言葉の中で、繊維商品が非常にこのごろは増強されて、販賣力が非常に多くなつて来たと言ふが、このくらいで日本国民の繊維の消費が多いなど考える大臣の精神を私は疑います。(拍手)あまりにもあなたは知らな過ぎます。いずれにいたしましても、かくのごとき困難を押しして適正に捕捉せんとすれば、莫大な費用と無数の人員を要しまして、きわめて苛酷なる調査を強行しなければならぬ。そのような経費をいたすに浪費して、七五%で他人資本に依存しておるころの中小企業者を苦しめる必要が一体どこにあるか。(拍手)政府の所見をこれらに對して明らかにしていただきたいのであります。

今回政府の意図する徴税は約八十五億である。政府がその財政収入を真に欲するとするならば、財源の一例として私は申し上げよう。今、日本の国に人絹会社が六社ある。この六社の年間の生産は一億六千四百萬ポンドであります。これを原価計算すれば、百ポンド大体一万八千円見当のものを市価三万円前後で取引させて、政府はただこれを傍觀している状態でありまして、これがため、政府の意図する輸出振興策とは逆に、昨年六月以降輸出織物が不振の一途をたどつておるといふことは、大蔵大臣も愛知國務大臣もよく認識しておると思ふ。(拍手)ここに日本の輸出不振の大いなる原因があるではないか。このような莫大な利益を上げておる人絹会社——これらもわれわれの血税によつて、これまで大きくしたものである。であるから、かりにこの利益の中から一ポンド五円を徴収してごらんないか。八十五億案と出るじやありませんか。これはほんの一例にすぎないけれども、国民はもうろく、何百万の業者が、これを悪税だ、ぜひ反対しなければならぬと大運動を展開しているのときにあなたがつて、これを何ゆゑにあなた方は強行しなければならぬか。これらの方角転換する意思があるかないか、はつきりとお客えが願ひたいのであります。要するに、政府は、従来からつて来た大企業偏重、大資本擁護の経済政策をここに一變し、危機に立つ日本経済の真相を正しく把握し、これに對応する一定期間にわたる総合的な経済計画を策定し、中小企業を擁護しつつ、日本経済の自立化に向つてその総力を結集すべきときであると信じてやみません。

以上の諸点に對する政府の明確なる御答弁を要求するとともに、経済政策の転換を期待して私の質問を終ります。(拍手)

【國務大臣小笠原三九郎君登壇】
○國務大臣(小笠原三九郎君) 長谷川議員にお客えいたします。

本税が中小企業並びに一般大衆に對する課税でないことは、先ほど御説明申した通りであります。なお、本税を創設する目的は、もちろん、お話をになりました、今度直接税である所得税、法人税等を減税いたしますので、それに伴つて若干間接税で増税する、そのことも一つ含まれておりますが、主として、むしろ国内の消費を抑制して国際貨物の改善に資する、こゝろ政府の連の政策の一つなのであります。従つて奢侈の抑制ということが主になつておるのであります。従つて、奢侈品以外には何ら及んでおりません。

それから、ほかの物品税との比較でございましたが、ほかの物品税につきましても、奢侈品に對しては今度高率に引上げをしておることは、御承知の通りであります。

なお、物価はこの奢侈課税で上るのではないかというお話でございましたが、これは私どもは、そういう奢侈品の国内での消費をむしろ望ましくないと考えておるのであります。従つて、これが物価騰貴をもたらすとは何ら考えておりません。

奢侈的消費の抑制に眞にこれが役立つものならば、もつとほかのものとのつり合ひを考えたどうか。これはほかのものの物品税をこらくだされればわかりますが、十分奢侈的な物品税の増率をはかつておる次第でございます。

税率はもつと一〇〇%までも上げて、奢侈を抑制したらよいではないかというお話でございましたが、これは政府といひ、世の中のこととはそう急激に理想に走るわけにも参りません。同種物品税とのつり合ひもとの必要があるのであります。

また、繊維全般に對して課税をするような何か陰謀でもあるのではないかとのお話でございましたが、まったくさういふ考えはございません。

課税対象の变换のことについてもお話がございましたが、これは政府といひ、たゞして、繊維業者に課税するか、原糸課税にするか、小売業者に課税するか、卸売業者に課税するか、いろいろ考えたことは事実であります。御承知のごとく、こゝろいものに課税するには大体二つの方法があります。一つは、なるべく元へ持つて行つて課税する、これはいわゆる原糸課税であります。もう一つは、できるだけ消費者に転嫁し得る大衆段階に持つて来る、これは小売課税なのであります。しかししこれをやりますと、税の對象が約十六万人からの多数になるのであります。従つて、そういうことは避けたい。こゝろい点から今度の卸売商等を選んだ次第であります。

さらに、本税は一種の流通税ではないかというお話でございましたが、私どもは奢侈を抑制する税であつて、流通税とは考えておりません。

なお、卸、小売の限界が困難ではないか。これは世の中のことですから、いろいろ困難な点もございまして、これが判別することは、卸売業者は相当地な規模であり、帳簿その他の設備もありませんし、また証明を求める等の手続もございするもので、さまで困難でないとは私は考えません。

なお、脱税者が横行するではないか。私は日本人に脱税者が横行するがこときことではないと確信いたしておるのであります。

さらに、八十五億田なら人絹会社に對する課税をやればよいじやないか、一ポンド五円やればすぐ出るじやないか。これはやればその通りであります。が、人絹が何に使われておるかといふことをお考えになれば、人絹に對する課税こそは国際貨物の方面から見ても避けねばならぬし、またこれは大衆課税になるという点を特に避けた次第であります。(拍手)

【國務大臣愛知一君登壇】
○國務大臣(愛知一君) 先ほど人絹会社の問題につきまして御指摘がございましたが、御承知のように、人絹糸の高値の原因は、生産量の大体半分が輸出に向けられておる關係で、人絹糸の生産余力がないことが主たる原因になつておるようによさうです。従いまして、昨年の十二月以降、メーカーの出し値の抑制措置を講ずる等、輸出振興等につきましていろいろの配慮をいたしておる次第でございます。

○議長(堤隆次郎君) 加藤清二君。

「加藤清三君答理」

○加藤清三君 私は、日本社会党を代表いたしました。ただいま奢侈といふはおかむりをいたしまして上程されしましたこの織維消費税に關しまして、吉田總理大臣初め關係閣僚に二、三の質問を試みんとするものでございます。

皆さん、昭和二十九年如月の二十四日、きようこの日に、八千万国民が一様に憂へ、一様に反対している問題がこの国会に二つござります。その一つは、国会の品位を傷つけた保全、造船の疑獄事件であり、他の一つは、天下の惡税とののしられておりますこの織維消費税でございます。(拍手)白い

さを黒いからすだと言ひ張ることをもつて政治家の要諦と心得ておられる閣僚各位は、國民がひとしく注目しておりますこの法案に對し國民にかつてする私の質問に、せめて私の処女演説のはなむけに、正直にお答え願ひたいと思つてござります。(拍手)

皆さん、一体これは何でござりますか。これは何でござりますか。この案のふろしき包は、保全経済会からの贈りものでもなければ、造船資本家からのリベートの札束でもござりません。これこそ、全国津々浦々の國民からわが社会党に寄せられました織維消費税の切々たる真情の一部分でござります。(拍手)國民も業界もみなこれをきらつてゐる。特に新聞は、きよう号外まで出して、これに反対い

たしてあります。政府は一体この國民の聲が聞えないのでございまして、か。そも、議員は全体の率仕者で、一部の率仕者であつてはならない。國政は國民の嚴肅なる信託によるものでありまして、その權威は國民に由来し、その福利は國民が享受する、かゝる憲法はおごそかに規定いたしてお

り。いわんや、一部の者の汚れた金銭に左右されることなく、國民の聲、國民の真情による政治こそが祖國日本を救う根本ではないでございまして、か。(拍手)第一番に總理にこの所信をお尋ねする次第でござります。

何がゆゑに私は冒頭かようなことをお尋ねしなければならぬのでございまして、か。それはほかでもございせんが、全国各地で國民大会や業者大会が毎日行われております。きょうも、あの共立講堂で行われましたが、その都度、自由党を代表されました幹部の方々が異口同音におつしやることには、この法案は反対だ、反対だ、いや、自由党の黒星だ、中には、これは子宮外妊婦だ、だから早く手術しなればなどと言われております。通産委員会におきましては、岡野前大臣は、大衆課長によるようなものはいけな

い、私の質問に答えておられます。また古池政務次官は、織維消費税をつくることにつきましては、できるならとりやめてほしいという希望を持つてゐる、かように答えておられます。また愛知新

大臣は、今そこいらつしやいますが、前二者の意見を防禦するがなおよく研究する旨の答弁でござります。國民も、自由党の幹部諸公の方々、いや關係大臣までが反対しておられますこの法案が、一体どうして手術されることなく今日こへ上程されたのか、げに奇怪しことと言わざるを得ないのでござ

います。拍手)そこで、私は總理でありました織維である吉田さんにどうしてもお尋ねしたいことは、一体政府と自由党とはてんぐ／＼になつてゐるのか。あるいは一致してゐるのか。もし一致してゐるというならば、だれが押し切つて提出したのか。じからずんば、自由党の幹部諸君は、委員会やあるいは織維税のこの反対の大会において、國民を前にしてうそを言つたのか。(拍手)いかなることがあつても、この惡税に反対するといふ眞に愛國の士があつたとしたならば、一体この人はどうされるつもりか、國民とともにたたきたい点でござります。明確に御答弁願ひたいのでござります。

第二に、わが党が大蔵大臣に反対の申入れをいたしまして、その書類を交付いたしました際に、大臣は、アメリカに行きました折にこの税をかけるように言われて來ましたが、どうもだんだんとかかりまして、まことに弱りました、弱りましたと言われたのでござ

います。が、一体独立後の今日といえども、なお国内の徴税のことにまでアメリカはサセシチョンするのか、それ日本は今すなおに聞かねばならぬのか、もしかりとすれば、この内政の干渉はいかなる法律または条約に基くものでございましょうか。(拍手)この点また、米國のそれがあなたにそのようなことを言いつけたのか。ところで、これが妙なことに、愛知通産大臣は、このことを私が委員会でした折に、重要會議は数回重ねましたが、大蔵大臣からこのことは聞かぬと言つておられるのでござります。が、党の代表に對して答えたようなこれほど重要なことが、一体あなたの方の重要會議には出なかつたのでございまして、か。岡大臣のいすれの方が眞実でござ

いますか、はつきりとお尋ねするのでござります。第三に、大蔵大臣の公約の一千億減税は、今なお國民の心をゆさぶり、耳底になお快い響きとなつて残つておりますが、この織維税を初め、砂糖にもタバコにも間接税はますます増加いたしました。國民大衆はいよいよ税金の加重に苦しまねばなりません。一体、公約は実行するものと心得ておりますか。(拍手)実行し得ずして公約を誓う悲しさは選挙のための看板なのか、大蔵大臣に所見を承りたいのでござ

います。(拍手)第四に、この税法の提出されるまでにたどりました経過につきましては、先ほど長谷川議員も仰せられま

した通りでございまして、きわめて不明朗として、國民及び業界をして懸念その極に至らしめておるのでござ

います。最初に織物に始まつて原糸となり、三転して小売となり、五十万業者の反響にあつたや、萬身創痛となつて、政府は一番弱い卸売に逃げ込んだのでござ

昭和二十九年二月二十四日 衆議院會議録第十二号 精方國務大臣の答弁

は適な経済現象を来す点でございます。
(拍手) およそ消費税なるものは前転をして行かなければなりません。直接消費者に近いところで処理するべき性質であらねばならぬことは多量に要しません。しかるに、この税は後転して参ります。また取引決済の現実の面より見まして、業者負担の期間が非常に長くなるのでございます。そのしわ寄せは、結局繊維品一般の値上りを来すのではございませんでしょうか。
次に、最も重要な点は、奢侈品に税がかからず、ボロきれに税がかかるという点でございます。すでにヤール四千五百円という金額は、新毛でつくられたところの夏物でございます。ドロビカルとか、バンビーナとか、三本逆よりのボーラーにはかからないのであります。ところが、このボロきれやアメリカボロのショデラグをガーネットマシンにかけてつくり上げました紡毛糸、これを材料としたオーパーリ生地には、中級品以上全部かかるのでございます。(拍手) 一体、この矛盾を通産大臣はどう処理しようとなさつていらつしやいますか。新毛は外貨を食いつぶす、だから奢侈品だ、だから規制するんだと、しよつちゅう仰せられておられながら、こちらの方は野放しで、再生品の悪い材料によつて、日本の穀類と技術を加えてつくり上げました、この汗の結晶に税がかかつて、どうして技術振興ということができらるでございましょう。(拍手)

絹に例をとつてもまた同じことが言えます。反当り七千五百円というこの境界線は、日本の繊維加工技術に課税するということでございまして。北陸でできた越前二重の白生地には税がかかりません。これに糸をつけまして愛知県で女工がしぼります。京都の鴨川の水でしぼります。このしぼりには税金がかかる、こういうことでございまして。芸術をこよなく愛するところの日本人は、戦時中といえども、なおこのものはマル芸品として残しておつたのであります。特別保護をして参りました。もしそれ材料が絹なるがゆえに課税するといふならば、横山大観の絵も、酒風も、絹本の絵にはこれ絹織消費税をかければ片手落ちである。こういうことに相なるのでございまして。(拍手) 諸君、芸術品に消費税を課するといふのが、世界広しといえども、いづれこの國にございましょうや。日本文化の果つところそれ吉田内閣か。吉田総理と、文化国家建設に邁進をするといふ文部大臣に、この所信をお尋ねするわけでありまして。(拍手)

第六に輸出振興に害あつて一利なき点でございます。戦前日本の総輸出に対して繊維は六〇%以上を占めておりましたが、繊維製品は戦後その三〇%台に落ちました。このゆえんのものはいろいろございまして、その最大の原因は仕上げ技術の立ち遅れということでございます。業界におきましては、これが挽回のために、技術において、資金において、並々ならぬ苦勞の結果その成果が結つきまして、毛織物輸出のときは、二十七年度はわずか二百萬ドルでございしましたが、二十八年度はその七倍も上まわりました。千五百万ドルの外貨獲得に成功したのでございまして。内需に向けられたロス、このロス製品に高級品だということと税金がかかれたらならば、高級品の製造意欲を減退させるのみならず、業界も国民もともに被害者となりまして輸出不振を招き、せつかく開き得ました海外市場も喪失したさねばならぬという結果に相なるのでございまして。政府のいふところの輸出振興策と逆行するものはなほだと言わざるを得ないのでございまして。(拍手) 通産大臣の御所見を承りたい。

第七に、口を開けば中小企業の指導育成を言ふところの政府は、羊頭を掲げて狗肉を売ること相なるのでございまして。なぜならば、倒産輸出の中小企業を救ふ特別策は安いの金利の融資であり、苦しい税を減ずるといふことではないでございまして。しかるに、日銀及び大蔵省は、オパー・ローン解消の美名のもとに、金融引締をどん／＼やつて参りました。その結果、銀行窓口は選別となり系列となつて情実融資となり、そのはては資本力の浅い中小企業にしわ寄せられて参りました。首をつつて倒れて行かねばならぬ商社は、先月のみでもなお五十有

余を数え今月また四十八を今日までに数えておるのでございまして。大工場の下請工場に対する選別は悲劇を一面深刻化しまして、公取委の頭痛の種となつておることは、大臣各位よく御存じのはずでございまして。まさに死なんとする病人に中小企業公庫は湯毒を与える役目をしたかもしれませんが、打続く政府の失策は、この病人のせんべいぶとんをはきとるという結果に相なりました。(拍手) その上、この業界に對しまして八十五億の重税は、さなきだに寒さにかかるこの病人に胃酸カリーを飲ませると同然の結果に相なるのでございまして。(拍手) 奢侈といふオブラートに包まれた胃酸カリーは、やがて問屋から機場へ後転いたすことは理の当然でございまして。いたげられた農村の家を守るために、東北、北陸から機場地帯に出かきに来たおとめたちは、その工場が中小企業なるがゆえに、わずかに日給五十円の低賃金で苦しんでおるのでございまして。ここへ八十五億が後転して参りますれば、ますます女工哀史はひどくなるばかりでございまして。このしわ寄せに一体どう対処するか、通産大臣と労働大臣にこの対策を承りたいのでございまして。
第八、最後に、以上のごとく、この法案は百害あつて一利がございませぬ。もしもして効果を求むるならば、それは日本経済の中で一番おとなしく一番保守的でございました衣料品店の中小企業を奮起せしめ、團結させたことと同時に、おのれの生命と業界を守るためには生命を賭して闘うの決意をさせたことのみでございまして。(拍手) また、この法案の内容は、まさに漫画の見える作文でございまして、小売問屋、縫製、加工の自由を奪うこの法律は、経済の妙味を喪失するのみならず、憲法第二十二條に抵触するおそれが多分にあるのでございまして。業界の迷惑、国民の迷惑、徴税の困難、行政整理の逆行、綱紀肅正の逆コース、数え上げれば枚挙にいとまがございませぬが、汚職官吏とやみ商人を横行させ、社会不安を招来するであろうことは、火を見るよりも明らかでございまして。(拍手) かくして取上げられた血税が造船税を生み、保安隊に使われるといふことに相なりますならば、やがてはこれ日本経済の混乱のみならず、国民の憤激は吉田内閣の命取りとなるであらうことは、あなた自身がよくおわかりの点でございまして。(拍手) かかる悪税はすみやかに撤廃する意思はないか、副総理の信念をお聞かせたしまして、加藤清二の質問を終ります。(拍手) 答弁のいかんによつては追つて質問を許させていただきます。
○國務大臣(精方竹虎登壇)
○國務大臣(精方竹虎) お答えいたします。
奢侈品に対する課税は自由党の

主張に反するではないかという御質問であります。本税は財政収入のみを目的としておるのではないので、奢侈の消費を抑制し、国際収支の改善に資すること等を目的としておるものであります。従いまして、この課税対象は、大衆の負担となることを避ける奢侈品課税とするために、一部の高価な奢侈品のみに限定されておるものでありますから、むしろ本税の創設によりまして他の消費税課税との負担の均衡をはかることができるものと考えております。

なお本案を撤回する意思はないかという御質問でございますが、政府が確信を持って提出いたしました案でありまして、これを撤回する意思はございません。(拍手)

〔国務大臣小笠原三九郎君登壇〕

○国務大臣(小笠原三九郎君) 最初に加藤君に申しておきますが、何かアメリカの方で私にさしづけたような話をしたということは、もつてのほかでありまして、さようなことは、どこでも申したことはありません。ただ、こういう事実があります。ニューヨークにおける日本人の商工会議所で、当時日本における生糸の値段が二十七万円であるのに、アメリカでは二十四万円でないという行かない実情から、日本人の商工会議所が、もう少し日本で課税をして内需を抑制すればもつと輸出で資金が出るといふ話があったことは、私

はつきり聞いており、申したことがありますが、アメリカ人がどうこう——日本は独立国であります。さようなことは言うはずがなく、さようなことがあろうはずはございません。(拍手) その次にお答えいたします。千億円円の減税は、それは選挙のときの題目か。選挙の題目ではありません。千億円円の減税は、すでに昭和二十八年年度において実行しておることは、皆様がよく御承知の通りであります。(拍手) 私は公約は必ず実行いたします。

なお、ヤール四千五百円のものにはこれは奢侈と見れぬではないかというお話でございますが、でき上りの洋服二万六千円ぐらいのものは、これは現在の日本の経済事情から申せば奢侈と見るべきものであつて、私は、課税対象とすべきものである、かように考えております。

〔議長退席、副議長登壇〕

それから次に中小企業に対するお尋ねでありましたが、私は実は中小企業には非常に心を痛めておるものであります。その中小企業金融公庫についても、これはよく御承知でありまして、新たに昨年つくつた金融公庫に、本年また二十九年度でも二十五億円の出資を予定し、さらにまたこれらの運用部等の借入金を含めて百九十億円からの資金源を確保するほかに、あるいはまた長期の設備資金のほかに長期運転資金を出せるといふような方法をとつ

ておるのであります。それをこらになつてもわかつて思う。さらにまた、国民金融公庫については、一般会計から新たに二十億の出資をするほか、資金運用部その他で三百二十三億円の出資源をもつてこれらの資金に充てておるのであつて、特別小口貸付の事例も聞いておるし、仰せになるような、中小企業を見殺しにする政策ではないかといふことがござります。あまりにも事実をいふのはなはだしきものであると考へます。

以上をもつてお答えいたします。(拍手)

〔国務大臣愛知揆一君登壇〕

○国務大臣(愛知揆一君) お答えいたします。

本法案の成案を得る経過におきまして、私は、なるべく免税点を高くし、奢侈品に対する課税たるの性格を明確にすること、また他方、いわゆる小売課税といふことは、できるだけとりやめるということについて、あと限り努力をいたしたいということは、累次通産委員会でも申し上げた通りでございます。ここにできました成案は、私がこうありたいと思つた姿になつておるものと確信いたします。外国から本法案につきましても、いろいろお話がございましたが、これは私の知らざるところであり、ただいま大蔵大臣の答弁の通りでございます。次に反毛の問題でございますが、こ

れは毛織物全体として生産高の七割程度にすぎないということが基本でございますから、御心配のござりまことはあるまいと私は考へるのでございます。輸出につきましてもは直接課税されないことは明瞭でございます。また、毛につきまして、昨年来輸入原毛のリンク制をとるというよりなことにつきまして、他の輸出振興方策についても鋭意努力いたしておりますことは明白な事実でございます。

最後に、この税の徴収の方法等につきましては、たとへば売却の日の属する月の翌月の末まで徴収を延期するというような措置を講じてござりますので、これまた御心配のようないわ寄せの危険は回避できると思ひます。

〔国務大臣大連茂雄君登壇〕

○国務大臣(大連茂雄君) この税金が芸術に対する課税であるというようなお話に伺ひました。私はさうには考へません。

〔国務大臣小坂善太郎君登壇〕

○国務大臣(小坂善太郎君) 本課税の直接納税義務者は課税対象製品の卸売業者となつており、従つて、その奢侈雑品に対する課税はその消費者が負担するものでありまして、その製造業者に転嫁されることはないと思へます。

なお中小企業者の保護助成につきましては、大蔵大臣、通産大臣等からお答えがありましたように、税金の面に

おいて、また金融の面において十分配慮をいたす考へでありまして、私いたしまして、これによりまして関係労働者の労働条件の低下することがないように努める考へであります。(拍手)

〔春日一幸君登壇〕

○春日一幸君 私は、日本社会党を代表いたしました。ただいま議題となりまして、やい、雑品の課税に関する法律案並びにこれに関連する重要な事柄について、次の諸点について政府の所見をたださんとするものであります。

まず最初に、雑品課税の創設を初めとし、ここに税制の大改革を行わんとする政府は、一体国民の租税負担能力をいかに見ておるか、この点について政府の見解をお伺ひしたいのであります。各種国税の滞納は今や国民の各階層に及び、その滞納総額は案に件数八百四十万六千件、金額一千二十六億を越えたのであります。かくのごときは実にわが国租税制度がもつて以来の最悪の記録であります。(拍手) 一体、政府は、この国民各階層の税金滞納の原因をどのよう(に)理解しておるのか。世論は、これに對し、国民の納税意欲の著しき減退をその最大の理由なりと指摘し、さらにには、現行徴税制度がすでに国民の租税負担能力を越えたものであることを強調しておるが、政府は、これらの輿論に對し、い

昭和二十九年二月二十四日 衆議院會議録第十二号 しやい編組品の課税に関する法律案の趣旨説明に対する春日君の質問

一五八

かなる検討を行つたのであるか。今や吉田内閣の權威は各種疑獄の泥潭の中に没し去うとしておる。国鉄会館、交通公社をめぐり、国鉄疑獄、黄粟米の私下げ、原糖割当をめぐり、農林疑獄、さらに保全疑獄、やみ金融疑獄等、囂々ます／＼発展し、遂に造船大疑獄に至つて、吉田内閣はここに取崩汚職による疑獄の摩天楼を築き上げるに至つたのである。(拍手)この疑獄の摩天楼は政道の光をささぎつて国民の心を暗くしたが、同時にこの疑獄の摩天楼は政界の中天にそびえて、今や国民のだれ一人としてこれを憤激せぬ者はないのである。熱汗勞苦をばつて納めた税金の行方をこの疑獄の摩天楼の中に仰ぎ見て、納税者たちは暗然として思案に暮れる。ここに納税意欲が衰退することは当然ではないか。古来、その国のまことに滅びんとするや、まずその政府の官吏が腐敗すると言ふ。疑獄は次々と暴露し、前閣僚、現閣僚の身辺も幾多の疑惑にさらされておるが、まさに亡国の兆候である。政府はいかにして国民にたぐ所存であるか。吉田内閣の存亡は民族の大事である。日本国の存亡は民族の大事である。えりを正し、国家民族のために出所進退を決すべきときは今であると思ふがここに、国民の納税義務觀念の挽回のために、吉田内閣総理大臣の有する決意のほどを承りたいのであります。

次に、国民の拒税力について政府の見解を伺ひたい。本日国民の拒税負担の能力がすでにその限界を越えたものになつておることは、税制調査会の答申書においても明らかな通り、これはもはや天下の公説である。政府はこの答申の大綱を是認するのであるか否認するのであるか。もし是認するとあらば、いやくしも新税の創設や生活物資への増税などはできるはずはないのである。しかるに、政府は、今次税制改正によつて繰繰課税を創設し、ここに八十五億の新規課税を行はんとし、また砂糖消費税において五十七億、揮発油税三十一億、酒税三十八億、印紙税五十五億、その他増税総額は二百七十六億に及び、これにタバコ値上げによる増徴分八十八億を加えて、今次税制改革を通し、実に間接税において三百六十四億の新規増徴を企てておるが、かくのごときはすでに拒税力を越えた負担にさらに苛酷をしようものであるが、大蔵大臣は、すでに納税にあぐら大衆の生活にこの間接税増徴の与える影響を一体どのように理解しておるのか、この機会に誠意ある御答弁をお願いする。

なお、この際、政府がしつかり顔に喧伝しておる直接税の減税案なるものについて質問する。二十九年所得税収入見込額は二千八百七十六億である。これは二十八年度の当初予算額二千六百五十億を越えること二百三十億である。これは庶民階級の負担がこの額だけ加わるものであることは絶対間違いないところである。政府は、二十九年度は国民所得が増加するので、その結果現行税法によれば前年度に比して五百余億の増徴となるが、特に今次の減税措置によつて二百七十五億を減するから、その結果差引二百億の増徴にとどめ得たとおるのか、政府は、今日デフレ景況にあぐら大衆が、昨年度に加えてさらに二百数十億を越える直接税の加重に、はたして耐え得ると思つておるのか。ここに今年度の所得税の見込額の基礎をなすものは政府の国民所得の推定であるが、およそ複雑多岐な経済上の諸要素を机上の加減乗除によつて算出した五兆九千八百億というような天文学的計数の中から国民拒税力の限界点を導き出すというようなことは、あたかも壺友会の御託宣のごときものであつて、(笑聲、拍手)かくのごときはその道の関係者だけしか信用し得ないものである。たとへば、貸金ベースは一部に引上げられましたが、生活費はますますそれ以上に高騰し、加えて消費米価の値上げがあり、さらには間接税のこの三百六十何億の大増徴がある。さらにまた電力料金の値上げ、あの売電の火力借款の保証条件として、これはさきにアメリカに誓約したところであるから、これまた本年度の生活コスト、生産コストの中に重き負担となつて加わつて来ることは必至である。輸出は傾

倒して、経済恐慌はまさにまのあたりである。かくて景況はいよ／＼悪化し、逆に生活費はだん／＼と高騰するこの情勢下において、ここに所得税関係の庶民大衆は前年度に比してさらに二百数十億を越える所得税を増徴されんとしております。国民所得の机上の推算は何とあらうとも、かかる徴税は苛政にまさるにその度を越えるものと思ふが、大蔵大臣並びに経費長官は、これらの関連性をいかに分析し理解しておるのか、この機会にその御見解を承つておきたい。(拍手)

ここに税制調査会の答申によれば、所得税について一年の勤勞所得二十四万円までを無税とすることはすでに常識化し、決して過大の要求とは言へない、かくのごとくに断定しておる。これはまさしく的確にわが党従来の主張の妥当性を裏づけたものである。(拍手)まことにこの税制調査会こそは吉田内閣総理大臣の委嘱選任した政府の機関であるが、かくのごとき政府の機関によつて反対党たる社会党の政策がかくも明確に支持されたことに對し、政府は何ら政治的屈辱を感ずるところはないか。この際、所得税については、せめてこの税制調査会の答申のレベルまで、すなわちその基礎控除額を八万円に引上げ、給与所得控除の限度を七万五千円にまで引上げる意思はないかどうか。この点、吉田総理の政治的堅持に訴えて、その見解を伺つておきたい。

かくて、この繰繰課税の本筋に入つて質問をするが、まず最初に、不潔きわまる経緯をたどり、全国民の疑惑の充滿したかくのごとき繰繰課税は、国会の尊嚴と政道の權威のために、国会は断然審議すべきものではないと思ふが、私は、この際、われ／＼審議の府にある者が、この税法に對し、かくのごとく触るるも汚らわしいほどの嫌惡の情に燃えておる理由について、三申し述べて答弁を求めたい。

思うに、この繰繰課税の立法は国民を愚弄し、不潔な経緯をたどつた法律案はないであらう。それはまるでユダヤ商人の押売り行脚に似て、たとへば、この税制は、最初原米の門をたたいて手ひどく締め出され、次いで小売の店をゆすつたが、愚倒とともに迫い返された。(拍手)その後機屋、機元になすり込んだが、またまたちはじき出されて、最後に中間問屋を弱そうな相手とにらんで、遂に強引にここに居すわつたのであるが、これが政府の繰繰課税抑しつけのための暗夜行路、ユダヤズムの実態である。この法案は腐臭にまみれて、国民はまさに嘔吐を催すばかりである。吉田内閣の特質は、ただいま同僚加藤君も言つたが、強い者には弱く、弱い者に強いことは、まさに天下の通説であるが、吉田内閣は、今回この繰繰課税の取扱いにおい

て、最も端的にその性格を露出した。かくのごとく弱く、いじめの不正、没頭道な法律案に対しては、さすがに反動政府、反動手党の中においてすら、この悪法反対の同調者多数を数え得るほどである。(拍手)これは、悪税法粉砕のための、われわれのいささか便宜とするところである。

そこでお伺いをいたしたいことは、政府は、当初税制調査会の答申に基いて原案に課税すると発表しながら、幾ばくもなくしてこれを引込めたのであるが、その理由は一体何であるか。さらにはまた、その後小売屋の店頭に課税するの方針を発表しながら、これまた旬日を出ずその方針を変更したのであるが、その真相について、この際大蔵大臣より国民の納得できるような御説明をお願いしたいものである。(拍手)

情報に紛々として、またたの話題をにぎわしてある。その代表的なものとして、二月十五日付の某新聞は、政府の課税対象流転の真相として、次のことき事柄を報道している。すなわち、二億円注ぎ込む、大メーカーから自由党へ、この大見出しのもとに、その記事の中に次のことが報道されている。すなわち、その冒頭に、政府自由党と大メーカーとのやみ結託の消息を伝えている。次いで「十九日ごろ紡織協会委員長、東洋紡社長岡部孝次郎氏、羊毛紡織会長、大東紡社長吉田初二郎氏その他が、自由党幹事総会

長、前尾政調会副会長と築地の某料亭で懇談し、その席上三千万円が渡された。そして、原案課税によって負担をうける大小のメーカーから自由党につきまわした金は合計二億円に達するといふ」(拍手)「これらのごときについては、福永官房長官が片倉製糸出身であり、池田政調会長は川角東洋綿維社長と同郷、同窓であることもみのがせない」云々。この新聞記事の信憑性をたゞすことは次の機会に譲るが、かかる報道が当議法案審議のさ中において公然発表せられたことは重大である。政府は、すべからず国政の権威のため、検査権を発動して真相を糾明すべきであると思ふが、本件に関する大憲法務大臣の所見を承りたい。

まことにこの織物奢侈税はその立法の目的があいまいで、その性格の不明朗な法律案は、まさに類例に乏しいところである。ぜいたくな消費を抑えるというならば、ぜいたくな消費財は別して織物ばかりではないはずである。政府は本税による八十五億の財源の必要性をことさらに強調しておるが、しよせんそれは執拗に面子に拘泥する頑固者の姿である。かかる八十五億程度の財政操作が二十九年一度一兆円予算の規模の中で処理できないはずは断じてない。(拍手)なおまた、政府は、二十九年年度の一般会計の歳入総額は九百九十九億と計上し、二十九年年度はこの額以上は自然増収はないも

のと断定している。しよして、昭和二十九年年度は予算の補正は絶対行ない得、政府は本会議においてしばしば言明したところである。そこでお伺いしたことは、もし、一、歳入に例年のごとき自然増収を見た場合、しかもその額がわずかに八十五億に至つた場合、この織物課税の税収分は明らかに使い道のない余分の収入となるのであるが、かくも国民一般の熾烈な反対を押し切つて新税創設を強行せんとする政府は、その場合いかなる政治的責任をとるものであるか、この点に關し吉田総理より明確なる御答弁を伺つておこ。

いづれにしても、この税法案は法律の体をなしてはいない。問屋で徴税するといふが、問屋には元売り問屋があり、中間問屋があり、切売り問屋、小売兼業の問屋がある。なおまた店舗を有せざるお得意専門の問屋などもあるであらう。本税法は、納税したい希望者だけが納税するといふだけのものならざらぬが、法律をもつてこの複雑微妙な業態を拘束するといふことは、まづた不可可能である。これを強行することは、しよせんは国民に對し脱税、脱法の犯罪を犯す結果となるものである。かくのごときは、まさに政治悪の極致なりと断ぜざるを得ない。法律はいまいであつてはならないのである。法律は国民の何人もが遵守するの権威を持ち、また遵守できるだけの体

をなしたものでなければならぬ。ここに本法案は、その立法の過程において政略に翻弄されてすでに腐敗し、この各条章は、業界の暗躍によつて、もはや原形をとどめぬまでにゆがめられてしまつたものである。政府はこの際虚心に猛反省し、広く行財政に一段と再検討を加え、この際この織物税法案は撤回すべきであると思ふが、政府にその意思ありやいなや、大蔵大臣より誠意ある答弁をお願いする。(拍手)

なお、この法律案に關連をして最も重要な事柄として、入場税国管の問題について簡単に質問したい。そもそもこの入場税国管の事柄は、これまで税制調査会の答申に基くものであらうが、その答申書が入場税を終始遊興飲食税と一本のものととして取扱つておるのである。しよして、政府もまた、今次税制改革の要綱を決定した十二月当初は、入場税及び遊興飲食税を一体のものとして国稅移管の方針を決定したのである。しかるところ、その後幾ばくならずしてその方針は變貌改竄されて、本日ここに見るがごとく、遊興飲食税は地方税としてすて置かれ、入場税だけが分離されて國稅に移されんとおるのである。ここに全国の料飲店が反対のためにいかなる運動を政府並びに手党に試みたか。その中味は事柄はわれわれのよくこれを知るところではないが、われわれといえど

も、その反対運動が、あのように、いともあつさりとして、しかも端的に成功したことから推して、それらの運動と交渉の中味がどんなものであつたか、あらましの想像のつかないわけではない。(拍手)

およそ今次税制改革案をめぐる政府のやり方といふものは、即興的であり、思ひつきである。まづ課税する対象を選んでは、そのものに白羽の矢を打立てる。矢を立てられた業者は、あわてふためいて政府と手党にかけつける。そこで、政府と手党は、しさいありげに、かつ神妙にその願望にうなづいて、現金にその矢を抜くのである。織物課税の立法の経緯に見ても、入場税国管のいきさつをながめても、この種の批判が起ることは当然ではないか。かくのごときは、まさに無定見、無節操の域を越えた、悪質、非道の政治と言わなければならぬ。政府は一体いかなる理由によつて同種同根の入場税と遊興飲食税とを、かくも簡単に、しかも階層のうちに分離してしまつたのであるか、この機会に、大蔵大臣より、そのいきさつを明らかにいたされたい。

政府は、入場税の国管を理由づけて、地方財源の偏在を是正するためと言つてゐるが、大都會を含む地方行政にはまた、ひとしく欠くべからざる大都市的支出のあることを見のがしてはならないのである。憲法第八章の地方

昭和二十九年二月二十四日 衆議院會議録第十二号 樺方國務大臣の答弁 小笠原國務大臣の答弁

自治の本旨を政府は一体どのように解してあるか。民主政治の高揚は地方自治の確立にあり、地方自治の確立は地方行政に独立財源を確保することにある。もしそれ、今回政府が言うがごとく、地方財源偏在調整のことを入場税國管の理由とするならば、現に遊興飲食税も事業税もひとしく大都市を含む大府県に偏在しておるから、従つてこれら地方税一切のものはやがて國管にされるものと見るべきであるが、それでよいのであるか。さすれば地方の独立財源は全部なくなつてしまつて、ここに地方自治は終息し、民主政治はその息の根をとめるのであるが、政府のねらいは、ほんとうはここに定められておるのではないか。

数日前、警察法改正の質問に答えて、樺田國務大臣は知事官選のことを提唱した。中央集権的官僚警察組織がえの大作業は、幾多民衆に抗してすでに着手されつつある。地方財源偏在調整の名のもとに、ここに企てられておるとは、地方財源の中央奪還のことではないか。ここに知事を奪いとり、警察を奪いとり、地方税、この三つのものを奪取して、再び中央集権的官僚國家の復元をたくらんでおることは、もはや中におうべきでない現実となつて現われておる。まことににはだにあわを生ずる反動政治への出発である。

○副議長(原彪彦) 春日君、なるべく簡単に願います。

○春日(一幸君(總)) この際政府は地方自治の将来をどのように考えておるのであるか。この機会に吉田総理大臣よりこれらの諸点に關し責任ある御答弁を願ひたい。しこうして、もしそれ憲法の本義をわきまえて、地方自治を樹立するにあつては、この一大支柱である入場税を府県から奪い去ること、地方自治の将来を危くするものである。従つて、遊興飲食税と同様に府県にこのまま存置すべきものであると思ふが、これに對して吉田総理にかわつて緒方副総理より責任ある御答弁をお願いする。

以上の質問に對してそれ、明確なる御答弁をお願いをいたしまして、私の質問を終ります。(拍手)

○副議長(原彪彦) ただいまの春日君の発言中、速記録を取調べの上処置すべき箇所がございまして、適当に処置をいたすことにいたします。

○國務大臣(樺方竹虎君) お答えをいたします。

奢侈税は弱い者いじめの悪税だから、これを撤廃する意思はないかという御趣旨に承りました。奢侈税は、経済自立のための資本蓄積に資する等のため所得税その他の直接税が軽減されますことに伴ひ、それによる減収を補填するともに、奢侈的消費の抑制等の見地から間接税を若干増徴するという政府の持つております

基本方針の一環として、一部の奢侈的な消費品を課税対象とする奢侈品課税として考へ出されたものであります。従いまして、本税を撤廃するというようなことは、この基本方針から見まして適当でないと考えております。

それから、入場税を現行のまま置いておく意思はないかという御質問でございますが、政府は、二十九年度におきまして、警察制度を中心とする地方行政制度の改正を予定しておりますが、この制度改正とともに、現行地方税制のもとにおける各地方公共団体、特に道府県の財政状況を考慮いたしまして、地方公共団体の財源の偏在を調整する方針のもとに、地方税制の改正を行うことを考えておるものであります。

そういたしまして、収入が少数府県に片寄つておると認められる入場料を國税として徴収することを決した次第でございます。御了承願ひます。

○國務大臣(小笠原三九郎君) 國民の租税負担力についてのお話でございますが、國民所得の租税負担について見ますと、日本は、統計の上から見ればイギリスとかドイツに比べて低いのであります。實際上において相当高いので、できるだけ減税に持つて行きたいことは、私どもの常に考えておるところであります。従いまして、低額所得者に対しては、今度税の減収をはかつた次第であります。さきに

教団にわたつてはかりまして、千三百余万人あつた所得税納税者が今日には約千万人になつておりますが、また今度の税制改正によりまして約五十万がこれから税を出さないでよいことになつております。さらに税制調査会の意向だと二十四万円まではというお話でありましたが、それは、その当時税制調査会は、自然増収等を見込んで、この自然増収を財源としてそういうふうな考へたのでございまして、たゞこれら等が見込めなくなりましたので、従つてこの程度にとどめるのやむを得ぬことは、当然御了承願ひすることと存じます。

さらに、奢侈品課税が、原糸とか、あるいは小売とか、織元とか、卸売とか、各種の段階を経たではないかというお話がございましたが、これについては、私どもは何らそこに暗い影もなければ、はつきりしておると思つてあります。これについての課税について見ますと、御承知のごとくに、元の原糸に近いもので課税するか、あるいは小売に近いもので課税するか、こういうことにわかれて来るのであります。が、しかし、税というものは一方でこれを取立てなければなりません。従いまして、たとえば小口の小売商に行きますれば、十六万も数があつて、とらうてい税務署がやりきれないという点も加味され、また、さればといつて原

糸課税をすることは、いろいろ困難な点があり、またその加工の程度その他が違ひますので、従つてこういうことに措置した次第であります。

なお、奢侈品課税のねらつてゐるところは、単にわが國の置かれた事情をしのぐばかりではありませぬ。今日の日本の國內消費の抑制と國際貨物の改善が大きな目的になつてゐるのであつて、大衆課税、大衆課税と繰返し申されますが、ほんの部のものであつて、何ら大衆課税にならざることは、法案をお読みくださればよくわかることとあります。(拍手)

さらに、八十五億円の操作ができぬはずはないじやないかということでありましたが、そういうことは今日の事情上許されませぬ。緊縮予算をやつておるときに、八十五億円の自然増収を見込む、そういう不確かな政策は立てられませんので、税収入としては、また國の財政としては、あくまで現実の基礎に立つべきことはもちろんであります。それで、余つたらどうするか。余つたら、財政法の定めるところによつて措置いたします。

さらに、入場税、遊興飲食税の問題は今副総理から話がありました通りであります。なお入場税はそのうち最も偏在の傾向の強いものでありますので、これを特に國税に移管した次第であります。(拍手)

〔國務大臣愛知外務省〕

○國務大臣(愛知外務省) こまかい数字は省略いたしまして、簡単に回答申し上げます。

大休サリリーマン、工員等の、いわゆる勤労階級の獲得しております所得は、二十九年におきまして、大休二十八年度に對しまして一九九の増加と推計いたしております。次に、主として中小企業の所得に該當すると認められます個人業種の所得は、二十八年に對しまして〇・三〇程度の増加と推計いたしております。なお、二十九年年度中に賃金は三〇の上昇、消費者物価は、CPIまで勘定いたしまして、二十八年度に比して三・六〇程度の下落、從つて結論いたしまして、実質所得がある程度増加する、かように推計いたしております。(拍手)

〔國務大臣犬養健君登壇〕

○國務大臣(犬養健君) お答え申し上げます。全国商工新聞という新聞の所載記事として、繊維業者から自由党に約二億円の金が行つたというお話でございましたが、このような報告もしくは類似の報告は全然檢察庁から受けておりません。(拍手)

○副議長(原彪君) これにてし、繊維品の課税に関する法律案の趣旨説明に對する質疑は終了いたしました。

二 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案

法案内閣提出及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○副議長(原彪君) 次に、義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案の趣旨説明を求めます。文部大臣犬養健君。

〔國務大臣犬養健君登壇〕

○國務大臣(犬養健君) ただいま議事となりまして義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案につきまして、提案の理由並びにその内容の概略を御説明いたします。

そもく教育上良識ある公民たるに必要な政治的教養が尊重せられなければならないこと、及びそのためには、学校においては特定の政党を支持したはこれに反對するための政治教育が行われてはならないことは、いまだ申し上げるまでもないことであります。それは教育基本法第八条において明らかに示しているところであります。ここに義務教育は国民教育の基本をなすものでありますので、特にその政治的中立の確保が期せられなければならないのであります。

この法律案の所期するところは、義務教育諸学校において教育基本法の期待するような正しい政治教育が行われることを保障するにありまます。すなわち、第一条に規定しておりますように、この法律は、教育基本法の精神に

基き、義務教育諸学校における教育を党派的勢力の不当な影響または支配から守り、もつて義務教育の政治的中立を確保するとともに、これに従事する教育職員の自主性を擁護することを目的とするものであります。

しかば、どのような方法によつてその目的を達成するかと申しますと、この法律案の第三条に規定するよう、何人に対しても、義務教育諸学校の教育職員に對し、児童生徒に對して特定の政党を支持せしめたりこれに反對させる教育を行うことを教唆しまたは扇動することを禁止しようとするのであります。しかし、それには条件がついているのであります。第一に、教唆または扇動するにあつては、特定の政党その他の政治的団体の政治的勢力の伸長または減退に資する目的を有することが一つの条件となつておりまして、この目的を欠く行為は禁止されないのであります。第二に、教唆または扇動するにあつては、学校教育法に規定する学校の職員を主たる構成員とする団体またはその団体を主たる構成員とする団体の組織または活動を利用するといふことが条件となつております。もつとも、学校教育において特定の政党等を支持したはこれに反對させる教育を行うことを教唆、扇動するといふことは、いかなる目的に出ずるものでありましても、またいかなる手段に訴ふるものでありましても、教育

上の見地からすれば好ましくないことではあります。が、現実にこの法律をもつて禁止するのは、以上のような特別の条件を備える場合のみに限定した次第であります。

次に、本法の違反行為に對しては罰則を設けておるのであります。第四條に示すように「前條の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に處する。」となつております。そして第五条において、本法の違反行為に對する罪を論ずるにあつては、それ／＼その学校を所轄する機関の請求をまつて論ずることとしたしております。

以上、本法法律案の提案の理由並びにその概要を申し上げたのであります。慎重御審議の上すみやかに可決あらんことをお願いいたします。(拍手)

次に、教育公務員特例法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由並びにその内容の概略を御説明いたします。

公務員の政治的行為につきましては、現行制度のもとにおいても、特別職を除き、一般職の公務員に關しては、國家公務員たるものと地方公務員たるものとを問はず、一定の制限を加えておるのであります。これは、職員に對して政治的中立性を保障することにより、國及び地方公共団体の行政の公正な運営を確保すると同時に、職員の利益を保護する趣旨に出たものと考えられるの

であります。このような政治的行為の制限は、國立学校の教育公務員につきましても同じく適用されているのであります。が、國立学校の教育公務員と公立学校の教育公務員との間には、現在法制上顯著な差が設けられておるのであります。すなわち、國立学校の教育公務員は、國家公務員として、國家公務員法の定めるところにより制限されているのに對し、地方公務員たる公立学校の教育公務員は、地方公務員法によつて制限を受ける結果、制限事項並びに罰則の有無につき差異があるのみならず、制限を受ける地域の範圍につきまして、國立学校の教育公務員が全面的に制限を受けているのに反し、公立学校の教育公務員に對する制限は、原則としてその勤務する学校の設置者たる地方公共団体の区域内に限られることとなつて

いるのであります。しかしながら、教育は、國民全体に直接責任を負つて行われるべきものであり、一地方限りの利害に關することではないのであります。従つて、職員の政治的中立性を保障して、その職員の職務たる学校における教育の公正な運営を確保するに必要な職員の政治的行為の制限に關しましては、公立学校の教育公務員を國立学校の教育公務員と區別して規制することは適當でないと考へるのであります。よつて、教育公務員の職務の特殊性を考慮し、公立学校の教育公務員の政治的行為の制限につ

昭和二十九年二月二十四日 衆議院會議録第十二号 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案外二件の趣旨説明に対する坂田君の質疑

きまして、これを国立学校の教育公務員と同様の取扱いをしようとするものであります。

以上、本法律案についてその概略を御説明いたしました。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決くださるようお願いいたします。(拍手)

義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案(内閣提出)及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○副議長(原越君) これよりただいまの趣旨説明に対する質疑に入ります。坂田道太君。

〔坂田道太君登壇〕

○坂田道太君 私は、自由党を代表いたしまして、ただいま提案になりました教育二法案について質疑をいたさんとするものであります。

本法案について、国民は、非常な関心を持つておるにかかわらず、その内容が今日まで発表されなかつたので、正しい理解も正しい判断もなし得ない実情にあつたのであります。なかんずく、われ／＼が最も遺憾にたえないことは、法案がまだできておらないのかかわらず、この法案の内容も知らず、研究もしないで、臆測や先入観に基づいて、まったく違った内容を前提に議論が行われておることでございます。(拍手)ことに、反対の宣伝として

て、政府が教職員の大暴挙切りを意図しておるとか、教育費の大幅削減によつて授業もできなくなるとか、給食費の父兄負担が増加するとか、教唆、扇動されて教育の中立性を侵した個々の教員までも刑罰の対象となつて罰せられるとか、まったく根拠もないことを流布いたしました。善良なる一般教職員及びPTAの人々に少なからざる不安と動揺を与へておることである。また、(拍手)いやしくも学問は真理を追求することを第一とするものであります。真理を追求する人間を育成するのが教育者の任務でなければなりません。(拍手)しかるに、今日、教育者の集まりである日教組は、まったく驚くべき虚構の宣伝をいたしておるのであります。(拍手)のみならず、日教組の御用学者と称せられる人々もまた、日教組といかなる関係にあるかは知らないが、日教組のパンフレットに書いてあるとまったく同じような反対論をやつておる。学者といふものは、常に客観的に徹底的に物事をみずから判断し批判するのがその生命でなければならぬ。しかるに、法案そのものも見ないで、日教組のしり馬に乗せられて、全国をかけめぐつて反対をぶつて歩いておる。何たる軽率な、不見識きわまる、自主性のないことでありましょうか。(拍手)

現在行われておる反対論に二つあります。一つは、政府の決定が遅れたために、説明が尽されなかつたための誤解に基づいて反対されるのと、いま一つは、故意に何らかの政治的意図をもつて反対されておるのと、この二つがあると思ひます。従ひまして、政府はこれの際、きわめて率直に、大膽に、不明確なる点を明らかにし、善良なる国民の誤解を一掃する必要があると存するのであります。(拍手)質疑の第一点は、一体教育の中立性とは何か、その具体的事例というものは例外中の例外だと反対の人は言つておるが、そうではなく、きわめて計画的、必然的なもので、今後このまま放任すれば、全国至るところに教育の中立性侵犯の事例が續出すると思ふが、どうか。質疑の第二点は、平和憲法、平和教育を説くのはなぜ悪いのかと言ふが、現在日教組の行つておる平和教育は、特定の目的を持つた反米親ソ、中共礼讃の片断つた一方的思想の強要であり、これを純白な生徒、児童に植えつけんとしておるのではないか。その第三点は、教員の口にさる／＼つわをはめて、教える自由を奪ひ、教員自身がゆゑにその基本的人権まで束縛することは明らかに憲法違反ではないかとの議論があるが、教える自由を教員から奪つておるのは日教組ではないか。教員の基本的な人権を侵しておるのは日教組ではないか。(拍手)その第四点は、外部からの教唆、扇動を取締り、個々の教員については刑罰の対象とならないところの、い

わゆる教唆扇動者取締りの単独立法であり、これには伝えられるところとはまったく反対に、教員を不当な束縛から解放するものである。また、その密疑は、教育委員会等の要請をまつて初めて捜査されるものであるから、伝えられる警官の学園立入りはあり得ないと思ふが、どうか。主として以上四点につきまして、特に文部大臣、法務大臣、国警長官に所信をたださんとするものであります。

質疑の第一点は、教育の中立性はいかなる政党からも中立でなければならず、特に時の権力者である政府から中立でなければならぬといふことは言うまでもないこととあります。政府に都合のよいことは是認し、都合の悪いことを言うのを禁止しようとするのが教育の中立性ではないのかと反対派の諸君は言つておられます。政府の考へておる中立性とは、自由党からも、社会党からも、また改進黨からも、すなわち一切の政党の不当なる支配から中立であるといふことであると思ふが、この点をこの際国民の前に明確にお示し願ひたいと存するのであります。

たとえば山口県小中学生日記におきまして、アメリカは戦争勢力であつて、ソビエトは平和勢力であるといふようになことを無知な子供に植えつけようとしておることは、これは明らかに教育の中立性を侵犯するものであり、また教育基本法に抵触するものであります。

今日、実質的に教員の人事権を掌握しているのは日教組であり、教員の生

教育の権力を行使しているのは日教組であります。その日教組が一度指令を発しますならば、かかる政治的偏向の事例は全国至るところに発生し、このまま何らの法的措置も金でずに放置するならば、日本中の学校が反米親ソの教育で塗りつぶされる虞えなしと、だれが断言できるでありません。う。(拍手)これこそ戦前のファシズムの権力主義的「教育」をもちたことになるのであります。(拍手)純白な子供は、将来社会主義を信奉する者もあるかもしれませんが、あるいはまた資本主義擁護に走る者も出て来るかもしれません。これは生徒、児童の自由であります。それを社会主義でなければだめだと教へ込むのは、生徒の持つておる学びの自由を侵すことになり、子供の基本的人権を侵すことになります。(拍手)あるいはまた、教員の中にも、社会主義者もあれば保守主義者もある。それに、社会主義を信奉すること、これを教えることを強要するのは、これ明らかに教員の持つ教える自由、それをも束縛することになると言わざるを得ないのであります。この点に關し、文部大臣は一体いかなる御所見をお持ちであるか、承りたい。

第二の点、平和憲法を守り、平和教育を説くことを、この法案は決して禁止してはおりません。ただ、今日日教組の言う平和教育は、平和教育の美名のもとに、再軍備反対とか、安全保障条約の廃止を含む反米親ソ、中共礼讃の片寄った思想を鼓吹せんとする、特定政党の政治活動にほかならないのであります。今日何人も平和を欲しない者はありません。平和獲得の手段方法に議論があるだけであり、再軍備をして平和を守るんだという議論もありません。いや、軍備なくして初めて平和が維持できるんだという議論もあります。この際再軍備すなわち戦争と断言するのをおかしな話であります。それはともかくといたしまして、この二つの論議の一方だけが正しいとして、これを國一的に生徒に教えることをもつて平和教育といいたしますならば、すなわち、日教組が現在行っている再軍備反対の平和教育、教育防衛運動を一方的に生徒児童に徹底させることは、ファシズム教育以外の何ものでもございせん。(拍手)これは中共の教育政策と同様であります。ソビエトの共産主義教育とまったく同様であります。文部大臣は、この日米安全保障条約を破棄しなければ平和は保てないという、いわゆる平和教育を生徒に教へ込むことは教育基本法に抵触するものであるかどうか、御答弁を願いたいのであります。(拍手)

第三の、教員の基本的人権を束縛するといふ議論につきましては、教職員だからといって無制限の自由を許されるものではございせん。義務教育に従事するといふ国家的要請と、教育基本法にいう全体の奉仕者たる身分の上からも、要職に相応した自由の制限を受けることは当然のことと云うべきであります。現在国立学校の義務教育に在職する教員は、はたして教育の自由を奪われ、基本的人権を奪われておると感じておるでございせんか。一体、東京部内の国立大学の付属の教員が、国家公務員では言いたいことも言えない、言論の自由を奪われておる、だから地方公務員にしてくれと、大臣は陳情を受けたことがありませんか。何らかの意図を持ち、特定の思想を子供に植へつけようとする教員だけが極端に自由を制限されておるのうに感じるのであります。良心と良識を持つた自由な教員は、教える自由を束縛されたとは感じないのであります。日教組は、この法案が通れば、教師はあぶななつた校舎の改築を要求したり、一年生の教科書を無償にしてほしいというようなことも言えなくなると宣伝して父兄に訴えておられますが、そんな言論の自由は少しも禁止してないのではありません。憲法に保障された言論の自由は厳然として保障されておる。日教組のかかる悪質な悪意の横行は断じて黙視し得ないところであります。文部大臣は、この際はつきり、この不当な誤解を解いていただきたいと思つてあります。

口で教育の自由を叫び、基本的人権を説く教員が、一斉休職のストライキをやめるのはどうでありましょうか。これは明らかに子供の教へを受ける権利を蹂躪するものであります。また、國が義務的に要請している教壇を、日教組の指令に基いて放棄させることは、これこそ教壇を守らんとする善良なる教職員の教える自由を奪ひ、基本的人権を侵すものであると断言してはばかれないものであります。(拍手)最近、北海道におきまして、小中学校の教員が一斉休職を行つて問題を起してゐる事件があります。現在の法規でも、この一斉休職は、地公法第三十七条、第六十一条に触れる非合法な争議行為と考へられるのであります。しかも、この一斉休職が教組の指令によつて行われたものであることは、一点の疑う余地のない事実であります。

現在、学校を休む権限は校長にあると云われてゐるのであります。が、(拍手)〇副議長(風越君) 坂田君に申し上げますが、質疑の範圍を越えないようにお願いいたします。

〇坂田君(本堂) 校長はまた教育行政の末端に立つ國の機関でもあります。教育行政に關しましては、教組から指揮命令を受ける理由はござまつてもあり得ないのであります。もし校長が教組の命するままに休校を決定したというならば、これは明らかに國に属する行政機関を教組に充渡したことであります。校長の越へべき越權行為であります。言いかえしますならば、教育行政の支配が國家から教組に移つたことを意味すると思ふのであります。このようなことが、伝えられるように全國に起りましたならば、日本の義務教育は一体どうなるでございせんか。まさに教育的亡國であります。このようなファシズム的日教組の非合法活動に對して、子供を守り教育を守る最高責任者である文部大臣は何らかの措置をとられたか、また法務大臣はこのような違法行為を断つて見ておられるのであるかどうか、御所見を承りたいのであります。

最後に、警察國家にならないかといふ議論につきましては、学校の中に警官がどしどし入るといふことであれば、もはや教育は行われせん。ソ連や中華人民共和國の中央集權的教育制度こそ、われわれの最も反対するところであり、それゆゑにこそ、地方教育委員会などの要請をまつて初めて、むやみに警官が学校内に入り込むことをなからしめ、教育問題は常に教育当局者の間の良心と良識にまつて解決すべきであるといふ考え方が出たところであるといふのであります。最近國警が至るとき宣伝を耳にするのであります。が、事実そんなことはあり得ないと思ふが、どうか、國警長官にお尋ねいたしたい。

日教組の中には、日教組統一委員会

という共産党のフランク活動があつて、暴力革命の前提として、日本人の意識の改造、中共のいわゆる洗脳教育、学習運動の場に日教組を利用せんとしている。ことに、高知の教研大会におきましても、また静岡県教研大会におきましても、これと並行して日本共産党の秘密会合が行われたと聞いておるが、それは事実であるかどうか。この点について閣議長官の明快なる御答弁をお願いしたいと思ひます。

さらに、この法案におきましては、外部からの教唆、扇動は処罰の対象としたが、扇動されて特定の政治活動を行つた個々の教員は罰せられないのであります。しかるに、最近日教組がPTA等に配つてゐる宣伝ビラに、日本の教育が警官の手に握られるとか、警察の三、四年、罰金十万円という恐ろしい刑罰のもとでは、ほんとうのことと言へなくなる危険があるなどと書いておられます。これはまづたく、ためにせんとする宣伝にはかなりません。

○副議長(尾道君) 坂田君、時間が参りました。簡単に結論をお願いいたします。

○坂田道太君(総) 承知いたしました。——われ／＼は、現在のごとき極端な教育の政治的傾向がだちに是正せられ得るとは決して思ひません。全国教職員の良識と勇氣、深い反省と、そして国民の平凡なる常識のみが、この法案の終局的目的を達成する

ものであると確信いたしますのであります。善良なる大多數の教職員の方々のこの不当なる支配から解放いたしまして、はげしい政治活動の渦中から救ひ出し、真に教育を守り子供を守ることこそ、政府の本法案提出の眼目の一つであると思つておりますが、文部大臣の率直なる御意見をただしたいのでございます。(拍手)

〔閣議大臣大連閣議大臣の答弁〕

○國務大臣(大連閣議大臣) このごろ、この法律案に対する反対の宣伝として、これは政府の権力のものと学校教育を置こうとするものである、共産党とか、あるいは社会党左派とか、そういう政党の主張を言へばこの法律にひつかかるが、保守党、自由党等のことを言へば、それは何らさしつかえないのである、かような意味の宣伝が行われております。それについてのお尋ねがありましたが、これは法律文をとお読みになればすぐわかることでありまして、法律案には、自由党を支持した社会党左派に反対させる教育とは書いてない。いかなる政党といえども、特定の政党であれば、ことごとく入るのであります。

次に、山口県に起つた事件がきわめて偶然な事件である、それを大げさに取立ておる、しかし、必ずしもそれは偶然の事案ではないのであつて、日教組の闘争方針でございますが、それに基因するものであると思ふが、どう

か。これはまづたくその通りであります。(拍手)日教組は計画的に故意に指令を流しておるといふことは、これは日教組自身の書類、文章によつて明らかであります。

それから次に、いわゆる平和教育といふものが、基本法八条の二項に言うところの片寄つた教育、政治的中立を破るところの教育であると思ふが、どうか、こういうお尋ねであります。もちろん平和を教えるといふことは、平和の精神を教えるといふことは、これは何もさしつかえない。ただ、平和教育といふ名前のもとに特定の政党の主張をする、その政策の内容を教え、もつて特定政党の主張を支持したは反対するやうな教育をする、こういうことであれば、これは明らかに基本法の八条の二項に抵触するものと考へます。

〔拍手〕ただ、個々の場合において、これははたしてこの法律にいうところの、この法律の内容として罰則に當るものかどうか、これは具体的に個々の場合の事実について判定しなければならぬ、かように考へております。

その次に、政治的行為の制限の問題につきまして、付属の小中学校の先生から、かように政治的行為を制限せられてはと困るから、何とか公立学校の方にまわしてほめなうか、こういう陳情を受けたことがあるかどうかというお尋ねであります。さうな陳情は、おそらく文部省轄まつて以来

一度もないと思ひます。(拍手)むしろ、公立学校から国立学校の方にかへてもらいたいという希望者が非常に多いのであります。(拍手)

それから、この政治的行為の制限の内容について、今日日教組あたりがビラを飛ばしつゝこれは明らかに、日教組とか、都教組とか、ちやんと印刷をして、さういふ名が入れてあります。このビラの中に、あるいは小さなパンフレットの中に、政治的行為の制限といふことを非常に極端に誇張して、何も言へなくなる、はなはだしきに至つては、北海道の学校でストーブをもう少したかなければならぬと言つただけでも法律に触れるのである、こういうやうなことを言ひふらしておるが、それはさういふものであるかどうか、さういふお尋ねであります。これはまた非常な間違ひであります。虚構の宣伝であります。これは公務員法において明らかに一定の制限された行為のみについて制限してあるものであつて、そんな、ストーブをたぐとが給食を少し増してもらいたいとか、さういふこととまで一々とあるといふことは絶対にありません。(拍手)これは、現に国家公務員としてその制限に服してゐる大学の教授が、この問題についてきつめて清楚なる政治的意見を發表しておる。そのこと自体がこれを証明して余りあるものであります。(拍手)

次には、北海道の臨時休校を文部省

は何と見るか、またこれに對していかなる措置をとるか、さういふお尋ねでありますが、北海道の事情は、ただいま調べておまして、正確にはまだわかつておりません。ただ、新聞等によつておまして、その報道に基いて申し上げますと、職員会議を開いて、さうして学校を休んだ、これは明らかに違つてからであることであり、また場合によつてこれは法規に抵触するものである、いわゆる憲法であると思ひます。それから校長会議を開いてこれを許した。これは、法律には、天災地変その他非常な場合と、こゝにことになつておりますから、かような防衛大会とか研究会とかに出るために学校を休むことを許したといふこと、もしくはさういふことにされたといふことは、明らかに校長の越権な行為である。かゝることは思つております。(拍手)ただ、実情がわかりませんから、新聞に報せられておることを前提にして申し上げたわけでありませう。

最後に、この法律案について非常な虚偽な宣伝が流布されておる。それについてのお話でありましたが、これはさういふ題目であつたけれども、実はあまりやかましいので聞き取れなかつたのであります。これは、初めに坂田君が言われたやうに、今日法律案も出ないし、ちやんと、ほとんど立案にもかからないうちから、その内容を論議して——これは、おそらくはさういふ

臆測をしたというのではなく、初めからその承知で宣伝したものと見るよりは、これは、その人はよほどどうかしている。これは明らかにその承知で言つたものと私は考へます。(拍手)

〔国務大臣犬養健君登壇〕

○国務大臣(犬養健君) お答えを申し上げます。最初に、警察官はみだりに捜査の第一線に立たないで、教育委員会の請求をまつて行動するということが間違ひではないのかという御注意でありました。これは、違法行為に対する警察の捜査というものは、ただいま御指摘のように、教育委員会その他の請求をまつて初めて動くのでありますから、警察官がみだりに第一線に立ち入つて、ほしほしに行動するということとはならないように考へております。また、さういふように考へております。一般に申しまして、学園内で行われ、違法行為に對しては、よくよくの場合を除くほか、主として行政上の監督権に基く処分によりたいと考へております。

〔政府委員斎藤君登壇〕

○政府委員(斎藤君) 警察官の思想調査についてお答えをいたします。犬養大臣からたび／＼お答えを申しております。また、教職員に思想調査につきましては、中央あるいは地方において組織的にやつておる、あるいは警察官が個々の判断においてやつて

おるといふ事例は、今まで報告を受けた中には一つもございせん。ただ、われ／＼といひましたは、日本共産党が暴力革命を否定いたしません限り、その合法、非合法の組織を通じて、いかにその勢力を拡張しつつあるかといふことは当然知らなければならぬのであります。ことに、共産党が学校教職員に對して、あるいは軍事組織を通じて、強くその指導を伸ばさんとしておられますことは、各種の資料によつて明瞭であります。従つて、治安機関といひましたは、日教組内における共産勢力につきましては、絶えずその他の組織内におけるものと同様、監視、内偵を怠つていないのであります。しかしながら、警察といひましたは、その調査の方法につきましては、調査自体が思想調査になつたり、または本人もしくは第三者に迷惑をかけるような調査方法に對しては、用いておられないのであります。最近新聞紙上等で伝えられておられますような各種の問題は、さきに大臣もお答えいたしました通り、あるいは犯罪捜査として当然やりました捜査活動とか、あるいは単なる施設で、思想調査といわれるようなものに該当するものなりは一つもないのであります。

なお次に、第二の御質問の、日教組内における共産党のグループ活動のことでございするが、日教組内共産党細胞を標準にいたしました日教組グループの存在いたしてございすることは、申し上げるまでもないのであります。しうして、この日教組のグループは、共産党の日教組中央グループ指導部、あるいは地方教組グループ指導部、あるいは日教組グループ指導部に、あるいは日教組グループ指導部によりまして、それ／＼の段階における日教組グループを強力に指導いたしておるのであります。この中央グループ指導部といひましたは、教育戦線といふ秘密機関紙を発行いたしまして、當時日教組グループの活動方針につきまして時々詳細なる指導をいたしておられます。また、教組グループは、時々全国会議あるいは地方会議、県会議を開きまして、共産党の勢力を黨員あるいは教員を通じていかに拡大して行くか、また教組内に統一委員会をいかに育て上げて行くか、あるいは共産主義教育をいかなる方法において浸透させるかといふことを審議研究あるいは決定をいたしてあります。お尋ねの如く、先般静岡における教研大会の直前にございまして、このグループの全国大会が開かれましたことは事実と考へます。(拍手)

○副議長(原重吉) 田中久雄君。〔田中久雄君登壇〕

○田中久雄君 私は、改進黨を代表いたしまして、教育公務員特例法の一部を改正する法律案、義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する

法律案の二案に關して、内閣総理大臣並びに文部大臣に對して、きかれて重要な各点について質問をいたすものであります。

本案に對しましては今や各方面より反対の聲が上つておりますが、政府は、もとより、この程度の事態が起ることは當然予想されておつたことと存じます。これを承知の上でなおかつ本案を国会に提出せざるを得なかつたとするならば、幾多の教育の中立性を侵す事実が発生してゐると思ひますが、現在の情勢はいかがであるか。これ私の質問の第一であります。(拍手)

わが国の教育は教育基本法、学校教育法、教育委員会法の三法を基本として行われておりますが、文教の責任者である文部大臣には指導監督権が与えられておりません。ゆゑに、個々の教員は、あるいは誤つて極端なる教育をいたしまして、文部大臣は直接には何らの処置を講ずることも許されておられません。私どもが各地にありと聞きまふ極端な教育も、この一点をさへ改正するならば問題は解決するのではな

いかと考へられる。文部大臣が学校並びに教職員に對して適正な指導監督をすることは、世界にみれば例なきことでも行われておる當然なことでありまして、(拍手)吉田首相は、数箇年におつて五たび政権を担当し、独立以來すでに二箇年に及んで、事あるごとに

占領政策の是正を唱へておられますが、しうしてなおかつこれが解決せられないといふことは、自由党内閣の重大なる怠慢であつたと思へる。

(拍手)総理大臣はその責任をなすに、なつておるのかい。教育三法の改正をなさる御意思はないか。これが私のお尋ねする第二点であります。

次に、教育三法を改正せず、現行法下においても適正なる勧告と助言はできるものであります。しかるに、従来文部当局は、日教組の教に圧倒せられて、何事に対しても正しい助言も勧告も行わず、むしろこれにへつらうがごとき態度を露呈して来たのではないかと

(拍手)従来、誤つた極端な教育について、大学校長であるとか教育委員会等に対して適正な助言や勧告が行われていたならば、今本案の上程は見ることなくして済んだのではないかと考へます。(拍手)文部大臣は、学校並びに教員に對し、極左傾向を是正するため、いかなる助言と勧告をこれまでになされた事実があるか。これ私がお尋ねする第三点であります。

さらに、第四点といひましたは、教育に関する予算の問題であります。政府は日に教育は大切なものと申されておられますけれども、予算の点においてはきつめて遺憾なるものがあります。昭和二十八年年度予算は、修正の結果、危険検査の改定費が二十二億でありましたが、二十九年年度は八億を削られて

昭和二十九年二月二十四日 衆議院公録第十二号 犬養國務大臣の答弁、斎藤政府委員の答弁、佐藤教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案外一

一六五

昭和二十九年二月二十四日 衆議院會議第二十號 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案件一件の趣旨説明に対する田中君の質疑

一六六

十四億円となっております。また、私学振興会の出資金は十五億円でありますが、三分の一に削られております。すなわち五億円。戦災復旧費を初めとして、教育施設は、いづれも無残なる様相を呈しております。政府は一先田予算の建前から並みならぬ御苦心のあつたことと存じますけれども、

これらの学校施設の補助金は、全国的に、戦時戦後二十年ぶりの善政として、教育関係者並びに父兄において明るい見通しを持つて非常に喜ばれたのである。しかるに、これがわずか一年でたちまち削減をせられておるといふことは、政府の教育に対する熱意を疑わしめるものと考へる。(拍手)かくのごときは教職員に對してきわめて悪影響をもたらすものと存じますが、これに對して政府はいかなる考へをお持ちになつてゐるか。これが私がお尋ねする第四点であります。

次に、多年にわたつて広報活動が行われていないということでもあります。学校において実地教育に従事する教職員は、文教の責任にある文部當局よりは何らのよりどころを示されておらず、日教組が配付いたします印刷物のみにたよつておられますために、時に教員の中に極左傾向の誤つた教育をなす者も出て来るのであります。六十万の教育職員に對する文部省の広報活動費は、わずかに二十九年度において百九十八万七千円でありまう。これは

各省中の最低であつて、日教組広報活動費の数十分の一にすぎません。(拍手)政府はこれをもつて五十万の教職員を説きならしめることができておるとお考えになつておるか。総理大臣はこの広報活動に御満足であるかどうか。これ私がお伺いする第五点であります。

次に、最近ひんびんと起つております職場放棄の問題であります。先般岩手県において給子三本建の反対を理由として一日ストが行われ、最近北海道において定員増加を要求してこれまた一日ストが行われ、過日は教育の中立性に關する法案研究の名において全国的に三割職罷が行われ、今また近く本案反對のために全国的な一日ストが行われようといううわさを聞くのであります。全国五十余万の教職員の大部分は、日教組本部よりの指令に對しては、これを自己の自由意思に基いて拒む自由と力を持つていないのである。(拍手)心ならずもストに参加して、教子を捨てて、不本意ながらデモ行進にかり立てられておることは、私どもはしばしば耳にするところである。

(拍手)全國の父兄は、先生のストだけはやめてもらいたいという切実なる希望を持つております。政府はこれに對して従来いかなる処置をなされておるか。また今後いかなる処置をなさんとするか。どうぞ明快なる御答をお願ひいたしますのであります。

以上、前段六項目におきまして、現在の情勢と政府の意図についてその所信をお尋ねいたしました。以下、私は、今回の二法案に對する政府の信念と本法の影響についてお伺いをいたします。すなわち、現在の一部教員のあり方に不安を持つ全國の父兄と、九・九を占めるという健全中正な全國教職員の諸君にかつて、私は政府の信念を述べたいと存じます。(拍手)

まず第一は、本法施行に關する政府の信念と決意いかんでありまう。端的に言つて、従来日教組がとり來つた組合員の指導方針に困惑を感じて來たのは大多数の自覚せる中正な教員でありまう。憂鬱を禁ず得なかつたのは全國の父兄であります。元來、戦後の我が國の労働組合は、その結成を當時の至上權者たる占領軍によつて要請せられ、奨励せられたという立ちからして、その運営も、組合員が一方的に引きずられて、大衆の盛り上りによる民主的運営の見られない組合が非常に多いのであります。ことに、これに對して極左的政治目的を持つ者が組合の上層部を侵入した場合には、その傾向をきわめて危険なるものになつて來るのであります。現在組合員数五十万を算し、年四億の財政を運用し、総評会下最大の構成分子たる日教組のごときは、古くより丹頂のつると言われ、その典型的な存在であります。

(拍手) 本来、日教組は、労働組合法による労働組合ではなく、公務員に認められた職員団体でもなく、更に都道府県単位の公認せられた教職員組合の連合体であるという一任意団体にすぎません。この団体は、何の規程もなく、何の権限もありません。この任意団体の一部に極左分子が侵入し、下部職員組合に對してさまざまな不法行為を強要し、扇動しつつあるという現状であります。この日教組の構成分子である九十八条第二項及び地方公務員法第五十二条第一項の規定によつて、その活動目的が明瞭に規定せられておるのであります。すなわち、国家公務員法の社会的、原生的活動を営む適法な目的のために、また地方公務員法においては、給子、勤務時間その他の勤務条件に關して当該地方公共団体の当局と交渉すること、これがその目的の一切であります。都道府県教職員組合はまさにこの職員団体であります。が、本年の二月上旬、この代表者が集まつて開かれたました日本教職員組合第三十二回中央委員会で議決せられた闘争宣言なるものを見れば、政府の再軍備政策は、従来の保安隊増強計画から、さらに進んでM.S.A.の受入れ、自衛隊創設、軍中費の大幅増額、国民生活の破壊へと突進しており、この目に余る暴政に對し国民各層の反抗は日に増し強

大となり、彼らに深刻な動搖を孕ておるといふ名文句を冒頭に掲げまして、またつたて現政府を強く非難する政治団体の決議をいたしております。かくのごときは明らかに、そこに系列した教職員が職員団体の構成員たる本分にそむく行為であり、明白に国家公務員法及び地方公務員法に違反する行為であることは一点の非をいれざるどころであります。(拍手)しかし、これらの不法行為は従来もしばしば繰返されて來たところでありまうが、政府はこれに對して一向に何らの処分をなしたことを聞きません。さらに、かかる勢いが教壇に持ち込まれ、純真無垢の学童の精神に汚染と片寄つた政治的方向に教導せんとした不法行為に對してしても明快な処置がとられていないことは、全國の中正堅実なる教職員や父兄とともにわれわれのまことに遺憾とするところでありまう。(拍手)この種の行動は公務員に要求される政治的中立性を蹂躪する一種の暴力行為とも言うべきである。憲法第十五条にいわゆる、すべて公務員は全体の奉仕者であつて一部の奉仕者ではないとの規定に違反し、かつは教育基本法第八条第二項にいわゆる、職員は特定の政党その他の政治的団体または特定の内閣等々を支持またはこれに反對する目的のために行為をしてはならないとの規定にも違反する明らかた不法行為であります。(拍手)これらの累積せる不法行為に對して、政府が

本末、日教組は、労働組合法による労働組合ではなく、公務員に認められた職員団体でもなく、更に都道府県単位の公認せられた教職員組合の連合体であるという一任意団体にすぎません。この団体は、何の規程もなく、何の権限もありません。この任意団体の一部に極左分子が侵入し、下部職員組合に對してさまざまな不法行為を強要し、扇動しつつあるという現状であります。この日教組の構成分子である九十八条第二項及び地方公務員法第五十二条第一項の規定によつて、その活動目的が明瞭に規定せられておるのであります。すなわち、国家公務員法の社会的、原生的活動を営む適法な目的のために、また地方公務員法においては、給子、勤務時間その他の勤務条件に關して当該地方公共団体の当局と交渉すること、これがその目的の一切であります。都道府県教職員組合はまさにこの職員団体であります。が、本年の二月上旬、この代表者が集まつて開かれたました日本教職員組合第三十二回中央委員会で議決せられた闘争宣言なるものを見れば、政府の再軍備政策は、従来の保安隊増強計画から、さらに進んでM.S.A.の受入れ、自衛隊創設、軍中費の大幅増額、国民生活の破壊へと突進しており、この目に余る暴政に對し国民各層の反抗は日に増し強

大となり、彼らに深刻な動搖を孕ておるといふ名文句を冒頭に掲げまして、またつたて現政府を強く非難する政治団体の決議をいたしております。かくのごときは明らかに、そこに系列した教職員が職員団体の構成員たる本分にそむく行為であり、明白に国家公務員法及び地方公務員法に違反する行為であることは一点の非をいれざるどころであります。(拍手)しかし、これらの不法行為は従来もしばしば繰返されて來たところでありまうが、政府はこれに對して一向に何らの処分をなしたことを聞きません。さらに、かかる勢いが教壇に持ち込まれ、純真無垢の学童の精神に汚染と片寄つた政治的方向に教導せんとした不法行為に對してしても明快な処置がとられていないことは、全國の中正堅実なる教職員や父兄とともにわれわれのまことに遺憾とするところでありまう。(拍手)この種の行動は公務員に要求される政治的中立性を蹂躪する一種の暴力行為とも言うべきである。憲法第十五条にいわゆる、すべて公務員は全体の奉仕者であつて一部の奉仕者ではないとの規定に違反し、かつは教育基本法第八条第二項にいわゆる、職員は特定の政党その他の政治的団体または特定の内閣等々を支持またはこれに反對する目的のために行為をしてはならないとの規定にも違反する明らかた不法行為であります。(拍手)これらの累積せる不法行為に對して、政府が

局はいかなる防衛策と進取を講じた実績であるか。少くとも輿論を喚起し公正な国民の審判を求めるだけの信念を有せなかつたといふことは事実である。われわれのまことに遺憾とするところである。(拍手)

さらに、昨年の国会議員選挙を中心として、日教組及び北海道以下十七府県の教職員組合よりは、合計二千九百五十二万四千六百五十九円が集められ、その相当部分が日本教職員政治連盟なる団体を通じて次の候補者にばらまかれていた事実、参議院議員候補者岡三郎百四十五万四千五百円、宮原貞光八十五万四千五百円、外七名に対して三百十五万四千五百円、衆議院議員候補者に対しては、横路雄雄君外十六名に対して多きは七十五万四千五百円、大部分のものは四十五万四千五百円がばらまかれておる。これを政変別に見ると、二十四名が左派社会党であり、一名が右派社会党である。二名が無所属である。諸君、日々学童の教育に努力し、自分の生涯を教育にささげている全国の教職員諸君の薄給のうちから血のじむ資金が吸い上げられて、そのほとんどが大部分左派社会党にのみ使われたといふことは、決して全国教職員の本旨にあらずことは申すまでもありません。(拍手)かかる行為は、職員は政党または政治目的のために寄付金その他の利益を求めしむるは受領しまたは何らの方法をもつてするを問わずこれらの行為に関与してはならぬ

とする国家公務員法第二百一第一項の規定に違反し、さらに、職員は特定の政党その他の政治的団体を支持する目的をもつて寄付金その他の金品の募集に関与してはならないとする地方公務員法第三十六第二項第三号の規定に違反する不法行為であるといふことは明白な事実であります。拍手しかし、政府当局の無気力は、かかるあり得べからざる傍若無人の不法行為に対して何ら是正の措置に出なかつたことは、まことにわれわれの理解し得ざるところであります。まじめなる大多数の教職員はこの不法行為者が放任され、かつ自分らに対する教職、勤勤的義務に對し、きわめて迷惑をいたしてゐるのが真相であります。政府は、今回提出の二法案によつて、かかる法治国家にあるべき数々の不法行為を中絶せしめ得ると考えていられることと思ひますが、本案の内容またきわめて漠然たるものであつて、いたずらにまじめなる五十万の教職員を蒙蔽せしめるだけである。しかもなお政府の考えるべき目的を達し得ないのではないかと考へるのであります。

本案に対する政府の信念と、本案の全教員に及ぼす影響につき政府の所信を伺ひ、審議の参考に資せんとする次第であります。(拍手)

○国務大臣(蔵方竹虎) お答えをいたします。

本法案については相当の反対があるにまかりかたらず、政府はその反対を押切つてここにこの法案を提出したその理由を具体的に説明されたといふ御質問のやうに承ります。本法案の提出される前かゝる反対があらざりましたことは、政府といたしましてよく承知しておりますが、政府といたしましては、義務教育における政治的中立性の確保は現下最も重要なことであると信じまして本法案を提出するに至つた次第でございます。

それから次に、教育三法によれば、文部大臣には監督権がない、しかるに本法案によれば、教員はいづれ監督を受けることになり、ひいてはそれを受けつことにもなるから、かような法律は公平でないと思ふが、どうかという御質問であります。文部大臣は地方分権化によりまして、文部大臣は地方の教育について監督の権限はなくなつておられますが、今公に教育三法を改正する考えは持つておりません。但し、今後必要に応じて検討を加へまして、改善の必要を発見いたしました場合には、改善することにもあらざるさかでないでございます。今回の法案が教育を脅かすといふやうな御懸念もあつたやうであります。そのやういふことは全然政府としては考えておりません。その法案の趣旨は十分教職員に徹底せしめ、誤解のないようにしたいと考えております。

第三に、現行法によつて教員組合の行き過ぎに對しては措置ができることになつておる、しかるに當局者は日教組に對して進言し過ぎると思ふが、どうかといふことであります。現在、公立学校の教員は、勤務地以外では原則として政治活動が自由であります。この結果、全国的組織の圧力により、政治的行動に狂奔し、組合の交際事項の範圍を越えて地方当局に當面とする一部は傾向があることは、御承知の通りであります。また日教組には大部分の教職員が加入してゐるのでありますから、その意見について聞くべきものではなかつたのであります。決してこれを甘やかす気持は当局として持つておりません。行き過ぎがあれば、政府としてはその非を反省させた所存であります。

それから、教育関係予算が少な過ぎはしないかといふ御質問であります。が、教育関係予算につきましては、政府は、困難な現下の財政事情のもとにおきましても、できる限り重慶的に取扱い、全体的には前年度より上まつた額を計上してあります。

さらに、教員の職場放棄、三割欠勤、一日スト等についてどういふ措置をとるのであるかといふ御質問に對しては、教員の職場放棄、三割欠勤、一日スト等の行為は、教育の正常なる運営を阻害し、地方公務員法に違反する場合もあると考えられますので、事態の推移を注視し、適切な手段を講ずるべき行為であると認められるときは、教育委員会に對し、かかる事態を防止するために必要な措置をとるやうに指導いたして参りたいと思ひております。

以上お答え申し上げます。

○国務大臣(大藏長) 順次お答え申し上げます。

かような法律案を提出せざるを得ざるに至つたそのもとなつた事例があるか、その模様はどうか、かういふお尋ねであります。これは、今日地方の教育機関関係におきまして、いろ／＼いふゆる赤い教育をめぐつて紛争が起つてゐる事例が相当あります。またそのほか、私どもの手で何らかの關係から得た事例も相当多数に上つております。しかしながら、これは、実は私どもといたしまして、これの調査をする手段をあまり持つておりませんので、先ほどの緊急質問の際に問題になりました通説といふのも、かような事例についての報告を求めたのであります。しかし、とにかく、全国各地にわたつて、しかも相当強い傾向の教育が行われてゐるといふことは、これは争ふべからざる事実であります。これが、今日わが國の教育の現状から見ても、かゝるごとき事態をこのまま放置するといふことはできない、かゝるな見地からこの法律案を提出するに至つたのであります。(拍手)

次に文部省がこの地方の教育を監督する立場をとるけれども、いわゆる教育三法というものを改正してそれをすれば、かような法律案は出さぬでも教育の中立性は維持し得るではないか、こういう御質問であります。これはその通りであると思ひます。しかしながら、わが国の教育はいわゆる戦後の民主的運営にまかせられておるものであります、これをもし文部省の實際上の監督下に置くといふことは、いわゆるこれは中央集権になる。いわゆる逆コースである。これらの点に相当考慮を要する点がありますので、これは、ただいまのところ、教育三法を改正して文部省が再び地方の学校にその監督権の支配を及ぼす、こういうことに考えておられません。

それから、その次は、文部省の従来の態度、ことに日教組に対して遠慮し過ぎたのじやないか、これはいろいろ御批判もあるかと思ひます。いわゆる文部大臣として指導、助言、これをすることが、日教組をばかつて十分できなかったのではないか、こういうお尋ねのようでありましたが、いろいろ従来といえども文部省は助言、指導といふことをいたしておりました。ことに、この当面の問題につきましては、昨年の七月でありましたが、山口県に小學生日記等の問題が起りました当時、これを全国に向つて強く指導、勧告を行つて参つたのであります。ただ遺憾な

が、これらの指導、勧告というものが、実際の地方の教育の現場において、その効能があまりなかつたわけでありました。これは大体日教組がじやまをしたからであります。(拍手)日教組の最近の文書の中に、文部省から出た通達になるべくこれを握りつぶしてしまふ、こういうことを地方の県教育委員会に働きかけるといふことが書いてあるものであります。

その次は教育予算が非常に貧しい、かような点からいへば問題が起るのではないか、現に二十九年度の予算についても、前年度に比べて削減されておる面が相当あるではないか、これはまことにその通りであります。私も教育予算をできるだけ充実するために努力をしておるのであります。しかしながら、日教組の宣伝をするように、二十九年度の教育予算が二十八年度に比べて非常に削減されておる、いわゆる大幅削減になつておる、かような事実はどうであります。これは予算をこらへただけはすぐわかることであります。二十九年度の文部省予算は二十八年度の予算に比べて約百二十億を増額計上されておるのであります。この緊縮予算の際でありますから、決してこれをもつて十分と云ふことはできないけれども、これを重点的に、効率的に執行して参りたい。しかるに、日教組は、この法律案に反対するために、給食の父兄の負担が非常に

増す、あるいは教材費がなくなつたからしてほとんど満足な授業ができない、極端に言えば白黒も使えなくなると、あるいはまた教職員の大層な切りが行われる、かような、あられもない虚構の事実を宣伝して、そうしてこの五十万教職員とPTAの人々には不安と動揺を与えようといふことは、私はまことに遺憾に存するのであります。(拍手)

その次に、広報活動をますます活発にすべきではないか。これはまことにこもつともでありまして、私も、ぜひそうしたいと思つておるのであります。ただ、こういう際でありまして、まことに予算が僅少であります。ただ、二十八年度までは、県の教育委員会あるいは知事、そういうところまでしかこの広報を流す経費がなかつたのであります。二十九年度におきましては、ようやく各地方の市町村教育委員会の方面にもこの文部広報を流すことができるようになって、少くくいはよくなつた。しかし、これは非常に重要なことに私は考へておりますので、この予算は二百万円でありまして、今後とも、できるだけ何とか地方の市町村教育委員会、あるいはさらに進んで各学校までも指導、助言といふことが行きたるやうにしたい、かように考へております。

場が放棄されるという事実があります。これは、これは教育そのものの性質から見ましても、まことに遺憾にたえないのであります。ただ、非常に考へて、非常に巧妙な方法をとつておりまして、すくなく法律にひつからないうようなことをいろいろくふうしてやつておる。これに対しては、日教組で、こういうふうによれ、ああいふうによれといふことを教えて、指令を流しておるのであります。私は地方の学校の先生が喜んで職場を放棄するものとは思ひません。ただ、たとえば今回の法案にしましても、実力闘争もあえて辞せず、実力行動もあえて辞せないといふことをしきりに言つておる。

この実力行動といふことは、どういふことであるか知りません。知りませんが、全国にわたる教職員を扇動して、そうして職場を放棄させるというやうな実態を意味しておるものであるとすると、ならば、はなはだけしからぬことであると私も思ふのであります。次に、日教組は政治団体と云うが、どうか。それは、日教組の中には国家公務員の人もおるし、地方公務員の人もおる、しかし、日教組は今日ほとんど政治団体である、その場合に、はたしてしからば、これらの公務員たる教職員は、いわゆる国家公務員法の規定に抵触するものではないか、違反してゐるではないか、これに対してどう思ふかといふふうにと受取られます。

したが、御承知の通り、日教組は、いわゆる勤務条件の向上改善を目的とする労働団体、あるいはまた教育の研究を志すところの教育者の団体という面はもちろんです。同時にまた強い政治的な偏向を持つ、その意味においては政治的団体である、かように言つてもさしつかえないものと思ひます。日教組の掲げるところの主張、そのスローガン、すべてこれを裏書きして余りあるものであります。そこで、これらの特定目的を持つてそういうことをする国家公務員たる日教組の組合員ですか教員ですか、そういう人が国家公務員法に抵触するといふことは、私は考へ得ると思ふのであります。しかしながら、これは御承知のことと思ひますが、日教組の組合はきわめて秘密なものであります。一切外部の人は入れないのであります。でありますからして、その場合に、日教組でいろいろな決議をしたり、執行をしたり、いろいろなことをするのであります。その場合に、どの国家公務員たる人がやつたか、その点は私どもとしては容易にうかがい知れないのであります。ただ、国家公務員として公務員法の違反としての処罰の問題は、これは私どものおそらくところではあります。

そういう意味におきまして、政治的団体であるか、どう思ふかとおつしやれば、これは明瞭に、政治的団体とはつきり言つてさしつかえない。

これは日教組の指令によつて歴々指摘し得るのであります。

もう一つ最後に、この法律案の内容が漠然としておつて、その点ではたして効果が上るかという点で意味の御質問でございました。私は、基本法第八條の二項にある教育の偏向、この全部をはつきりした形において捕捉し得るならば、それをもつて教唆、扇動を内容とする犯罪として規定したい、かように考えるのであります。しかし、これは、実際の場面において、これを的確に表わすということが非常に困難でありますので、また行き過ぎが生じないようにという配慮から、この八条二項に抵触する事項のうちで典型的なものを出しまして、これならばはつきりするのでありますから、これをこのたびの法律の内容といたしたのであります。従つて、漠然としておるから困るという問題は生じない、かように存じます。(拍手)

○副議長(原龍君) 辻原弘市君。

(辻原弘市君登壇)

○辻原弘市君 ただいま議題となりました、いわゆる教育における政治活動禁止の二法案すなわち教育公務員特例法の一部を改正する法律案並びに義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案について、この二法案の及ぼす影響をわけて甚大なるものを想起いたしました。ここに日本社会党を代表して、総理並びに文部大臣、法務大臣、自治庁長官、その他関係閣僚に對しまして、法案が内閣の基本的問題について、その所信をたださんとするものであります。私は、教育者の一個の団体である日教組と教育の根本とを混同して質疑をし、あるいはそれになれ合い質問をするような、かかる政府、与党によつて出された法案であります。がゆゑに、特に重要な諸点については徹底的にこれを糾明いたす考えであります。(拍手)

臣、法務大臣、自治庁長官、その他関係閣僚に對しまして、法案が内閣の基本的問題について、その所信をたださんとするものであります。私は、教育者の一個の団体である日教組と教育の根本とを混同して質疑をし、あるいはそれになれ合い質問をするような、かかる政府、与党によつて出された法案であります。がゆゑに、特に重要な諸点については徹底的にこれを糾明いたす考えであります。(拍手)

私は、まず最初に、この法案の立案過程における二、三の問題について、文部大臣からその実相を承つておきたいと思つてあります。本二法案は、最終的結論に至るまで、先ほど与党である坂田君の指摘をされたように、ほとんどその内容は公表されず、新聞等においても、事の重大性にかんがみ大々的に報道しておるもの、内容は想像の記事の域を出ていなかったものであります。たゞ立案過程といへども、かほどの重要問題を秘密裏に作成するといふ、また作成しなければならぬといふような官僚的態度は、今日の民主主義の社会では絶対に許されないとあると思つてあります。が、何ゆゑ文部大臣は極端な秘密主義をおとりになつたのであるか、御所存を承りたいのであります。(拍手)

次に、中央教育審議会の答申について承りたいのであります。当時の新聞紙上によつても明らかなように、審議会において、政府の諮問に答えるにあつて、元文部大臣天野正、前田多門氏、矢内原東大、長瀬、藤田、教育を破壊するものであるとして、あつたメンバーが、かかる政府の意図はくまで反対し、最終的にまとめられた答申案は、政府の諮問した内容よりも若干緩和せられておつたと承知いたしております。が、政府はこの答申案をいかに取扱われたか。さらにまた、審議会におけるこれらの強い反対意見について、文相はどうお受け取りになり、お考えになつておられるか、承りたいのであります。(拍手)

さらに、私は、立案過程において、この法案をめぐつて文部省、法務省あるいは内閣法制局などの政府部内には、いかに意見の対立があつたことを指摘したいと思つてあります。文部省が、あくまで政治活動禁止の目的を果さんがために、しやにむに法文化をでつち上げんとしたに對し、法務当局は、文部当局の主張そのまゝを明文化することは行き過ぎであり憲法違反であるとして、これを拒否した事実は注目し、これを、はしなくも目的のために手段を選ばない文部当局の態度の一端が露呈せられたものであると断定するものであります。(拍手)特に私はこの際、この意見の対立が那邊にあつたかを具体的に文部大臣、法務大臣にお尋ねしたいのであります。

府の所信のほどを承りたいのであります。まず、教育公務員特例法の一部を改正する法律案は、その目的とするところは、地方公務員である教職員の政治活動を、国家公務員同様、投票権を除く以外、すべてを禁止しようとしておるのであります。そも、民主国家における国民の基本的権利の保障、なにかんずく政治活動の自由は、民主国家存立の基本的要件であつて、このこととなくして民主政治維持の絶対不可能なことは、いまさら申し述べるまでもないところであります。かかる意味において、憲法は、その前文に厳肅に主権在民を宣言し、国民の基本的権利は侵すことのできない永久の権利としてこれを保障しておるのであります。さらに、国家公務員法ないしは地方公務員法によつて、当時の吉田内閣は公務員の政治活動を剝奪したのであります。当時、世論の多くは、これを憲法違反なりとして政府に迫つたのであります。が、政府は、公共の福祉と、公務員は全体の奉仕者であるからという抽象的理由を口実に、これを強行したのであります。私は、当時におきましても、今日においても、また私のみならず、多くの憲法学者も、かかる政治活動の禁止は基本的人権の侵害であり憲法に違反するものであるとの見解を持つておるが、総理はいかにお考えになつておるか、率直に承りたいのであります。(拍手)

さらにお伺いしたいことは、公務員、教員といへども、ひとしく公民であり市民であります。かりに百歩譲つて、全体の奉仕者という職務の重要性から、勤務の時間ないしは公の立場における政治活動は適当でないとしても、プライベートの市民としての立場は、公務員であらうが、あるいは教員であらうが、だれであらうが、かわらないはずである。平等に保障しなければならぬものと確信いたしておりますが、何ゆゑにかかかる極端な禁止制限を今教員に加えんとするのか、これこそ明らかな憲法違反であると断ぜざるを得ないが、法務大臣、文部大臣はいかなる見解をお持ちになるか、承りたいのであります。(拍手)

次に、従来政府は、国家公務員と地方公務員とはその性格が本質的に異なるとして、政治活動を制限するにおいても、国家公務員であれば国全体、地方公務員の場合はその所属する当該地方公共団体の範囲内であるといつておりましたが、今回地方公務員である教員を国家公務員と同様の制限下に置かんとおつておることは、一体いかなることか。これによつて他の地方公務員との間に不均衡を生ずるはもろろのこと、すでに教員は地方公務員たるの性格を失ひ、実質的には国家公務員同様の統制下に置かんとするものにはかならないと思つてあります。このことは明らかに地方分権の糟

昭和二十九年二月二十四日 衆議院會議録第十二号 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案外一件の題目説明に対する辻原君の質疑

神に反する措置であり、かつまた教育の中央集権化の企図にほかならないと思ふが、この点について文部大臣、自治庁長官の御所見を承つておきたいのであります。

さらにお伺いいたしますが、地方公務員法第三十六条但書についてであります。当時の記録を見れば明らかでなく、教員は、一般公務員と異なり、行政を行う立場にはないのであるが、その政治活動を禁止、制限するとしても、一般公務員のごとく行政の執行者としての影響力からはこれを律するわけには参らぬとして、もつぱら父兄と生徒、児童に及ぼす影響力のみを考慮してやればよろしいとする当時の改進黨の主張によつてこの但書が付され、今日に至つてゐるものであります。それを、いまさら、この明白な趣旨を没却して、九州の先生が北海道のはてに行つても影響力があるなどというやうな考案に基いてこの但書を削除せんとすることは、今日良識ある国民のひとしく了解に苦しむところであり、(拍手)もし、いいてその理由を求めんとするならば、選挙に際して現れた部分的現象が、政府の、あるいは与党の諸君の氣に入らないという党利党略から出たものとしか理解できがたいのであります。そのように受取つてさしつかえないかどうか、文部大臣に承りたいのであります。もしかりにそうであるとするならば、まさに冒語

道断であつて、国民が自由なる意思に基いて政治を批判し、かつまた政党の支持を表明することをばばんとする、政党政治の自給的行為であると断ぜざるを得ないのであります。政府の猛省を促す次第であります。(拍手)次に、私は、かかる制限、禁止を行つてゐる国があるかどうかという点について、中立性確保の法案とあわせてお伺いしたいのであります。おまゝ私の知る範圍においても、一般市民としての当然の政治活動、公務員、教員なるがゆゑに犯罪として取扱ひ、それに三年以下もしくは十萬円以下の罰金を科するといつたやうな苛酷な取扱ひをしてゐる非民主国の例を諒聞にして知らないものであります。また、先般文部省より出されてゐる調査資料によつてこれを見ましても、いづくにも見出せないものであります。どこかにそんな例があるのかどうか。あるならば、具体的にその内容を承つておきたいと思ふのであります。もしかりにないとするならば、何がゆゑに、わが国よりはるかに民主的訓練を經てゐる諸外国にもないことを——今日よりやく民主主義の萌芽を出しかけたばかりのわが国に、その芽をつまんとするやうなことをやろうとするのであるか、その理由を文部大臣から明白に承りたいのであります。(拍手)

次に、問題を義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案に移してお伺いしたいと存じます。この法案の目的とするところは、教育における政治的中立性の確保にあると政府はいたしておりますが、深く検討するに及んでは、中立性確保の美名に隠れて、基本的な人権の侵害あるいは学問、思想の自由の否定、果ては集会、結社、表現の自由まで制限せんとする恐るべき内容を持つており、さらにはまた、中立性確保をうたいながら、逆に中立性をまつた否定せんとする性格を有していることに、ただただ驚かざるを得ないのであります。従つて、まづお伺いしたいことは、一体教育の中立性とは何を意味するのであるか。政府は政党その他の政治団体の影響を排除することが中立性確保であるといはれておりますが、もしそうであるとするならば、政党政治の今日、時の支配権力による影響、すなわち政府、与党によるものは一体これをどうするおつもりであるのか。たとえ、二、三日前から、各学校、PTAあてに……

「定足数がない」点檢しろ「總行総行」と呼び、その他発言する者多く、議場騒然」

○副議長(原田) 辻原君、質疑を継続してください。

○辻原市(君) 一体教育の中立性とは何を意味するのか。政府は政党その他の政治団体の影響を排除すること

が中立性確保だとしておりますが、もしそうであるとするならば、政党政治の今日、時の支配権力による影響、すなわち政府、与党によるものは一体どうするのか。たとえ、二、三日前から、各学校、PTAあてに、自由党報特集号なるものが配布せられてゐる事実がある。自由党報とは、私はここに持参をいたしておりますが、明らかに自由党の機関紙であります。この内容の詳細は、ただいまこひやう申し上げる時間がなく残念であります。が、目的とするところは、今回の法案通過の資にせんとしていることは間違ひもない事実であります。学校あてに配布をいたし、教員と父兄を構成員とするPTAを通じて、目的はみづから提出した法案通過にあり、しかもその内容は、平和的教育、再軍備反対の教育は赤であり、反米親ソであるから間違ひなんだというやうな誤った主張を羅列したてゐるのであります。裏を返せば、反ソ親米になれ、再軍備がいんだ、そのような教育を、正しいのだから、これからやれと教授、奨励いたしてゐるのであります。(拍手)総理並びに文部大臣はこの事実を御存じであるのか。明らかに政府の言う中立性を侵してゐる最も好例ではないか。最も卑近な例ではないか。断固排除する決意ありやいなやを総理にお伺いする次第であります。(拍手)もしさうなつたりはないとおつしやるならば、結

ると確信するものでありますが、文部大臣はこの点についていかにお考えになるか、承りたいのであります。

今日、政府は、教師がみずから担当する教育において平和主義、民主主義を徹底せしめようとしている努力に対して、あたかも、すべてこれが党派的影響であるかのとき錯覚と誤った認識を持って、山口県の日記帳のとき事例をあげて、これを誇大に宣伝しているようでありすが、何がゆゑに教育の目的に於て平和のための教育が中立性を喪失せしめると言ふのであるか、いつ教育の目的がかわつたのであるか、文部大臣からこの点に關し明白に承つておきたいのであります。

逆に、池田・ロバートソン会議日本側見解に見られるような、他國の要請によつて、教育及び広報によつて日本に愛國心と自衛のための自衛的精神が成長するような空気を助長するための再軍備教育が行われるならば、これは一体どうするのか、私は決して將來の問題を申しているではありません。

先刻も一例をあげたように、現実の教育にこのような影響があるから申しているのではありません、このことだけはさしつかえないと、かようにおつしやるのであるか、これまた明白に承つておきたいのであります。(拍手)

戦後の日本の教育改革にあつて最も留意したことは一体何であつたか、それは、申すまでもなく、日本民族が

過去の苦い経験から再び教育を時の支配権力の道具と化さしめまいようにといふ教々の努力の方策ではなかつたか。そのため、教育基本法は、その十條に、教育は不当な支配に服することなく国民全体に對してその責任を負ふべきことを特に強調していることを、われわれは断じて忘れてはならぬのであります。

従つて、私は、今日國民が最も警戒し、監視しなければならぬことは、けだしこの点にあると思ふのであります。憲法の精神、教育の目的に反する教育が政府の手によつて公然として行われるようなことになれば、歴史は再び繰返すということ國民ひとしく銘記すべきであらうと存するのであります。(拍手)

次に、若干法案の内容に就いてお伺いをいたします。法案第三條は、何人も特定の政党を支持せしめたりは反對させる教育を行ふよう、教員を主とする団体もしくはその運動を通じて、義務教育学校の教員に對し教唆、煽動してはならぬといふのであり、さらに、その教育が長識ある公民たるに必要な教育であつても、結果としては特定の政党を支持しまたは反對するに至れば、これも同断であるとしてゐるのであります。

第四條は、これを罰するに一年以下の懲役、三万円以下の罰金をもつて臨み、あたかも教育が犯罪であるかのごとき取扱ひをいたしているのであります。

政府はさきに戦防法によつて団体を規制し、今また全國民に對して同様のことを及ぼさんとしてゐることは、看過すべからざる問題であります。およそこの法律ぐらゐ不明確な拡大解釈の容易なものは、他にその類例を見ないであります。すなわち、教員が自主的研究に基く教育活動も容易にその対象となり、その制約を受けることとなるであります。あるいは學者、文化人などが自己の研究に基く意見を教師に對して発表することも抵觸するといふのであらう。あるいは政治家が自己の政權を語るにおいても、これを教唆、煽動なりと断するものであります。

あるいは団結、憲法に保障せられた民主的労働組合の運動すら、これによつて大きな制約を受けることとなるのではなからうか。もちろん、教員の組織する職員団体は、ほとんどその結成の意義を失つたことになることもこれまた必定であります。さらに重要なことは、教育の實際にその結果が現われる現れないといふことは問はず、このところではなくして、教唆、煽動といふことにおいて刑罰を受けるというのであります。つまり、何人も教師に接しあるいは教育について口を開くことすら躊躇し、のみならず、一種の恐怖心を持つに至るであらうことも想像にかたくなのであります。もちろん、教師自身は、絶えず日常的教育活動に不安を覚え、はては自信を失ひ、きわめて無力な

一サラーマンと化してしまふことも、これまた必然であります。かかる状態に至ることをこの法案は規定したてゐるのであります。これを押しつて憲法に保障する基本的人権、學問、思想の自由、集会、結社、表現の自由、労働權を制約するものではないと申されるのであるかどうか。総理並びに閣僚各大臣に對し、これらの諸点についての所感を伺ひたいのであります。(拍手)

次に、特に文部大臣にお伺いをいたしたいのであります。かかる制約によつて教育に及ぼす影響といふことは、教育基本法第八條に定められた政治教育の重要性についてであります。さきにも指摘いたしましたように、この制約は、いかに大臣が抗弁せられようと、かつてアメリカの教育使節団が示唆いたしました通り、自由の雰囲気のないところ民主教育は存在しなくなるし、かつまた教師の研究意欲、教壇実践は低下し、教育に、ひいては日本の將來に一大暗影を投ずると思ふが、いかにお考えになつてゐるか承りたいのであります。(拍手)

○副議長(原健策) 辻原君、時間でございますから簡単に願ひます。

○辻原(原健策) また、政治教育はきつめて重視されなければならないことを基本法は明記しているが、教育が人間によつて行われる以上、教師の政治活動の自由をまつたく奪ひ、さらに

その研究活動をも制約する状態において、はたして基本法に要求する政治教育が可能なりとお考えになつてゐるかどうか。あたかも手足を縛つた人間に陸上競技の選手役を果せと言ひがごとき要求を行つて、それができると思つてゐるのか、御所見を承りたいのであります。(拍手)

次に、私は、この法案適用にあつての警察権の行使について、文部大臣並びに法務大臣にお伺ひいたしたいのであります。さきにも指摘いたしましたように、法案の適用の範圍は、解釈のいかんによつてきつめて拡大せられ、多岐にわたる点から、官憲による捜査、尾行あるいは思想調査などの人権侵害、職務濫用の事態が頻発すると思ふが、法務大臣はこれについていかが考え、対処せられんとおつてゐるか、具体的方法があれば承りたいのであります。

由來、日本の國は、治安警察法、治安維持法などの暗黒時代から幾多殘虐な官憲による人権侵害ないし職務濫用の事例が存在するが、ほとんど民衆は泣寝入りであつて、官憲を批判した例は統計を見ても皆無であります。私は、先刻わが党野原議員が指摘いたしました思想調査等の具体的事実について、法務大臣、文部大臣がいかなる処置をとられるか、明確なる答弁を再び要求するものであります。(拍手)文部大臣は、かかる明確なる具体的事実をでつ

昭和二十九年二月二十四日 衆議院會議録第十二号 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に關する法律案外一件の題目説明に對する辻原君の質疑

一七一

昭和二十九年二月二十四日 衆議院會議録第十二号 緒方國務大臣の答弁 大達國務大臣の答弁 大森國務大臣の答弁 塚田國務大臣の答弁

ち上げなどとして事実を隠蔽せんと
してあるが、いかなる具体的事実があ
つてさういふことを申すのであるか、
はつきり御答弁を願いたいと思つて
あります。

最後に、私は総理に承りたいと思
います。それは、最近国際自由労働書記
長オールデン・ブローグ氏より、吉田
総理、大達文相、小坂労働相に対しし
て、日本国政府はサンフランシスコの
講和において国連憲章並びに世界人權
宣言の諸事項を遵守する誓約を行つて
おるが、今次の法案はこれら諸事項の
規定に反するではないかと、嚴重
抗議があつたと聞き及んでおるが、こ
れらの国際的反響をいかに考へておる
か、承りたいのであります。

さらに、本法案をめぐつて、教育関
係者はもとより、報道機関、言論界あ
るいは学者、文化人等、ほとんどあ
げて反対の意向を示しておるが、こ
うした現下の國民輿論というものを総理は
どう見ておられるのか。かかる国際、
国内の輿論に徴して、このような非民
主的法案を撤回せられる御意思ありや
なきやをお伺いいたしまして、私の質
問を終る次第であります。(拍手)

〔國務大臣緒方竹虎君登壇〕

○國務大臣(緒方竹虎) お答えいた
します。

この法案は基本的人権を侵害する、
憲法違反ではないかという御質問であ
りますが、憲法が國民に対して保障し

ております自由及び権利はこれを濫用
してはならないのでありまして、今回
の教育の政治的中立性の確保に關する
法案は、教育基本法の精神とするこ
ろを実施するための措置でありまし
て、人権を制限することにもならない
し、憲法の精神に違反するものではな
いと信じております。

また、この法案の作成にあたりまし
て、政府部内に不一致があつたかのよ
うな御意見でありましたが、さうい
う事實は絶対にございせん。政府とい
つたしましては、ただいまの文部當局の
考へ方も、またこの法案も、全面的に
支持いたしておるものであることを、
重ねて申し上げておきます。(拍手)

〔國務大臣大達茂雄君登壇〕

○國務大臣(大達茂雄) 順次お答え
申し上げます。

この法律案をつくるにあたりまし
て、特に必要以上に秘密にいたしたと
いうことはありません。ただ、非常に
慎重にいたしましたのでひまどつたこ
とと、またできないうちから反対の
声が非常にありましたことから秘密に
したように見えたのであります。

それから、中央審議会は二、三反対の
意見を持つておられました。しかし、
圧倒的な多数でこの種の法律が必要で
あるということが答申されたのであり
ます。

それから、法務省、法制局等の間に
おいて意見のいろいろ違つた点、こ

に憲法違反であるなどという議論はち
つとも出ておりません。

それから次に政治的行為の制限で
ありますが、これを個人に対して制限
をすることは基本的人権の侵害ではな
いか、さういふ意味でありましたが、
これは公務員に対して現に課せられて
おる制限でありまして、基本的人権の
問題は、いまさら申し上げるまでもない
ことと思ひます。

その次に、地方公務員であるところ
の教育公務員を国の公務員と同様に
することが、これらの公務員を国の統
制下に置くことになる、さういふこと
であります。これはさういふにはなら
ぬのであります。

それから、地域の制限を設けたのは
どういふわけか。これは、先ほど提案
理由の御説明の際にも申し上げました
通り、教育の特殊の性格から来るもの
であります。

その次に、外国の立法例を言へ、こ
ういふことでありましたが、これは國
によつていろいろ違つております。ただ
米國、フランス、西ドイツ等の事例が
ここにありますが、これらはいずれも
教育の中立であるべきことを非常に強
く法律において規定しております。但
し、罰則のないものもあります。た
だ、懲戒の対象にしておるものが多い
ようであります。それから、政治行為の
制限につきましては、これは罰則があ
るものもあるし、ないものもありま

す。全然さういふ制限をしていない立
法例もあるようであります。

その次は、自由党が何か宣言文書を
P.T.A等に配布しておる、これは中
立性を侵害するものではないか、さうい
うお尋ねでありました。これは、この法律
に書いてありますように、ひとり自由
党ばかりではありません。社会党左派
であらうとも、改進黨であらうとも、
ただP.T.Aにビラを配つたということ
は、何もこの法律とは関係ないことで
あります。これは教職員団体に對し
て片寄つた教育をせよということに教職
員団体を通過して働きかける教唆、煽動
に限られるのであります。

以上であります。

〔國務大臣大森健君登壇〕

○國務大臣(大森健) お答え申し上
げます。

特に法務省を名ざしての文部、法務
両省間の意見の不一致というお尋ねで
あります。文部大臣からのお尋ねで
申し上げましたが、全然ございませ
ん。法文作成の技術の面で両省間にお
いてはなほた平直な議論の交換をいた
しまして、双方とも益するところが多
かつたのであります。最終的にま
まりましたことは、辻原さんも御承知
の通りであります。

それから、教育の中立化の名前をか
りて警官が思想調査をやるのは困る、
今後ともさういふことはやめてくれ
うことではあります。文部省として教

育が中立を保たれておるかどうか。文
部省から教育委員会を通じてなさるこ
とは文部省のお仕事であつて、これは
当然だと思ひますが、思想調査を警官
がやることは、私は不適当と考えてお
ります。従つて、思想調査をやる警官
が数多い第一線のうちに万一一にもあ
りましたら、即刻それを是正させるのに
躊躇いたしません。(拍手)

〔國務大臣塚田十一郎君登壇〕

○國務大臣(塚田十一郎) 地方自治
という立場から考へますならば、地方
自治が公正に運営されるためには、地
方公共団体の区域内でその団体の職員
がある種の政治活動の制限があるとい
うことは私は正しいと考へておりま
す。

それから、国家公務員たる教育職員
と地方公務員たる教育職員と、今まで
の政治活動の制限に區別があつたのは
御指摘の通りであります。私は、そ
の區別は、それ／＼のものの本質から
来たものではなくて、必要性から来た
ものだと思つております。今までは
地方公務員たる教育職員にはその程度
の制限でよろうと考へておつたの
が、実際はそれではいけないというこ
とで、今後は拡張されたのでありま
す。

それから、一般の地方公務員と地方
公務員たる教育職員との區別は、こ
れは教育という仕事の職務と責任から
来るのでありまして、その場合には差別

扱があるというところは、地方公務員法の五十七条が予定しておるところであります。

〔国務大臣小坂善太郎君登壇〕

○国務大臣(小坂善太郎君) 本法案は、教職員の特性にかんがみて教育の中立性を確保するためのものであります。

〔国務大臣小坂善太郎君登壇〕

労働組合運動は、本来労働者の労働条件の維持改善、その他経済的地位の向上をはかることを主たる目的とするものであります。政治運動をし、あるいは政治的偏向を持つて、ことではないのであります。従つて、おのずから問題は別個のものであります。本法案によつて健全なる労働運動が阻害されるとは思いません。なお、日教組は労働組合法上の団体ではないことは御承知でございます。念のため申し添えておきます。

〔国務大臣(原彪君) 前田榮之助君〕

〔退席する者あり〕

〔審議を停止するの「定足数はあるぞ」と呼び、その他発言する者多く、議場騒然〕

○副議長(原彪君) この際暫時休憩いたします。

午後七時五十九分休憩

午後九時五十四分開議

○副議長(原彪君) 休憩前に引続き会議を開きます。

前田榮之助君

〔前田榮之助君登壇〕

昭和二十九年二月二十四日 衆議院公議録第十二号

小坂国務大臣の答弁 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案外一件の趣旨説明に対する

前田君の質疑

に、すべての人間を拘束するところの、民主的な国家にあるまじき憲法であると言わざるを得ないのであります。

〔拍手〕こうした教育に対する言論の弾圧は、警察法の改正と相まつて、日本をますます中央集権化し、警察国家再

現の危機を国家国民に感ぜしめるものであります。

そこで、私は、先ず第一に総理大臣にお尋ねいたしますが、総理は、この

ような教員のみならず一般人にまで言論の制限を加えることを好ましく考

えているのかどうか、またそれが言論の自由を保障する憲法並びに民主主義、

平和主義を基調とする日本の教育目標に背反すると思わないのかどうか、お

答えを願ひたいのであります。

〔拍手〕

〔国務大臣(小坂善太郎君) 前田榮之助君〕

〔退席する者あり〕

〔審議を停止するの「定足数はあるぞ」と呼び、その他発言する者多く、議場騒然〕

○前田榮之助君 私は、ただいま上程されました学校職員の政治活動制限並びに政治的中立性確保に関する二法案につきまして、日本社会党を代表いたしまして、総理大臣並びに関係閣僚に若干の質問をいたしたいと思ふものであります。

戦後の日本における教育の基本的目標は、憲法及び教育基本法に明らかに示されたごとく、民主的にしてかつ平和的な国民をつくり上げることにその主眼があつたことは申すまでもないことであります。しかし、この基本

的目標は、将来においても何らかわらないもので、かえてはならないものだと私は信ずるものであります。ところで、今回政府提出の二法案を見ますと、一方において地方公務員法の第三十六條の例外規定を排除し、教職員の政治活動を一一般公務員並に制限するとともに、他方、教育の中立性維持の名のもとに、あらゆる教員の政治的自由を束縛し、あまつさえその違反者に刑事上の罰則を科せんとされているのであります。教育の政治的中立の確保に

関する法案の第三條に、何人も学校の職員を主たる構成員とする団体または連合体の活動を利用し云々と規定し、それが単に教員のみならず一般国民の思想の自由、言論の自由によつてその制限を加へんとしているものであります。

このことは、かの憲法と言われた破防法が団体の一定の活動を規制した以上

に、すべての人間を拘束するところの、民主的な国家にあるまじき憲法であると言わざるを得ないのであります。

〔拍手〕こうした教育に対する言論の弾圧は、警察法の改正と相まつて、日本をますます中央集権化し、警察国家再

現の危機を国家国民に感ぜしめるものであります。

そこで、私は、先ず第一に総理大臣にお尋ねいたしますが、総理は、この

ような教員のみならず一般人にまで言論の制限を加えることを好ましく考

えているのかどうか、またそれが言論の自由を保障する憲法並びに民主主義、

平和主義を基調とする日本の教育目標に背反すると思わないのかどうか、お

答えを願ひたいのであります。

〔拍手〕

〔国務大臣(小坂善太郎君) 前田榮之助君〕

〔退席する者あり〕

〔審議を停止するの「定足数はあるぞ」と呼び、その他発言する者多く、議場騒然〕

○副議長(原彪君) この際暫時休憩いたします。

午後七時五十九分休憩

午後九時五十四分開議

○副議長(原彪君) 休憩前に引続き会議を開きます。

前田榮之助君

〔前田榮之助君登壇〕

昭和二十九年二月二十四日 衆議院公議録第十二号

小坂国務大臣の答弁 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案外一件の趣旨説明に対する

前田君の質疑

に、すべての人間を拘束するところの、民主的な国家にあるまじき憲法であると言わざるを得ないのであります。

〔拍手〕こうした教育に対する言論の弾圧は、警察法の改正と相まつて、日本をますます中央集権化し、警察国家再

現の危機を国家国民に感ぜしめるものであります。

〔拍手〕こうした教育に対する言論の弾圧は、警察法の改正と相まつて、日本をますます中央集権化し、警察国家再

現の危機を国家国民に感ぜしめるものであります。

そこで、私は、先ず第一に総理大臣にお尋ねいたしますが、総理は、この

ような教員のみならず一般人にまで言論の制限を加えることを好ましく考

えているのかどうか、またそれが言論の自由を保障する憲法並びに民主主義、

平和主義を基調とする日本の教育目標に背反すると思わないのかどうか、お

答えを願ひたいのであります。

〔拍手〕

〔国務大臣(小坂善太郎君) 前田榮之助君〕

〔退席する者あり〕

〔審議を停止するの「定足数はあるぞ」と呼び、その他発言する者多く、議場騒然〕

○副議長(原彪君) この際暫時休憩いたします。

午後七時五十九分休憩

午後九時五十四分開議

○副議長(原彪君) 休憩前に引続き会議を開きます。

前田榮之助君

〔前田榮之助君登壇〕

昭和二十九年二月二十四日 衆議院公議録第十二号

小坂国務大臣の答弁 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案外一件の趣旨説明に対する

前田君の質疑

に、すべての人間を拘束するところの、民主的な国家にあるまじき憲法であると言わざるを得ないのであります。

〔拍手〕こうした教育に対する言論の弾圧は、警察法の改正と相まつて、日本をますます中央集権化し、警察国家再

現の危機を国家国民に感ぜしめるものであります。

そこで、私は、先ず第一に総理大臣にお尋ねいたしますが、総理は、この

ような教員のみならず一般人にまで言論の制限を加えることを好ましく考

えているのかどうか、またそれが言論の自由を保障する憲法並びに民主主義、

平和主義を基調とする日本の教育目標に背反すると思わないのかどうか、お

答えを願ひたいのであります。

〔拍手〕

〔拍手〕こうした教育に対する言論の弾圧は、警察法の改正と相まつて、日本をますます中央集権化し、警察国家再

現の危機を国家国民に感ぜしめるものであります。

そこで、私は、先ず第一に総理大臣にお尋ねいたしますが、総理は、この

ような教員のみならず一般人にまで言論の制限を加えることを好ましく考

えているのかどうか、またそれが言論の自由を保障する憲法並びに民主主義、

平和主義を基調とする日本の教育目標に背反すると思わないのかどうか、お

答えを願ひたいのであります。

〔拍手〕

〔国務大臣(小坂善太郎君) 前田榮之助君〕

〔退席する者あり〕

〔審議を停止するの「定足数はあるぞ」と呼び、その他発言する者多く、議場騒然〕

○副議長(原彪君) この際暫時休憩いたします。

午後七時五十九分休憩

午後九時五十四分開議

○副議長(原彪君) 休憩前に引続き会議を開きます。

前田榮之助君

〔前田榮之助君登壇〕

昭和二十九年二月二十四日 衆議院公議録第十二号

小坂国務大臣の答弁 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案外一件の趣旨説明に対する

前田君の質疑

に、すべての人間を拘束するところの、民主的な国家にあるまじき憲法であると言わざるを得ないのであります。

〔拍手〕こうした教育に対する言論の弾圧は、警察法の改正と相まつて、日本をますます中央集権化し、警察国家再

現の危機を国家国民に感ぜしめるものであります。

そこで、私は、先ず第一に総理大臣にお尋ねいたしますが、総理は、この

ような教員のみならず一般人にまで言論の制限を加えることを好ましく考

えているのかどうか、またそれが言論の自由を保障する憲法並びに民主主義、

平和主義を基調とする日本の教育目標に背反すると思わないのかどうか、お

答えを願ひたいのであります。

〔拍手〕

〔拍手〕こうした教育に対する言論の弾圧は、警察法の改正と相まつて、日本をますます中央集権化し、警察国家再

現の危機を国家国民に感ぜしめるものであります。

そこで、私は、先ず第一に総理大臣にお尋ねいたしますが、総理は、この

ような教員のみならず一般人にまで言論の制限を加えることを好ましく考

えているのかどうか、またそれが言論の自由を保障する憲法並びに民主主義、

平和主義を基調とする日本の教育目標に背反すると思わないのかどうか、お

答えを願ひたいのであります。

〔拍手〕

〔国務大臣(小坂善太郎君) 前田榮之助君〕

〔退席する者あり〕

〔審議を停止するの「定足数はあるぞ」と呼び、その他発言する者多く、議場騒然〕

○副議長(原彪君) この際暫時休憩いたします。

午後七時五十九分休憩

午後九時五十四分開議

○副議長(原彪君) 休憩前に引続き会議を開きます。

前田榮之助君

〔前田榮之助君登壇〕

昭和二十九年二月二十四日 衆議院公議録第十二号

小坂国務大臣の答弁 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案外一件の趣旨説明に対する

前田君の質疑

に、すべての人間を拘束するところの、民主的な国家にあるまじき憲法であると言わざるを得ないのであります。

〔拍手〕こうした教育に対する言論の弾圧は、警察法の改正と相まつて、日本をますます中央集権化し、警察国家再

現の危機を国家国民に感ぜしめるものであります。

そこで、私は、先ず第一に総理大臣にお尋ねいたしますが、総理は、この

ような教員のみならず一般人にまで言論の制限を加えることを好ましく考

えているのかどうか、またそれが言論の自由を保障する憲法並びに民主主義、

平和主義を基調とする日本の教育目標に背反すると思わないのかどうか、お

答えを願ひたいのであります。

〔拍手〕

しながら、全体の人を犠牲にすることは無謀であるという点なのであります。一昨日も国際的労働組合であるところのILOの代表ボレー氏に会いましたが、今回の日本政府の無謀を非常に非難しておたのであります。それにもかかわらず、政府はこのような例外的な事例をたてにとつて、全体の善良な教員に対して一部の教員同様にその政治活動を全面的に禁止しようということは、それが日教組を対象とする党略のためであると言われても何ら弁解の余地がないことであらうと思つてあります。(拍手)しつて、この法案の提出によつて、今や全国五十四万の教員はその反対のために結束して立ち上つておるのであります。このことは、せつかく一部教員の行き過ぎを批判し、民主的教員組合の発展に尽しつゝある多数の人々に対してきつた有害無益のものであることを信ずるからであります。(拍手)

そこで私は政府にお尋ねいたしますが、今回の法案提出の真意は、はたして日教組を弾圧するという政治的意図から出たものであるかどうか。また、一部の者のために全体の教員を規制することによつて教員組合の民主的発展を阻害する原因をつくり出すのだと考へられないかどうか。またさらに、一部の者を律するために全体の善良なる教員を弾圧することがはたして民主的方法であるかどうか。これらの点について、重ねて政府の見解を伺いたいと思つてあります。(拍手)

次に、法案の内容の具体的な解釈の問題について伺ひたいと思つてありますが、すなわち教育の中立性確保法案第三条の中に、「特定の政党等々を支持せしめ、又はこれに反対させる教育を行ふことを教唆し、又はせしめ、動してはならない」と規定してあるが、この場合、教唆、扇動の認定を刑法上の解釈で行くのか、それとも破防法の解釈で行くのか、という点について、これは法務大臣にお伺ひをいたすのであります。そこで、これは、もし破防法の解釈で行くといふのでありますならば、それに伴つて従来の特高的思想調査が当然行われると思つてあります。現に、まだ法案として成立してない現在においてすら、茨城を初め鹿嶋、静岡等二十数県において人権蹂躪もはなはだしい思想調査がひんびんと行われているといふことは、偽らざる現状なのであります。政府はこのような思想調査をはたして今後も行ふ意思があるかどうか。また、この法律の成立によつていふやうにそれが露骨化する危険があると思ふが、どうなるつもりであるか、さらに、現在起つてあるこうした事件に対して政府はいかに責任をとらうとするのか、これらの点について、法務大臣にその所見をお尋ねする次第であります。

なおまた、本法では教唆、扇動した者を罰しているが、被教唆扇動者たる行為者は処罰されることになつていないのはいかなる理由に基づくか。処罰に値しない程度の行為を扇動したことは処罰に値しないのではないか。これが刑罰原則であると私は信ずるのであるが、いかにお考えになつておられますか。もしそうだといたしますならば、司法担当の法務大臣が、かかる法理的欠陥のあるところの立法に文部官僚と妥協して何ゆゑに閣議で同意を与えたのか、その理由をお聞かせ願ひたいのであります。(拍手)

この法律は、政府の冒名されたごとく、予防法たる性質を有するものである以上、犯罪が突如発生して初めてさきの請求権が発動する場合は案外少いと思つてあります。実際に少いと思つては、これら請求が結局警察の内偵によつて行われる可能性が多いと思つてあります。もしそうであるとするならば、それは必然的に特高的思想調査と結びつくものであると言わざるを得ないのであります。さらに、この第五条において問題になる点は、政党色のある知事の請求権にも疑義があるのであります。教育委員会自体きつめて未成熟である今日、これらに処罰の請求権を与えることは、あまりにも重荷過ぎると同時に、危険があるといふことでもあります。すなわち、視学の任務を有する教育委員会が検事の告発権まで有する結果となつて、教育に対して絶大なる権力を握り、ひいては教育界のボスの横行を招き来せしめる結果に相なると思つてあります。(拍手)このように解釈して参ります。この第五条の規定といふものは、まず教員の思想調査を徹底的に行ひ、さらに教育委員会等を通じて教育に圧力をかけることによつて、去勢されたところの教育となるばかりでなく、反動的教育的横行となつて、戦前のごとく教育を国家主義的教育にするための規定のごとき感をわれに与えておるのであります。このような解釈に対して、政府の御所見をお尋ねする次第であります。(拍手)なお、その結果といたしまして不当なることがあつたならば、発案者たる政府は将来にいかなる責任を持つとされるのか、明らかにしてもらひたいのであります。

最後に、本法の運用について、もう時間がございませんから、ただ一点だけお尋ねいたしますが、文部大臣、法務大臣の御両名にこの点をお答えを願ひたいのであります。それは、今日の政界には保全経済会事件、日殖事件、造船汚職事件、その他保安庁にも、各省の公共事業にも、多くのいろいろな汚職のうわさがあります。国民はかかる問題について非常に憂慮をいたしておるやうであります。そこで国民の間に大いに綱紀粛正をすべきであるとの声を持ち上つて来ておることは御承知の通りであります。この声は、吉田さんの、中身のなから念仏の綱紀粛正とは違ふのであります。(拍手)真の声が出ておると私は思います。国民は、汚職事件はどの政党に多いのかといふことを注意しながら、無言のうちに心配をいたしていると存するものであります。かような国民の中からほうほうとして起る肅正の声は、愛国心の真の発露であると言ふべきではないのでございませうか。(拍手)しかりとするならば、これがたゞ「学校職員を主たる構成員とする団体の会合で悪徳を非難し、意見が述べられ、提議をされたりするやうなことは不自然だ」とは言われませんか。今日のやうに、自由党の代議士がひつぱられる、それがだん／＼大臣に及ぶといふやうなことが児童や生徒の社会教育にも及ぼす影響は甚大でございませう。(拍手)ここで、心ある教員が憤慨の余りに、実情による腐敗政党——どの政党かは知りませんが、腐敗政党を攻撃する者が出て来たからというて、しかたはございませぬ。(拍手)しかしこのことは法律の上からは違反になることは間違ひございません。特定の政党に不利を与えて反対したことになるでございませう。しかしながら、これは、政府はこういうことは非国民のすることだといふので処罰をせよとするのかもしれませんが、こういう愛国心、正義感の至情をもつとつて、弾圧法制定

の必要がどこにあるかということをお答え願いたいのであります。(拍手)もし政府に一片の良心がございますならば、政府がまずから行いを正しくするとともに、本案を撤回して民主的教育を守つていただきたいと思つております。(拍手)これが、次代を預けようとする児童教育のために、民族の永遠の幸福のために最もなる道だと私は信ずるのであります。(拍手)政府の明快なる御答弁を要求いたしまして、私の質問を終ることにいたします。(拍手)

【國務大臣緒方竹虎君登壇】
○國務大臣(緒方竹虎君) お答えをいたします。
本法は憲法の精神に違反してはしないかという御質問であります。大体休憩前に辻原君にお答えした答弁を繰返すようなものであります。憲法が国民に対して保障しております自由及び権利はこれを濫用してはならないのであります。今回の教育の政治的中立性の確保に関する法案、これは教育基本法の精神とするところを実施するための措置でありまして、人権を制限することにもなりませんし、憲法の精神に反するものではないと信じております。

【國務大臣大達茂雄君登壇】

○國務大臣(大達茂雄君) この法律が党利党略から日教組を抑える意味で出たのであるか。これは党利党略からの法律を提案したということではありません。それから特に日教組を対象として提案した法律でもありません。ただ、この法律が成立すれば、日教組の従来の行動は相当に抑制せられることになりましよう。

次に、一部行き過ぎの教員のために全体の教員に迷惑をかけるではないか、こういうことであります。この法律は行き過ぎでない先生には迷惑はからないのであります。

それから第三には、教育委員会がこの法律の結果教育に圧力を及ぼすようなことになりはしないか、こういうことであります。教育委員会は学校教育について当然に責任を持つところでありまして、圧力を及ぼすとか何とかいうことはあり得ないのであります。

それから最後に、政府に関していろいろ批評をする、あるいは子供に教えて聞かせる、それがいいか悪いかというような意味のお言葉でありましたが、これはもちろん普通の場合においてはさしつかえありません。それが特定の政を支持したは反対するといふところに行かなければ、政治に関する情勢を話して子供に聞かせることは何らさしつかえのないことであります。(拍手)

【國務大臣大森健君登壇】
○國務大臣(大森健君) お答えいたします。
教員の思想調査を警官がやるではないか、けしからぬことではないかということですが、これは、私の方では、警官に思想調査をやらせるという方針をとつておりません。また思想調査には警官は不適当であると存じます。

もう一つは、教唆、扇動ということ、これは、刑法の考え方によるのか、破防法の解釈によるのか、ということでございます。本法に規定されております教唆または扇動ということ、いわゆる刑法上の従属犯ではないのであります。で、教唆、扇動が独立犯として扱われるのであります。その意味で破防法的な考え方に入るのであります。ただ、破防法におきましては本犯は罰せられませんが、これは本犯は罰せられない次第でございます。しかしながら、たび／＼申し上げますように、本法に規定される犯罪は教育委員会等の請求を基つて初めて取上げられることになつておりますので、そこに適當の弾力があると考えますし、取締り当局が教育の内容その他教員の動向について進んで内偵を行うようなことは断じていたしません。

それから、教唆、扇動した者が罪に問われて、教唆、扇動をされた者が罪にならない、これはけしからぬではないか、こういう質問でございます。これは、これは前田さんにお答えいたします。税金を納めることを怠つてゐる当人は罰せられませんが、税金を納めることを怠つてゐる者が罰せられる例がございます。また、お米の供出を怠る人は罰せられませんが、教唆した者が罰せられるという、そういう考え方と同じ考え方であると御承知を願いたいと思ひます。

それは不当ではないかという質問に對しまして、文部大臣は何と答えたか。公立学校の中小学校に勤めている先生たちが何ら不自由を言つておられない、不満を言つておられないから、五十万の中小学校の先生の政治活動を禁止しても何らさしつかえないだろう。まるで盲腸をとるくらいに氣持でいるのでございまして、実に五十万の教職員の政治活動を何ゆゑ禁止するかということが一番の問題でございまして、とかく日教組をもつてカムフラージュしておつて、五十万の教員諸君には迎合しようとするところが多分にあることを、私はよく注意しなければならぬと思うのでございまして。(拍手)

【小林信一君登壇】
○小林信一君 先ほど自由党の坂田君と文部大臣との応答を聞いておつたのでございまして、二つの法案を一緒に出したこととあわせて、自由党の諸君がこの重大な法案を審議の上にごまかそうとしておることを私は直感したのでございまして。(拍手)と申します。

【小林信一君登壇】
○小林信一君 先ほど自由党の坂田君と文部大臣との応答を聞いておつたのでございまして、二つの法案を一緒に出したこととあわせて、自由党の諸君がこの重大な法案を審議の上にごまかそうとしておることを私は直感したのでございまして。(拍手)と申します。

これは、日教組に対してはわれ／＼は徹底的にやるのだけれども、五十万教員に対してはこの法律をもつて保護するのだということでございます。そうして、盛んに言うことは日教組のことをあげるのでございまして。教育公務員特例法の一部改正は、実に五十万教員の自由を奪つてゐるのでございまして、政治活動を禁止してゐるのでございまして。これに對して、先ほど辻原君の、

それは不当ではないかという質問に對しまして、文部大臣は何と答えたか。公立学校の中小学校に勤めている先生たちが何ら不自由を言つておられない、不満を言つておられないから、五十万の中小学校の先生の政治活動を禁止しても何らさしつかえないだろう。まるで盲腸をとるくらいに氣持でいるのでございまして、実に五十万の教職員の政治活動を何ゆゑ禁止するかということが一番の問題でございまして、とかく日教組をもつてカムフラージュしておつて、五十万の教員諸君には迎合しようとするところが多分にあることを、私はよく注意しなければならぬと思うのでございまして。(拍手)

昭和二十九年二月二十四日 衆議院會議録第十二号 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案外一件の趣旨説明に対する小林君の質疑

一七六

ます。腐敗堕落させ、自暴自棄の風潮は風紀を紊乱させ、犯罪を日ごとにふやして、まづたんに社会に希望を失わせる状態になつております。もちろん、すでに国そのものの理想がなくなつてしまつておるのでございますが、この深刻な現実に対しまして、施策の責任を負うところの総理大臣が、いかなる方策を立てられているのか。しかも、かかるときに、この嘆かわしい世相に対処するのに、この二つの法案を出すことが妥当であるかどうか、私はお伺いしたいのでございます。(拍手)

教育基本法は、われらは、「われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。」「この理想の實現は、この理想實現のための教育は、かつての教育が時の権力に支配され、その内容は時の勢力に干渉されたことを反省いたしまして、いかなるものにも左右されない、圧迫されない、独立の境地に置かれたものであるであります。今、政治、経済の混亂がもたらす社会事情の問題から、悠久な理想達成の夢は国民のすべてからなくなつてしまつておられます。もしこの法案が成立するならば、国の基本的方針が崩壊すると言つてもさしつかえないのでござい

ます。文化国家の理念は一片の空文となつてしまつておられます。教育者が政治的中立性を堅持することはもちろん緊要でございます。だからといって、これを守るのだといつて教育者の情熱を奪つてしまひ、その自主性を失わせるような方策を講ずることは、政治の断じてすべきことではないと私は考えるのでございますが、総理はいかなるお考えであるかをお伺いいたします。

さらに、諸外国は独立後の日本の動向につきまして深い注意を払つておられます。ことに、教育は国の方向を明示するところの指針であるだけに、今回の法案の成行きに注目して、今回は、よく御存じだと思ひます。再び国家中心の態勢がとられると断定するならば、国際信義の上からも、今後多難と予想される外交上の問題に支障のあることが予想されるのでございまして、いかにお考えになつておられますか。

第三にお尋ねいたしますのは、本法案が提出された時期であります。政府が正しい見解を持ち信念を持つた法案でありまして、これはほど重大な内容を持ち、すなわち五十万教師の基本的人権を制約しようとするところの性質のものである以上、もう少し冷静なときに提出されることが私ははしいと思ふのであります。政府が今日ほど国民の信頼を失つておるときはないと思ひます。この施策が原因して綱紀が紊乱

し、容疑が閣僚にまで及んでおるときにこの法案を出そうとするのは、解散が間近に迫つておるといふことを警告する印象以外に何のものもないのでございまして。(拍手)かかる考えでお出しなつておるかどうかを私はお伺いしたいのでございまして。

次に文部大臣にお尋ねいたしますが、政府並びに自由党が教職員の政治活動を禁止しようと思圖したのは、きょうに始まつたことではございませう。昭和二十五年以来であります。二十五年の七月、臨時国会のさ中に、改進黨に選挙法改正によるところの同調を申し込んだのでございまして、みごと断られた。同年の十一月の臨時国会に地方公務員法によつて企圖をしましたが、これは改進黨が司令部に強硬な談判をして修正し、今日のごとく動務地以外においては自由を認められる状態にあるのであります。幾度か計画して破れ、遂に昨年度学校職員法なるものを提案して参つたのであります。これがまた水泡に帰し、今回は政治的中立性の名前で提案してあるのであります。かかる過程から考えますと、何とかして教員の政治活動を禁止しよう、禁止しよう、これが政府の野望でございまして、それはともかくとして、その都度看板のかわることは、いたづらに疑惑を深くするものでありまして、文部省こそ政党的支配に蹂躪され、すでに政治的中立性を失つておる

ものと一般から糾明されておるのであります。この点、納得の行く説明をしてこの法案に対処すべきである。私は文部大臣に忠告するものでございまして。

吉田内閣の教育行政は、このところ、めづりやうでございまして。さきに地方教育委員会が政府と与党の意見対立のために落し子のように生れております。今回の予算編成に際しまして、その存続に政府内は混乱し、本年の選挙は二年向うに延期する、こういう妥協によつて、ようやく納まつているのでございまして、まことにやつぱいものに政府は考へておる。あるいは、昨年の給与三本連は何という方策でございましてか。本年度予算に教科書の無償配付はとりやめて、父兄が失望落胆させておる。また昨年度補正予算を改進黨の修正でやつておりますけれども、本年度の予算には、改進黨の修正分だけは除いてある。こういう背信行為をして非難されておるのでございまして。とにかく、一貫しない、信念のない教育行政が連綿しておるのでございまして。

先ほど、日教組の献金問題につきまして、自由党の方から盛んに攻撃があらされたけれども、一昨年産業教育振興法が上程されたときに、その上程を計画した人たちが学校の生徒から三千円ずつ集めた。私はこの問題を時々の文部大臣に糾明しました。生徒に政治教育をするのは、日本の法律は金で買わなければできないものだといふ印象を与えるが、文部大臣どうかと言つたら、多少法律制定のために運動費はかかると思ひますが、私はさしつかえないと答へておる。私は、そのときの総額一千数百万円といふことを文部大臣に申しました。それほどでもございせん、五、六百万円でございますといふことを言つておる。法案一つくるのに、啓蒙宣伝のために五百万円とか六百万円といふ金が使われるはずはありません。私はその金がどこに使われたかといふことを考へてみますのに、自由党の諸君もあまり大きいことは言えないといふことをこの際申し上げたい。(拍手) こういうような政策が続いておられますので、教職員、父兄あるいは一般国民からその施策に対して非難されるのは当然でございまして、この要求をし追究をする者に対して、不当な者である、こゝ言つて拘束し断罪することは、自分の失政をいよいよ隠そうとするものである。おのずからそこには政治責任を忘れ、墮落して参りまして、今後ますます悪法を濫発しなければ教育行政はできないといふ状態になるのではないかと。(拍手)その間隙を利用して、今文部官が考へておるのは、いかんして官僚行政機構の束縛をはかるか、再び中央集権にしようとするかといふことと

ございまして、私はこれを心配するの

昭和二十九年二月二十四日 衆議院會議録第十二号 緒方國務大臣の答弁 大達國務大臣の答弁

余り、文部大臣はたして自分の失敗を自覚しておるか、もし自分の失敗を認めないならば、この法案は撤回されるべきものであると信ずるのでございませうか。お伺いいたしますか。(拍手)

次にお伺いいたしますのは、総理にもお尋ねした点であります。こういう社会情勢であれば、まず基本的な方針を明確にしておかなければなりません。わが国教育の本質的使命は何であるかを、政治がいかに混乱していても、墮落していても、その一角に厳然として堅持するものがなければならぬのでございませう。米国の教育使節団の勧告の中に、日本を再び官僚的行政機構にしてはならない、国家中心になることは危険である、そのためには教師に公民としてのあらゆる権利を保持させなければならぬ、ということを書いておられますが、文部大臣、あなたは、一部であつても公民としての権利を失わせようとしておられるのでございませう。使節団の勧告を否定するものでございませうか、あるいは国家中心、官僚的行政機構がよろしいとお考えになるのでございませうか、明確にお答えをお願いします。

○副議長(原彪君) 小林君、時間が参りましたから結論をつけてください。

○小林君(一君)(続) 実は、外国人の言葉をかりるまでもなく、日本が過去を反省し、将来に求めるものは、人間個々の尊厳を守ることでありませう。人間尊厳の根本はその自由と権利が確保

されることでありまして、その人間の育成に当るころの教員諸君がこの法案に反対いたしますのは、自由が教育を可能ならしめる第一の条件であるというところをかく信ずるからでございませう。もちろん、教育の自由は無政府の自由でもございませう。無制限の自由であつてはなりません。国家権力は、それゆゑに教育基本法をもつてこれを制限しておるのであります。しかも、きびしい世論が制限からの逸脱を監視しております。教員相互もお互いに批判、矯正しております。その中に教師自体が苦悶するところに眞の自由の発見と体得があるのでございまして、このみづから体得したところの眞の自由が教育の成長をはかるのであります。

○副議長(原彪君) 小林君、簡単に願います。

○小林君(一君)(続) この法案のごとき苛酷な法律の取締りを行い、あやまちを刑法上の犯罪とするがごとき方策をもつて暗々裏に教育に干渉を加え、政府や政党に奉仕する教育方針を強制するようになつたならば、たくましい人間の成長はございませう。国の前途をかねて誤らせるような結果を招来するのであります。この恐喝的、気遣いの刃物のような法律は、教育委員会のしゅうと根性が加わり、さらに無理解な警察官がこれに加わりまして、教育活動を恐怖の中に押し込めて、意外の逆効果を生ずると思ひます。まじめな

教師、信念と気力を持つ教師は、かかる法律に盲従することなく、おそらく不当な圧迫に対しては抵抗すると思ひますが、この教師は犯罪者として権力や党利党略によつて追ひ払われ、無力な教師だけが教壇に残り、ここに育てられるところの子供は前途多難な独立の大業にたえることのできない子供だと思ひ、残念でならないのであります。

○副議長(原彪君) 小林君、簡単に願います。

○小林君(一君)(続) 信念の政治家、まじめな官吏、正しい商人、これを今日ほど求めておられるときはございませう。迎合する教師、法律に縛られておられる教壇からはとうてい望み得られないと信じてますが、大臣はいかがお考えになりますか。教育基本法八条二項を主張されますけれども、第一項の、正しい政治教育は尊重されなければならないという条項は、この二法案のある限り、私は絶対に望めないと思ひますが、いかがでございませうか。

次に、法案につきまして、罰を論ずる場合に教育委員会等の請求を待つとありますが、これは警察官が直接はその権限を発動させないとして承してよろしいかどうか、しかしこれが絶対であるかどうか、お伺いいたします。

○副議長(原彪君) 小林君、簡単に願います。

○小林君(一君)(続) 次に、請求を決定する場合の決議の仕方でございます

が、教委法の第三十八条の議決の方法が適用され、出席議員の過半数で決定されるのか、お伺いいたします。もしそうだとすると、きわめて危険で、今日のごとき自由党的な色彩が濃い地教委の監視は、それこそ一辺倒の教育が強要され、まず中立的性が失われるものになると思ひますが、これに對して大臣はいかがお考えになりますか。時間がないうすから、私は途中でやめます。(拍手)

〔國務大臣緒方竹虎君登壇〕

○國務大臣(緒方竹虎君) お答えいたします。

今日のような政治経済の混乱した時期に、かかる重要な法案を出すべきではないではないかという御意見のようでありましたが、私は、混乱の時代であればあるほど、次の世代を背負う人々のために、教育の中立性を絶対に失わせてはならないと思ひます。

それから、この法案が実施せられたあかつきに、教育者の情熱を失われはしないかという御心配のようであります。そういうことは絶対にございませう。この法律は教育基本法の精神をさらに明瞭にしようとするものでありまして、従ひまして、教員の情熱がこれによつて萎縮されることはないと思ひます。

それから、この法案は教員の基本的的人権を侵すものではないかという御質問に對しましては、先ほど来たびた

び繰返しましたから重ねて申し上げませんが、本案を御熟読、御研究、ださればはつきりいたすと思ひます。

それから、アメリカの教育使節団の勧告を金科玉条のように仰せられますけれども、私は、これは、他の占領政策と同じように、独立と同時に自主的に再検討する必要がある、かように考へております。(拍手)

〔國務大臣大達茂雄君登壇〕

○國務大臣(大達茂雄君) お答え申し上げます。

理想国家の建設は教育の力にまたなければならぬ、こういうお説はまつたく同感であります。でありますから、教育がより健全な教育であるように、変な教育を排除したいからこの法律を出したのであります。

次に、教育公務員の政治活動制限というものは従来自由党がいろ／＼手をかえ品をかえてやつたのであるが、今度出したのはどういふ理由に基くものであるか、こういうお尋ねのようであります。これは、提案の理由に説明申し上げましたように、教育の政治的中立を確保するためであります。

次に、この法律が成立すれば中央集権的なことになるのではないか、こういうお尋ねであります。この法律は、就んでごらんになればわかりますように、文部省に何らの権限を新しく付与するものではありません。従つて、これが中央集権になるというりくつにはならぬのであります。

昭和二十九年二月二十四日 衆議院會議第十二号 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案外一件の趣旨説明に対する安藤君の質疑

一七八

その次は、自由な教育は尊重されなければならぬ、こういうことを申されました。同感であります。ただ、自由な教育ということが、戦員のかつてゐる教育、いわば教育基本法の第八条の二項に規定してあるような境界を越えて、そのわくを越えて、かつて気ままな教育をする、こういう意味における教育の自由というものは当然認めらるべきものではなくして、今日むしろそういう放恣な教育が行われておるといふことが、この法律案を提出せざるを得なくなつた理由であります。

○副議長(原重吉) 安藤君。

〔安藤君登壇〕

○安藤君 私は、日本自由党を代表して、たいまつ議題となつております義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案の二法案に対し、政府当局の所見をただしたいと存するのであります。すでにただいままでに各党代表によりまして各般にわたつて質問が行われ、もう一つの疑点については説明せられたところもありますが、なお、二の点について明確にいたしておきたいと存する点もありません。ここにきつめて簡潔にお尋ねをいたしたいと存する次第であります。

その第一点は、本改正法案は、条文の端から申しますればきつめて簡単なものであります。その内容といたしまして、

まずところはまことに重大なる意義を持つてゐるものと考へるのであります。すなわち、先ほど以来御質疑もありましたがごとく、本法案が憲法に抵触するのではないかと、あるいは教育基本法の疑義となるのではないかと、いう疑問も持たれておるのであります。しかしながら、これらの本質論につきましては、重複を避ける意味からしばらくこれを置きまして、本法案の成立のあかつきにおけるその作用についてお尋ねしてみたいと存するのであります。

そこで、私は、一つの例をあげてお尋ねいたしたいと思います。それはほかでもございせん。緒方副総理あるいは大達文部大臣も最も好まれるであろうところの古き時代の教育者吉田松陰先生についてであります。あの明治維新、明治革命の鴻業に携つた多くの青年志士を育成した吉田松陰の教育、その精神をいかに感じになつてゐるでございせんか。徳川三百年の鎖国の中にあつて、世界の進退に活眼を開き、独裁専制の幕政をくつがえし、鎖国封鎖の日本を近代国家へ進出し、人間解放を行つた多くの志士を生み出したあの吉田先生とその教育、自由と真理と正義を求めて何ものにも屈しなかつたその教育目的と方針——今ここに教育基本法を見るとき、第一条に「人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛

し、個人の価値をたつとび」とありますが、なおこの「教育の目的はあらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、実際の生活に即し」云々とするのは、まったく吉田松陰の教育しておるところの態度に彷彿たるものがあるものであります。

徳川幕府は、この尊い教育理念と実践とに燃えた吉田松陰とその教え子たちに、みずからの権力をくつがえすのではないかとその心配から、あらゆる圧迫を加えたのであります。吉田松陰も、あらゆる機会に、あらゆる場所において、しかも実際の生活に即して真理を追求し、正義を闘いとらんとしたのであります。これに圧迫を加えたのであります。今、政府は、大達文部大臣は、封建徳川幕府の掣にならうの愚をあえてしようとしてゐるのではないかと疑われるのであります。(拍手)とともに、憂慮まことに深いものがあるのであります。なぜか。吉田松陰もまた何人かによつて真理を知り正義を求めるの知性と情熱とを与えられたのであります。

昭和の青年教育者たちも、教育基本法によつてこの信念を持ち、日々夜々正義をたずね、真理を追求する姿にあるのであります。ときには相会して合同研究会も開きましよう。また発表会も開きましよう。あるいは権威ある講師を招いてその講演を聞くこともありましよう。実際の生活に即し、実際の政治の話を聞き、またその指導をすることもありましよう。しかるとき、本法案によれば、扇動、教唆の疑いが起るのみならず、教育委員の活動はここに出席し、思想情報班の刑事の出席、教壇、学校はたちまちにして不安と混乱の中に追い込まれるところの心配は多々あるのであります。まことにこれは幕府の圧迫の再現ではないか。(拍手)教職員を無知と暗愚と無能力の箱に押し込めておこうとする。これは幕府の姿ではないかとするところの心配が生ずるのであります。(拍手)

申し上げるまでもなく、教育の本旨は導くにあるのであります。押える前に導くべきであります。文部大臣は導く権限がないと言われるかもしれな。それなら、法案提出に先だつて、指導権限を持つ法案をなぜに提出しないのであるか。先ほど緒方副総理は御答弁に相なつておられましたが、教育三法を改正する考えもあるやに申されおつたようであります。はたしていかにございせんか。この点、明確なる答弁をいただきたいと思つてあります。(拍手)

次に、政府は教育者の自主性を擁護するのだと口をうけておられます。しかし、その擁護の仕方は、おろかしい老いたる母のわが子を守らんとするに似ておるのであります。わが子はすでに成人

しておるのである。社会人として働いておるのである。それがいつまでも三つか四つの子供だと思つておるところに老いたる母のおろかしさがある。(拍手)その三つか四つの子供と思つておるところに、あらゆる干渉と制肘とを加える。教育者は、教育者みづから、組合に加入すべきか、すべからざるか、これを判断し、その判断をする自由を持つておるのであります。

なるほど、過去の日教組においては、世上しばしば指摘せらるるがごとき行き過ぎの点多々あつたであります。それゆゑにこそ、過去半年にわたつて、日教組の内部において、すでに自己批判が行われてゐるではありませんか。末端の単位組合におきましても、中央指令に対し種々たる批判がなされるようになったではありせんか。このときにあつたつて、この自己批判に立たんとするときにあつたつて、何を好んで再び五十万の教職員の団結とその意識とを尖鋭化せしめなければならぬのか。ローマは一日にして成るにあらず、功をあせつてはいけません。「大達が出たらば……」「大達が出た以上……」これを慎まなければいけません。大達の命は短かい。国家教育の使命は永遠であります。(拍手)あせつてはなりません。なぜにかくまでにあせられるのか。

大達文部大臣は、週間朝日の記者に次のごとく語つておられます。すなわ

ち、週刊朝日の二月二十八日号「不自由学校の先生たち」の記事中、第七ページ中見出し「大達文相の物の考え方」の中において、「教職員組合というものは、勤務条件の改善だけの活動をしていけばいいのだ」とあるはまた「現在ある政党の政策など教える必要はない。各党の綱領や発表された政策を公平に説明して行くだけなら「中立を犯した」とはいえないだろう。が、そりや理くつで、東洋には、なか／＼難しい所だ。そんなスレ／＼でなくとも、政治教育はできる。第一、小学校の先生が、そんなないう／＼政治のことを知つてゐるかね」といふ言葉でありま

次に、本法案の成立のあかつきに、おきまして、違反行為の摘発の権能を教育委員に持たせるとのことでありまが、しかりとすれば、教育委員制度の改善、選挙権について何らかの改正を加えるべきではないかと思ふのであります。なぜ私はかくのごとく申すかと申しますれば、教育委員の中には自由党の委員もおります。社会党の委員もおります。共産党の委員もおります。あるいはそれ／＼の党のシンパサイザーもおります。この委員たちが、それぞれの立場から、それぞれの色めがねをもつて、感情をもつて教壇をなぐめまうとくに、いかに清純な教壇も、白、黒、赤、さま／＼に見えるのでありましよう。そして、これらの白、黒、赤、さま／＼のめがねをもつて見たところのそれ／＼の委員たちが、おの／＼の立場からこれを告発する態度に出ますときに、そこに刑事の活躍が始まり、かくして教壇は密告、陰謀、奸策が横行いたしまして、研究の情熱は失われ、萎縮退縮の結果を生み、われらの世を継ぐべき小国民は日本再建の気力も意欲も失われるのでありましよう。(その通り)拍手)文部大臣は、この法案改正にあたつて、教育委員をたえは選挙管理委員のごとき立場に置くことをお考えにはならなかつたか、この点についてお答えを願ひたいと存するのであります。

次に、今二十四日の東京朝日新聞千葉版に報道いたしておりますところによりますれば、先ほど社会党の代表からもお示しがありましたごとく、自由党報が千葉県下の各中小学校に一校三十部ないし四十部ずつ配布されております。この自由党報の内容から申しましても、配布の方法から申しましても、もしも本法案が通過成立いたしましたらあかつきにおいては、これは明らかに法案の示しておるところの教唆、扇動に類れると思ふのであります。それは、いかでござりましようか。(拍手)私は、去る十九日、予算委員会に参しまして、大達文部大臣に、文部大臣は隠れもなき自由党の委員であつて、自由党の総裁たる吉田茂氏の首班である内閣のもとにおいて、何らの首の保障なき姿において文部大臣であるのであるからして、この結果は、自由党政調会の立案するところの教育政策を文部省に持ち込むことは自明の理であり、この教育政策、この教育行政は、教育内容にやがて色濃く影響すること必然であつて、教育の中立性は明らかにここに侵されることになるのではないかと質問いたしたのに対し、大達文部大臣は、もつぱらさうなことをきことを慎む旨の答をいたされたのであります。が、事実は、しかりして、実にまさにこの自由党報の配布によつて示すがごとく、おそろく大達文部大臣と自由党との間においては、暗黙裏に、たんに千葉県下のみならず、全日本の各中小学校に対しておそろく三、四万の党報が配布されてゐるのではないかと存せられるのであります。が、はたしてこの党報の配布にあつて大達文部大臣は何らかの御相談に乗つておられたのであるかどうか、この点を明確にしたいと思ふのであります。(拍手)教育の中立性を侵す者は、捕えて見ればわが子ではなかつたのか。教壇の花園を荒らす者は、実に大達さんあなたみずからであつたのではないか。(拍手)この党報配布についての処置について御答弁を願ひたいと存するのであります。

なほ、去る……
○副議長(原健吉) 安藤君、時間が参りましたから、簡単にお願ひいたしました。
○安藤(健吉) 去る十五日、世界教職員組合連合会の議長ケンズレー氏から日本政府に向つてきびしい抗議文が来たるやうであります。岡崎外務大臣はただいま議席で一旦入られておられるやうであります。が、私はあえて申し上げたい。外交の調整は、でき得れば各国民の国民の考え方、思想の近似といふことがその基礎をなすものではないかと思ふのであります。しかして、今日日本が世界の自由主義国に孤立して、このケンズレー氏からかくのごとききわしい抗議を受けるやうな孤独的思想、行動に出ておられますときに、これがやがていかに日本の外交の

上に大きな悪影響を与えることではありましようか。もしも政府があくまでこの法案を成立せしめようとするならば、あるいは国家は永遠に取返しのつかない高額の代償を支払わねばならぬことになるのではないかと憂えるのであります。(拍手)
どうか、以上の諸点につきまして、政府當局から責任ある御答弁を賜わりたいと存するのであります。(拍手)
○國務大臣(藤方竹虎君) お答えをいたしますが、ほとんど文部大臣への御質問で、私の質問がどの点にあるか、はつきりいたさないの点にあるが、初めに、吉田松陰が現在おつたこの法案をどう思ふだろうかという御質問でありましたら、もし吉田松陰が現在おりましたならば、この法案に心から賛成するであらうと思ひます。(笑)声、拍手)安藤君は、日教組は現実に中立性を確立しつゝあるというお話でありましたが、その必要とするところの一つの全体主義的の傾向と申しますか、一つの独断がある。そういうものは、吉田松陰は必ず排撃するであらうと考えます。そういう意味におきまして、この法案は、もし吉田松陰がおつたとするならば、必ずこの教育の中立性といふことを彼は喜んだであらうと考えます。(笑)声、拍手)
○國務大臣(大達茂雄君) お答え申し

昭和二十九年二月二十四日 衆議院會議録第十二号 行政監察特別委員長の同委員会における調査の中間報告

上げます。

文部省の教育に対する指導監督を強化すれば、かような法律は出さなくともいいではないか、こういうふうな何つたのでありますが、これは、先ほども答弁の際申し上げましたように、文部省の指導監督を強化する

ということが、今日の戦後の教育制度の根本に據れます、いわゆる中央集権に逆もどりをするということになりませんので、私もとしては、簡単にこの方法に進むことはできないのでありまして、十分な検討を必要とすると思

それから、この法律は教員の自主性を擁護すると言つておられるけれども、それは教員をあまりばかりにしておる、まるで子供のように信用しないことではないか、こういうふうな御意見であります。私が教員を擁護すると言ふ意味は、教員を子供のようにならぬ、こ

う意味では決してないのであります、教員に及ぼすいろいろな不当な影響を阻止する、こういう意味においてその自主性を擁護すると言つたのであります。今日、日教組が教員に不当

な強い影響力を及ぼしてゐることは、これは隠れもない事実であります。次に、日教組は過去において行き過ぎをしたけれども、今や反省をしてゐるのであるから、かような性急な、あせつたことをしなくてもいいではないか、これは、私は、安藤さんとはその点認

識を異にしてゐるのであります。過去

において行き過ぎたのみならず、今日なお行き過ぎてゐるのであります。しかも、これはゆつくり見てゐる事態ではなくして、今日これは放置し得ない状態である、かように考へております。

それから、自由党報を学校に配つたということは私は知りませんが、これはあつたことでありました。しかしながら、自由党報を配つたということが決してこの法律には抵触いたしません。(安藤君「改正後はどうですか」と呼ぶ)今提出した法律には抵触いたしません。というのは、御承知の通り、教員員の団体を通じなければならぬのであります。それから、これを子供に教えるということも同動するとい

うことはいけない。ただ先生に見せるだけであります。だから、これは、改進黨であつても、社会党左派の何か宣伝文書を学校にお送りにならうとも、それは同じことでありまして。(拍手) ○副議長(原應君) これにて阿法案の趣旨説明に対する質疑は終了いたしました。

行政監察特別委員長の同委員会における調査の中間報告

○副議長(原應君) 行政監察特別委員長から同委員会における調査の中間報告をいたしたいとの申出があります。この際これを許します。行政監察特別委員長長原俊郎君。

〔原俊郎君登壇〕

○原俊郎君 たいまつ行政監察特別委員会の調査事項について中間の御報告を申し上げます。

本国会において調査いたしました事件は、国有財産管理処分に関する事件(富士山頂下事件)、保全経済会等特別利殖機関に関する事件の二つであります。このほか、事務局において下調査をさせておられますものは、麻薬捜査の捜査取締に関する事件、採取解除金、銀、白金等関係事件、計測造船廠資をめぐる不正事件、保安庁関係事件、物納国有財産下下関係事件、印刷部手賀沼干拓事業をめぐる不正事件等十数件に上つてゐるのであります。

富士山頂下事件は、衆議院議員古原貞雄君外四名よりの調査要求にかゝるものであります。その趣旨は、昭和二十二年法律第五十三号、社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律に基き富士山本宮、浅間神社の申請にかかる富士山頂の地下げにから大蔵省並びに社寺境内地処分中央審査会の処置に関し疑惑がある

ので、その真相を調査されたいというのであります。本委員会は、これが真相を究明するとともに、なほ進んで、長期にわたり紛糾をきつめ関係官庁においてその処置に困つてゐた富士山八合目以上の処分についても、これが適当な解決案を見出すため調査に着手したのであります。

一八〇

す。すなわち、前後二回にわたり現地に委員を派遣して実情の調査を行い、さらに十二月十七日、十八日の両日委員会を開き、証人として、富士山本宮、浅間神社宮司佐藤東、大蔵省理財局長濱谷直光、元社寺境内地処分中央審査会委員下村寿一、厚生省国立公園部長森本潔、文部省調査局長小林行雄の五君の証言を求め、さらに神社本

庁事務局長吉田茂、日本自然保護協合理事長田村剛、国立公園審議会会長下村安、評議家阿部貞之助、東京教育大学教授和歌森太郎、早稲田大学教授有倉選吉、東京大学教授石井良助の七君より参考意見を求め調査をいたしました結果、理事会において結論を決定いたしましたので、近く委員会に諮り議長に報告をいたす予定であります。

次に、保全経済会等特別利殖機関に関する調査であります。本件は、昭和二十八年十一月三十日、衆議院議員前田榮之助君外二名の調査要求にかゝるものであります。その趣旨は、「保全経済会」は、本年十月二十四日、突如全国一斉に休業に入つたが、同会

は全国に二百七十箇所の店舗を有し、出資総額約四十五億圓、加入者総数十五万人に達する特異の性格を持つた利殖機関であり、従つてその業務運営についてはとくくの風評のあつたものである。従つて、今回休業の事態に立ち至つた事情について甚多の疑惑をもち、行政監察特

別委員会においては、一、保全経済会等特別利殖機関に対する関係官庁の監督の当否、二、保全経済会の業務運営の実情、以上二点につき調査されんことを要求する。というのであります。

委員会は、十二月三日の理事会、同四日の委員会においてこの調査要求を承認いたし、特に本件に関しては、その及ぼす影響の重大性にかんがみ、その万全を期するために調査小委員会を設け、小委員には田淵光一君、三和精一君、中野四郎君、久保田鶴松君、小林雅君、以上五名を選任して、本期国会も引続き調査を継続いたした次第であります。すなわち、小委員会は、ま

ず保全経済会の実体を把握解明するため、法務省、警視庁を初めその他の関係官庁に出向き、また関係者を招致いたしました。熱心に調査を進めた次第であります。特に一月六日には保全経済会理事長伊藤斗福君の了解を得まして、同会の帳簿の閲覧を行い、調査の裏づけをいたすことが可能となつたのであります。小委員会においては、下

調査が一段落いたしましたので、一月二十七日に小委員長の中間報告を決定し、これに基づき喚問する証人を選定することになりましたが、第一に喚問する予定であつた伊藤斗福君、望月京一君、井上俊吉君が一月二十六日に逮捕されましたので、これらの証人をあいまわしとし、二月一日に、同会顧問松本信次君、同早稲田柳右エ門君、同平

野力三君、二月二日に、仏教保全経済
会会長大谷豊潤君、駒井重次君、広川
弘雄君を喚問して調査を開始すること
にしたのであります。

なお、二月二日に出頭を求めました
駒井重次君は、一月三十日痔の手術の
ため横浜町外科病院に入院し出頭不能
の旨、診断書を添えて二月一日届け出
られたのであります。これについては
二月十日の理事会において臨床顧問を
することに決定、その期日、方法等は
委員長に一任されているのでありま
す。

二月一日の委員会において、豊頭田
淵小委員長より小委員会の調査の概要
報告をいたしました。

この報告は七項目からなっており、
その第一は、伊藤理事長の過去、経歴
についてでありまして、これにおきま
しては、伊藤理事長が、保全経済会を
始める直前、すなわち昭和二十三年日
新生命保険相互会社の保険勧誘員をし
ている際、保険に入れば保険金の二割
を貸すと偽って保険の募集をなし、集
めた掛金を会社に納入せず、これを横
領したという点で、詐欺背任横領事件
として告発を提起せられた事実を述
べ、保全経済会のいわゆる自転車操業
の仕組みが当時すでに考えられていた
点を指摘しております。

第二は、休業当時の資産状況につ
いてであります。伊藤理事長は、休業
後二回にわたり、きわめて内容を誇張

した発表をしているが、その不動産の
取得価格は八億二千二十五万四千、有
価証券は大部分非上場のいわゆる出資
会社の株券等で、その取得価格三億九
千余万円にすぎない現状であることを
指摘しております。

第三は、過去三年半の損益状況につ
いてでありまして、昭和二十五年四月
以降二十八年九月三十日までの間に
ける損益計算書の状況は毎期とも損失
であり、その損失合計は実に二十四億
二千七百六十六万六千余円に及ぶ事実を報
告しております。

第四は、いわゆる出資会社の状況に
ついてでありまして、ここにおいて
は、株式の全部または一部を取得して
いる約二十社中、解散同様の状況にあ
るものが五社に及び、その他の十五社
中利益を計上しているものは一つもな
い。大部分がボロ会社であつて、正当
な資金の運用と認めがたいものが多い
ことを指摘しております。

第五は、仏教保全経済会についての項
では、大谷豊潤君が会長を勤め、現在
までに二億余円を集め、保全経済会か
ら事務費として約一千万円が支出され
ていること、並びに大谷君と保全経済
会との関係は相当深いものがあること
を述べております。

第六は、顧問並びに政治家等との関
係についてでありまして、同会の顧
問衆議院議員平野力三、同早稻田柳右
エ門、同経済学博士松本信次の三君

は、昭和二十六年就任以来、益替れの
つけ掛け、会費等は別として、表向
きの顧問料として平野君は三百八十八万
円を受領したほか、保全経済会の所有
物である港区芝西久保明舟町所在の鉄
筋コンクリート三階建建物を使用して
おり、同建物の什器備品費として八十
一万余円を保全経済会から支出させて
おる事実、早稻田君は百十五万円を、
松本君は百三十九万円の支給を受けて
おつた事実をあげております。また、
政党への献金としては、自由党へ昭和二
十七年二月十九日二百万円、これは同
年五月政治資金規正法により届け出ら
れております。改進黨へ大会協力金と
して同二十七年十二月二十七日二十万
円支出されている等のことが記載され
ており、なお三浦義一、児玉孝志夫の
両君は、新夕刊社長山崎一芳君を通
じ、あるいは元保全経済会理事長室長
望月京一君を通じて、相当深い関係あ
るものと推定調査中なる旨を報告してお
ります。

第七は、新聞、雑誌等との関係であ
りまして、保全経済会は、昭和二十五
年四月二十五日から二十八年九月三十
日までの間に三億六千六百六十二万五千
円という莫大な広告宣伝費を支出し、一方
新夕刊、中外日報社その他の新聞事業
にも多額の出資をして、報道機関を通
じての宣伝を行つた事実を報告してお
ります。

以上が小委員長報告の骨子でありま
す。

二月一日の委員会においては、松本
信次、早稻田柳右エ門、平野力三の三
君につき証言を求めたのであります。こ
の顧問就任の経緯、顧問料その他の
金銭、物品等の收受の事実につきまし
ては、いずれも事直証言を得たので
あります。保全経済会事業運営の
実際、従つて保全経済会の赤字運営の
事実については、休業後まで何ら知る
ところがなかつたとの証言でありまし
た。なお、松本証言中特に注目するべ
きは、保全経済会の法的性格に関し、
匿名組合ではないとの証言が表明され
たことでありまして、この間、平野証人
の、伊藤理事長が休業後法制化、立法
化によつて再建ができるといふ点に異常
な熱意を示していたとの証言から順次
進みまして、速記録を引用いたします
が、中村高一委員の質問に答えて、
「これも伊藤君が私一人のところで言
うたことでありまして、そのことを
前提としてお聞きを願いたい。広川
さんにも三千万円、これは佐藤さんも池
田さんにも承知しておつてくれる、池田
君が行つて池田さんにおつて、にかかつ
た、こういう手続が踏んであるから、
立法化といふことはこの点において承
知してくれたい、さういふ私には言つ
た。但し、これは伊藤君自身としても
今、伊藤君のような状態にあることで
あり、また問題はきわめて重大なこと

でありますので、私がそのことをどう
信じており、またどうであるといふこと
は、私として、伊藤君があるいは苦し
まされに、立法化もできないのに立法
化できるといふことを……。」と証言
し、また引續き同委員の「これは日が
はつきりいたしませんか、九月の五日
ごろに築地の秀花といふ待合で、重
光、大原、伊藤理事長の三人で三者会
談を聞かれたといふのであります。こ
ろが、さういふ事実を伊藤君から聞いてお
るかどうか。」という質問に対し、「伊
藤君から聞きました。」と証言し、以下駒
井重次君を通じ改進黨に二千万円、三
木武吉君を通じ鳩山派に一千万円を献
金したといふことを、すべて保全経済
会休業後伊藤君から聞いたといふ伝聞形
式の証言をいたしましたのであります。

翌二月二日は大谷、広川両君の証言
を求めたのであります。広川君に対し
ましては、当然前日における立法化運
動に関する事項が活発であつたわけで
あります。が、広川君は、「保全経済
会のような特殊なものに対しての立法
については、依頼されたことはござい
ません。」と証言し、また昭和二十七年
九月、東京会館の別館において伊藤、
三浦、山崎と四名で会合した事実があ
るが、その際の話は新夕刊への投資依
頼であつたと証言しておるのでありま
す。また、池田邸訪問の点に關しては、
東京会館のその席で、「佐藤君、池田
君に対して立法化に対して依頼をして

昭和二十九年二月二十四日 衆議院會議録第十二号 議長の報告

くれというようなことはございませ
ん。ただ、池田君に対しては、金融を
やつておるのであるから、池田君にお
会いたしたい、紹介をしてもいいた
いという依頼はありました」と述べ、
その後同席紹介したが、立法化の依
頼ないし金融の授受については「はつ
きりお答えいたします。絶対そうい
うことはございせん」と断言をいたし
ました。

以上の次第で、二月二日委員会終了
後開かれた理事会では、中野理事
より池田勇人君の喚問が要求されたの
であります。八日の理事会まで保留す
ることとした。二月八日の理
事会におきましては、次回証人の相談
をいたしましたのであります。まず、中野
理事より、池田勇人君喚問の理由とし
て、去る二日の廣川君の証言によれ
ば、昭和二十七年九月ごろ東京会館別
館において新夕刊社長山崎一芳君、三
浦義一君及び伊藤藤斗君と会談の折、
伊藤君より池田君を紹介してくれとの
ことで、同道の上車に紹介しただけだ
と、このことであるが、池田君は、一日夜新聞
記者団と会見して「昭和二十七年九月
二十五日某氏を介して廣川弘毅氏と伊
藤藤斗君が来ているが献金をもらうか
どうかといわれた。そんなことはな
いと断絶して見ると、伊藤、廣川両氏
が来訪していた。私が廣川氏と話して
いる間、伊藤氏は傍聴間におり会わな
かつたが、廣川氏に対しては、そんな

ものはもつてはいけなと話した
云々(産業経済新聞、読売新聞参照)
と発表したのであります。すなわち、
廣川君の証言と池田君の談話発表とは
重大なる食い違いを生じているのであ
り、これをたゞずとは本件調査のため
ぜひ必要なりとして池田君を証人とし
て喚問されたいとの発言があり、これに
対し、久保田理事、小林理事等は、右中
野理事の提案にさらに次の三つの理由
を加えて、別の角度より池田君の喚問
を主張したものであります。すなわち、
第一は、昭和二十七年二月、
池田勇人君は、当時大蔵大臣として、
予算委員会で、保全経済会が銀行法を
の他の法令に違反する場合は、調査の
上これを取締ると言明したにもかかわ
らず、これを今日まで放置して被害を
増大せしめた責任について事情を聴取
すること、第二は、法務省、大蔵省等
関係官庁が、二十七年以来保全経済会
の内容調査及び処置について意見の対
立をしていたことに対する点、第三
は、保全経済会休業直後、滞米中の池
田勇人君の国際電話の件であります。
これに対し、高木理事、田沼理事等よ
り、池田勇人君を証人として喚問す
ることに強く反対されたのであります。
その理由は、平野証言が、伊藤藤斗君
と二人きりの、いわゆる伝聞証言で、
何ら事実の裏づけのないものであつ
て、それを固執し主張し続けること
は、本委員会を政争の具に供せんとす
るものであるから、本件証人の喚問の

順序を本筋に引きもどし、小委員長の
報告に基いて、保全経済会の実体を解
明し、次に監督権の適否に移るべきで
ある。このためには、まず山崎一芳、
三浦義一、松下孝徳、小宮三郎等の諸
君を証人として順次喚問し、しかる後
新しき段階において理事会を開き、池
田君喚問の採否を決定すべきである
というのであります。爾来引続き開かれ
た理事会においても、また小委員懇談
会においても、この二つの意見が反復
し、いまだ完全に意見の一致を見ない
のであります。
本委員会として所期の目的である
保全経済会等特殊利殖機関の実体をあ
くまで解明し、関係官庁の処置の適否
をきわめ、全国数十万の被害者をして
一刻も早く安定せしむべく本審議を軌
道に乗せ、あわせて国会に対する国民
疑惑の目を一日も早く払拭いたします
ことは、わが国民主義確立のため緊
要なことであり、審議の順序と
方法につき軽々に処断いたしません。結果
は、さらに事態を迅速に陥れ、調査の
目的に達せざることとなりますので、
慎重に処置し、調査の完全を期したい
と存している次第であります。(拍手)
○副議長(原彪君) 明二十五日は定期
より本会議を開くこととし、本日はこ
れにて散会いたします。
午後十一時三十五分散会

出席閣僚大臣
法務大臣 犬養 健君
大蔵大臣 小笠原三九郎君
文部大臣 大達 茂雄君
通商産業大臣 愛知 揆一君
郵政大臣 塚田十一郎君
労働大臣 小坂善太郎君
国務大臣 緒方 竹虎君
国務大臣 大野 伴睦君
出席政府委員
法制局長官 佐藤 達夫君
法制局第二部長 野木 新一君
国家地方警 斎藤 昇君
国家地方警 山崎 喜雄君
警察部長 井本 台吉君
法務省刑務局長 渡辺喜久造君
大蔵省主税局長 福井 勇君
文部省初等中 緒方 信一君
等教育局長 吉岡千代三君
通商産業省 織田 長君
閣議を省略した報告
一、昨二十三日提議長は吉田内閣総理
大臣申出の、次の者を政府委員に任
命することを承認した。
総理府統計局長 森田 優三
行政管理庁長 美濃部亮吉
計費課部長
一、昨二十三日、議員有田二郎君の逮
捕について許諾を求めるのは、院
議で、本件については、来る三月三
日まで逮捕することを許諾するに決
した旨、内閣総理大臣宛通知した。

一、今二十四日召集に応じた議員は次
の通りである。
北海道第四区選出 岡田 春夫君
一、昨二十三日議長において、次の常
任委員の辞任を許可した。
電気通信委員 小平 忠君
予算委員 瀬戸山三男君
山口久久一郎君
亘 四郎君 松原喜之次君
平岡忠次郎君 松前 重義君
安藤 覺君
決算委員 尾崎 末吉君 山崎 岩男君
議院運営委員 江藤 夏雄君 田中 角榮君
佐藤 芳男君 永井勝次郎君
長谷川 駿君 島上善五郎君
一、昨二十三日議長において、次の通
り常任委員の補欠を指名した。
電気通信委員 松前 重義君
予算委員 富田 健治君 尾崎 末吉君
羽田武陽郎君 柳田 秀一君
小平 忠君 網富 義人君
三木 武吉君
決算委員 安井 大吉君 田中 角榮君
議院運営委員 長谷川 駿君 山崎 岩男君
高橋 順一君 島上善五郎君
助川 良平君 山口丈太郎君
一、昨二十三日行政監察特別委員会に
おいて、次の通り理事を補欠選任し
た。

理事 山田 長司君(理事久保田 鶴松君昨二十三日理事辞任につきその補欠)

一、昨二十三日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

行政監察特別委員 吉武 恵市君

一、昨二十三日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

行政監察特別委員 天野 公義君

一、昨二十三日議員から提出した議案は次の通りである。

政治資金規正法の一部を改正する法律案(中村高一君外十九名提出)

一、昨二十三日内閣から提出した議案は次の通りである。

補助金等の臨時特例等に関する法律案

農産物検査法の一部を改正する法律案

刑法の一部を改正する法律案

執行猶予者保護観察法案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案

消費生活協同組合法の一部を改正する法律案

地方税法の一部を改正する法律案

一、昨二十三日予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

盲学校、ろう学校及び養護学校の生徒、児童等に対する修学の奨励に関する法律案

農林委員会 付託

一、昨二十三日予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

輸出保険法の一部を改正する法律案

一、昨二十三日委員会に付託された議案は次の通りである。

地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出第五六号)

地方行政委員会 付託

刑法の一部を改正する法律案(内閣提出第五一号)

執行猶予者保護観察法案(内閣提出第五二号)

以上二件 法務委員会 付託

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五三号)

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第五四号)

以上二件 大蔵委員会 付託

消費生活協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第五五号)

厚生委員会 付託

農産物検査法の一部を改正する法律案(内閣提出第五〇号)

農林委員会 付託

一、昨二十三日予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

盲学校、ろう学校及び養護学校の生徒、児童等に対する修学の奨励に関する法律案(平林太二君外七名提出、参法第三号)(予)

文部委員会 付託

一、昨二十三日予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

輸出保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第五七号)(予)

通商産業委員会 付託

一、昨二十三日議員から提出した質問主意書は次の通りである。

調布飛行場使用に関する質問主意書(中村高一君提出)

一、今二十四日提出した緊急質問は次の通りである。

司法権の独立に関する緊急質問(権能三郎君提出)

議員有田二郎君逮捕許諾に関連する緊急質問(山中日露史君提出)

議員連捕許諾に関連する緊急質問(木下郁君提出)

茨城県その他における警察の教職員に対する思想調査、不当弾圧事件に関する緊急質問(野原覺君提出)

昭和二十九年二月二十四日 衆議院會議第二十号 議長の報告